

市第172号議案 第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

I 計画書の構成及び議案部分について

◆「議会基本条例」における議決対象となる計画の考え方

「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向を定める計画、指針等の策定のうち特に重要なもの」
⇒「第6期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、本市の高齢者保健福祉及び介護保険制度の総合計画であるため、平成26年10月の常任委員会での決定に基づき、議決の対象となります。

<p>議決範囲となる内容</p>	<p>【計画の基本的な方向性を記載した内容】</p> <p>1 計画の趣旨・位置づけや計画期間、計画の全体像等…第1章 2 計画の推進に向けた課題や計画の基本目標…第3章（第5期計画の振り返り除く。） 3 各施策の目標と展開…第4章（指標、想定事業量及び主な取組を除く。） ⇒上記1～3は、今後3年間の本市における高齢者保健福祉施策及び介護保険制度の基本となる考え方を示しており、市として共通認識を持って推進する内容であるため、議決の範囲となります。</p>
<p>議決範囲外となる内容</p>	<p>1 高齢者を取り巻く状況…第2章 2 指標、想定事業量及び主な取組…第4章の一部 3 介護サービス量等の見込み…第5章 4 その他（各種データ、図・表、コラム、事業・用語解説、個別事業、参考資料等）</p>

計画の構成



Ⅱ パブリックコメント実施結果について

1 パブリックコメント実施概要

平成 26 年 10 月 29 日に計画素案を発表し、区民説明会等を開催して意見等を聴取しました。また、はがき、電子メール、ファクシミリ、その他により意見等を募集しました。

意見募集期間：平成 26 年 11 月 17 日～平成 26 年 12 月 22 日

内訳	件数	構成比	備考
区民説明会	323件	54.6%	1,056人参加（18区合計） アンケート596件（うち意見記載272件）
団体等説明	85件	14.3%	26団体
意見募集はがき	75件	12.7%	47通
電子メール	62件	10.5%	15通
持参	28件	4.7%	1通
郵送	10件	1.7%	1通
ファクシミリ	9件	1.5%	3通
計	592件	100.0%	

【意見の分類】

(構成比)

計画全般についての意見	54件	9.1%
第1章 横浜市の高齢者の状況	3件	0.5%
第2章 第6期計画の課題と基本目標	6件	1.0%
第3章 主な取組	353件	59.6%
1 健康でいきいきと活躍するために	66件	11.1%
2 地域で安心して暮らし続けるために	157件	26.5%
(1) 在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実	73件	12.3%
(2) 認知症施策の推進	18件	3.0%
(3) 生活支援サービスの充実	66件	11.1%
3 安定した生活の場を確保するために	56件	9.5%
4 地域包括ケア実現のために	74件	12.5%
第4章 介護サービス量等の見込み	45件	7.6%
その他介護保険制度に関する意見	16件	2.7%
その他高齢者施策に関する意見	17件	2.9%
区民説明会についての意見	90件	15.2%
その他の意見	8件	1.4%
	592件	100.0%

2 原案への反映状況

(1) 各施策の事業内容を具体的に記載しました。

具体的な内容を記載することが必要であるとの意見を受け、基本的な方向と施策展開の視点について、目標、施策の展開、主な取組を記載し、指標や想定事業量などの数値を入れました。

(2) 高齢者を取り巻く状況について、記載を充実しました。

計画を策定するための基礎資料となる、2025年を見据えた横浜市の高齢者の状況や、平成25年度に実施した「高齢者実態調査」について、グラフやデータを追記しました。

(3) 第5期計画の検証を記載しました。

第5期計画の検証が必要との意見を受け、第5期計画の振り返り及び第6期計画の推進に向けた課題を追記し、施策展開につながった課題を明確にしました。

(4) 予防給付(訪問介護・通所介護)の地域支援事業への移行を平成28年1月からとしました。

地域支援事業への移行について、拙速に実施せず、十分な準備・検討期間を確保すべきとの意見等を踏まえ、平成28年1月からとしました。

※ 介護保険料の引き下げについて多くのご意見をいただき、1月に公表された国の介護報酬改定案を受けて精査し、基準月額を5,990円とする予算案を提出しています。介護保険料については、予算議決後、3月末に策定・公表する本計画書において反映予定です。

第6期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (よこはま地域包括ケア計画) 原案 概要

1 計画策定の趣旨【原案：P1】

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。

この第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下「第6期計画」といいます。)は、平成24年3月に策定した第5期に当たる計画(計画期間:平成24年度から平成26年度まで)を見直し、新たに策定します。計画期間は平成27年度から平成29年度までの3年間です。

第6期計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進める「よこはま地域包括ケア計画」として策定します。

2 第6期計画が目指すこと【原案：P42】

地域包括ケア計画として、各計画期間を通じて段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進め、2025年度(平成37年度)までの間に各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築します。

【2025年(平成37年)の姿～団塊の世代が75歳以上～】

高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最後まで営んでいます。

身近な場所に相談窓口があり、自分に合った必要なサービスや支援(生活支援、見守り)を受けています。

介護が必要になっても、医療を含めた様々なサービスを利用しながら、24時間、365日、安心して快適な生活を送れる環境づくりが進んでいます。

社会の担い手として、地域の中で互いに助け合い、支え合っています。

健康は自らつくるもの。健やかで充実した生涯を送れるように、健康づくり、介護予防に取り組んでいます。

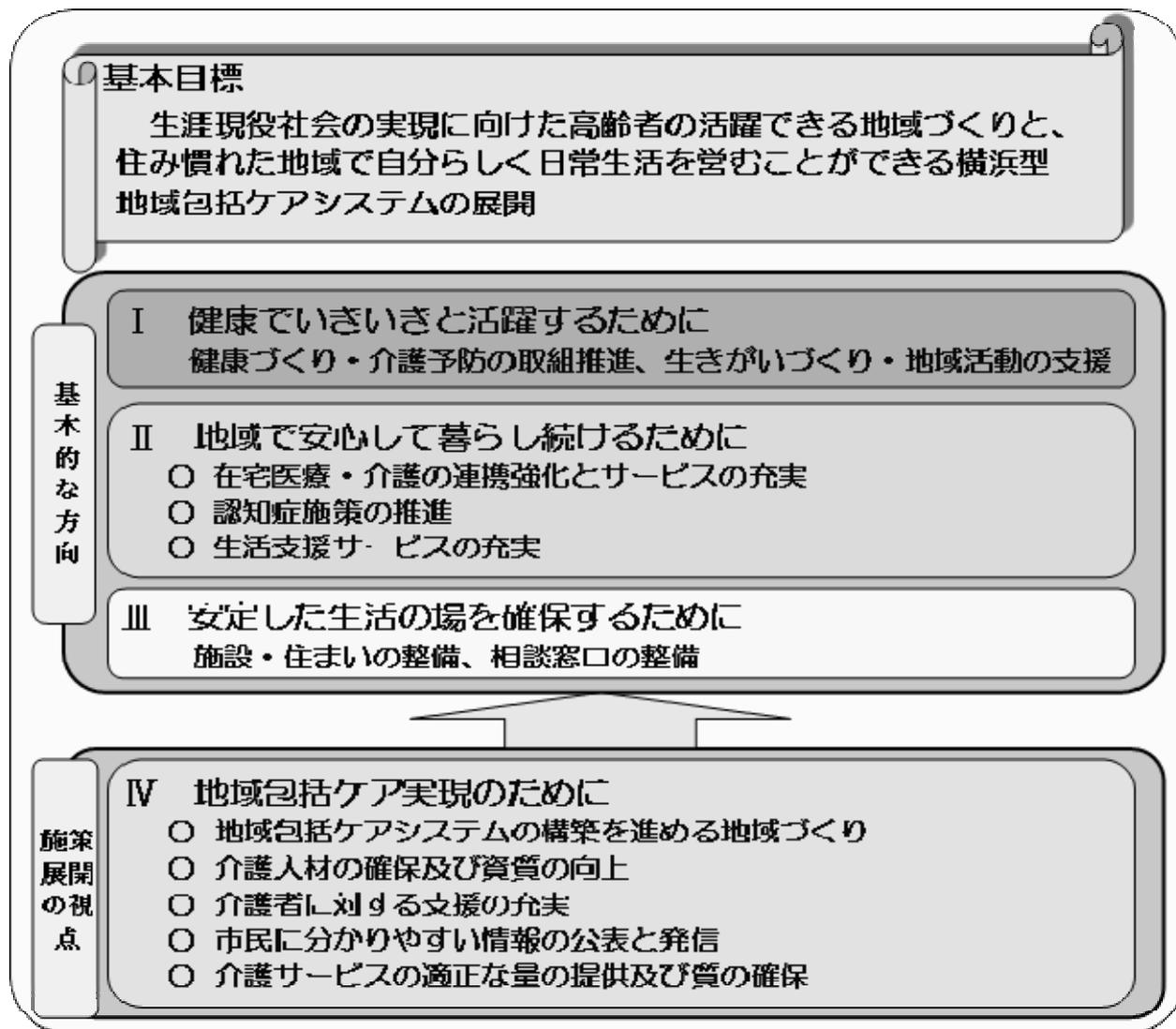
今までの知識や経験を生かして、生きがいを持った生活を送っています。

●地域包括ケアシステム●

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制

3 計画の全体像【原案：P2】

基本目標と3つの基本的な方向、それを支える施策展開の視点により、施策を展開していきます。



【参考】平成27年度介護保険制度改正の主な内容

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）
- (2) 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化
- (3) 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）

2 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

- (1) 低所得者の保険料の軽減割合を拡大
- (2) 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
- (3) 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

4 施策の展開

I 健康でいきいきと活躍するために[原案:P47~]

◆ 目標

地域全体で健康づくり・介護予防に取り組むことができるような仕組みづくりを進め、高齢者が地域の中で人とつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れるように支援します。

健康づくり・介護予防の取組を推進することで、健康を実感できる高齢者を増やします。元気な高齢者が自ら担い手として地域活動に参加できるよう支援します。

◆ 施策の展開

1 健康寿命日本一を目指した健康づくり

- 「第2期 健康横浜21」の取組である、食育や運動などによる生活習慣の改善、がん検診と特定健診の普及など生活習慣病の重症化予防への取組を推進します。
- 健康維持のための仕組み等の構築や、疾病の重症化予防など、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。
- 日常生活の中で楽しみながら継続的に健康づくりに取り組める「よこはまウォーキングポイント事業」を推進します。

2 介護予防の取組推進

- 若い世代から健康づくり・介護予防に取り組めるよう、健康づくり部門と連携して進めます。
- 高齢者が元気で活動的な生活を続けることができるよう、地域の特性を生かしながら、介護予防に取り組める事業を展開します。
- 高齢者が身近な「場」で介護予防に取り組み、住民主体で行う「元気づくりステーション事業」を拡充します。同時に、地域で介護予防に取り組む元気づくりステーション以外のグループも支援しながら、地域全体で健康づくり・介護予防に取り組みます。
- 介護予防の推進役となる担い手の発掘と支援を行います。
- 地域における介護予防活動を機能強化するために、専門職の関与を促進します。

3 地域社会で活躍・貢献できる場や機会づくりとマッチング支援の推進

- 高齢者の活躍の場を拡大していくための就業機会の提供や情報提供機能の強化に取り組むなど、就労や地域活動などへ高齢者が社会参加できる仕組みづくりを進め、生涯現役で活躍できる社会環境を整えます。
- 元気な高齢者が、地域活動や企業等で新たな支え手・担い手として活躍することにより、地域の様々な課題解決に貢献できる環境づくりを進めていきます。
- 幅広い分野の活動を対象にすることで、住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らし続けることができるよう、「よこはまシニアボランティアポイント事業」を展開します。

II 地域で安心して暮らし続けるために【原案:P61~】

○ 在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実【原案:P61】

◆ 目標

介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で安心して生活ができるよう、地域包括支援センターの機能を強化し地域の連携づくりを推進するとともに、医療と介護の連携や、地域密着型サービスの整備を行い、地域包括ケアシステムを推進します。

◆ 施策の展開

1 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターは、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、①生活支援サービスの提供体制整備、②介護予防、③認知症施策、④医療と介護の連携、⑤自立に向けたケアマネジメント に取り組みます。
- 地域包括支援センターと、地域ケアプラザ地域交流活動部門や関係機関との連携を強化し、特に地域の力を生かしながら、高齢者の生活課題を解決する取組を進めます。
- 地域包括支援センターが十分に機能を発揮できるよう、地域包括支援センターの新たな機能・役割を踏まえ、職員研修など資質向上に向けた取組を行うとともに、事業評価方法についても見直しを行います。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターが担うべき機能を整理し、必要な体制について検討します。
- 地域包括ケアシステムの推進に当たっては、地域ケア会議の手法を活用し、地域包括支援ネットワークを構築するとともに、必要な社会資源整備につなげます。

2 在宅生活を支援するサービスの充実

- 介護保険サービス、介護保険以外のサービスについて、民間事業者をはじめとした多様な供給主体の参入や人材育成への支援を通じて、適切なサービス供給量を確保し、高齢者の在宅生活を支援します。

3 医療ニーズ対応や24時間対応可能な地域密着型サービスの推進

- 医療ニーズにも対応できる看護小規模多機能型居宅介護（旧サービス名：複合型サービス）の整備目標を具体的に定めます。また、小規模多機能型居宅介護からの転換促進を進めます。
- 重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯等の方々が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、24時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護を適切に提供できる体制を整えます。
- 利用者及び家族が安心してサービスを受けることができるよう、事業者のサービスの質の向上を図ります。
- サービスの利用普及に向けて、市民や関係機関への周知を図ります。

4 在宅医療を担う医療機関の確保や医療と介護の連携強化

- 医療機関と介護サービス提供機関相互の連携の強化を進めます。
- 住み慣れた地域において、在宅療養を望む高齢者を支えるため、横浜市医師会等と協働し在宅医療を担うかかりつけ医を増やし、在宅医療と介護の橋渡しを行う在宅医療連携拠点を全区に設置します。

○ 認知症施策の推進【原案:P81】

◆ 目標

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限りより良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目指します。

本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、連携を推進するとともに、地域の見守りやインフォーマルサービス等も含めた切れ目のない支援体制の構築を目指します。

◆ 施策の展開

1 認知症高齢者の早期診断・早期対応に向けた体制整備

- 早期診断、早期対応のため、支援体制の充実を図ります。
- 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関などを分かりやすく市民や医療・介護関係者に周知します。
- 介護予防の取組の一環として、認知症予防の啓発や認知症予防活動に取り組みます。
- 認知症に対応した介護サービスの適切な提供を図ります。

2 認知症疾患医療センターを中心とした認知症医療体制の充実

- 認知症疾患医療センターを中心として、認知症医療体制の充実を図るとともに医療・介護連携を強化します。
- 認知症の人への適切なケアの提供のため、医療従事者や介護従事者等の認知症対応力向上を図ります。

3 認知症の人と家族が共に安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実

- 認知症の人と介護者が共に安心して過ごせる居場所づくりや家族の集いなど家族者支援の充実を図ります。
- 区や地域包括支援センターでの相談や認知症コールセンターの運営などにより、相談体制の充実を図ります。
- 権利擁護の取組を推進します。

4 地域で見守り、支え合う体制の構築

- 認知症の普及啓発は、認知症に関する理解を深め、支え合う意識向上の基盤づくりに欠かせないことから、取組を一層推進します。
- 認知症サポーターやキャラバン・メイト等とともに、認知症の人や家族を見守り、支援できる市民を増やし、支え合うまちづくりを推進します。

5 若年性認知症の支援

- 若年性認知症の本人・家族に対する情報提供や相談体制の充実を図ります。

○ 生活支援サービスの充実【原案:P89】

◆ 目標

介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する体制を整えます。

平成27年度中に「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、モデル実施するなどして段階的に多様なサービスを充実させ、平成29年度から本格実施します。

◆ 施策の展開

1 予防給付（訪問介護・通所介護）の円滑な地域支援事業への移行

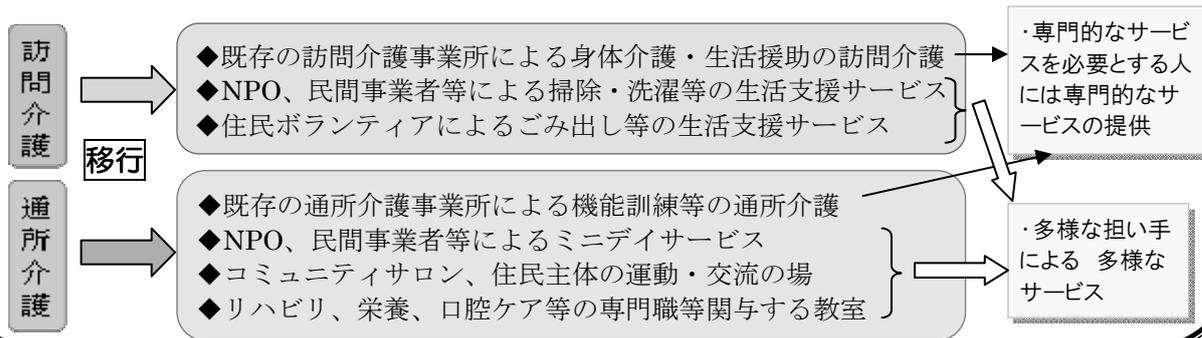
- 多様な生活支援ニーズに対応し、身近な地域資源を活用しながら心身の健康状態を維持できるように、総合事業を実施します。

2 地域の資源を生かした多様なサービスの充実

- NPO、ボランティア団体、地縁組織など多様な主体が多様な生活支援サービスを提供する体制づくりや、住民が担い手となる環境づくりを行います。

【参考】総合事業と生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の实情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行（29年度末まで）。財源構成は給付と同じ（国、県、市町村、保険料）。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなどの地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。



III 安定した生活の場を確保するために【原案:P91～】

◆ 目標

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、特別養護老人ホームなど、要介護高齢者の状態に対応した高齢者の施設を整備します。

高齢者の施設・住まいに関する様々なニーズに応じた相談体制を構築します。

◆ 施策の展開

1 状況に応じた施設や住まいの整備

- 高齢者人口や要介護認定者数の増加を見据え、特別養護老人ホームは地域バランスや医療的ケアへの対応等に配慮しつつ、要介護3以上の方がおおむね12か月以内に入所できる整備水準を維持します。
- その他、介護保険施設と居住系サービスについても、それぞれの施設・サービス特性に応じて、利用者のニーズに対応していきます。

2 高齢者施設や住まいに関する相談体制の充実と情報提供

- 多様化する高齢者の施設や住まいに関する相談窓口を設置します。
- 複数の専門窓口と連携することにより、相談者のニーズに応じたきめ細やかな相談対応を行います。

IV 地域包括ケア実現のために【原案:P101～】

1 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり【原案:P101】

◆ 目標

地域福祉保健推進のための基盤整備や、地域で見守り支え合う仕組みづくりを市民・事業者・公的機関の連携により推進し、誰もがいつまでも安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域づくりを進めます。

◆ 施策の展開

- 地域福祉保健計画の推進や援護が必要な高齢者等への支援を通じ、地域住民や幅広い関係団体・機関とともに、見守り・支え合いの取組を進めます。
- 権利擁護事業や成年後見制度について、広く普及啓発を進め、円滑な利用促進や関係機関の支援体制の充実を図ります。

2 介護人材の確保及び資質の向上【原案:P107】

◆ 目標

今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、多様な人材の参入促進や事業者支援を充実させ、介護人材確保及び資質の向上に向けた取組を推進します。

◆ 施策の展開

- 中高年齢者や潜在的有資格者など多様な人材が介護現場で活躍できるような環境づくりに取り組みます。
- 関係機関と連携し介護職員や事業者向けの支援を充実させ、人材の定着促進や資質の向上を図ります。

3 介護者に対する支援の充実【原案:P109】

◆ 目標

介護者の身体的・精神的な負担が軽減できるよう、介護者に対する相談・支援体制の充実や、医療・介護サービスの情報の提供を進めます。

◆ 施策の展開

- 高齢者や家族が適切なサービスを選択できるよう、相談・支援体制の充実や各種サービス情報の周知・広報を進めます。
- 介護セミナーや介護者の集い等、介護者支援に取り組みます。

4 市民に分かりやすい情報の公表と発信【原案:P111】

◆ 目標

利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、サービス内容や事業者情報の提供の充実を図るとともに、事業者自身の自己評価や外部評価の取組を促進します。

◆ 施策の展開

- 利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。
- 介護保険サービスの質の向上を図るため、外部評価機関による評価の受審を進め、結果を公表します。

5 介護サービスの適正な量の提供及び質の確保【原案:P113】

◆ 目標

研修の充実等により要介護認定の一層の平準化を図るとともに、効率的な事務の執行について検討していきます。

事業者数が増加している中、効果的・効率的に事業所指導や報酬返還業務が行えるよう取り組みます。

施設長等を対象とした研修の実施により介護スタッフの人材育成に取り組み、サービスの質の確保を促進するとともに、利用者の生活の場である施設への介護相談員の派遣により、サービスの質の向上を図ります。

◆ 施策の展開

- 要介護認定や介護給付費の適正化を進め、適正かつ効率的な事務執行に努めます。
- 利用者に対して適切にサービスが提供されるよう、事業者に対する指導・監査体制を強化します。
- サービスの質の向上と事業者の透明性を高めるため、第三者評価の受審や、介護相談員の派遣を実施します。

6 苦情相談体制の充実【原案:P117】

◆ 目標

利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場所で苦情相談ができる体制を引き続き確保します。

苦情相談の内容に対して、事業者や区役所などの関連機関の連携により、的確かつ迅速な対応が行えるような連絡体制や、過去の苦情報告に関する情報を、その後の対応に活用する仕組みの確立を目指します。

◆ 施策の展開

- 利用者にも身近な場所で苦情相談できる体制を確保するとともに、苦情内容に対して関係機関で連携の上、迅速かつ的確な対応を行います。
- 横浜市福祉調整委員会を適正に運営し、サービス提供者の質の向上を図ります。

第 6 期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
(計画期間：平成 27 年度～29 年度)

原 案

(よこはま地域包括ケア計画)



平成 27 年 2 月
横 浜 市



《 目 次 》

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画の位置付け	1
2 計画の期間	2
3 計画の全体像	2
4 計画の進行管理	3
5 計画の意見の反映	3
第2章 高齢者を取り巻く状況	5
1 横浜市の高齢者の現状	5
2 増え続ける高齢者人口	6
3 介護保険の被保険者数、要介護認定者数、利用者数の状況	8
4 高齢者のいる世帯の状況	11
5 高齢者の定住意向	13
6 就労や社会活動の状況	16
7 経済状況	21
8 認知症について	22
9 要支援・要介護者の生活状況、サービス利用意向	24
第3章 計画の基本目標	31
1 第5期計画の振り返り及び第6期計画の推進に向けた課題	31
2 第6期計画の基本目標.....	39
3 日常生活圏域の設定	43
第4章 施策の展開	45
I 健康でいきいきと活躍するために.....	47
1 健康寿命日本一を目指した健康づくり	49
2 介護予防の取組推進.....	52
3 地域社会で活躍・貢献できる場や機会づくりとマッチング支援の推進	55
II 地域で安心して暮らし続けるために.....	61
○ 在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実.....	61

1 地域包括支援センターの機能強化	63
2 在宅生活を支援するサービスの充実	66
3 医療ニーズ対応や24時間対応可能な地域密着型サービスの推進	73
4 在宅医療を担う医療機関の確保や医療と介護の連携強化	76
○ 認知症施策の推進	81
1 認知症高齢者の早期診断・早期対応に向けた体制整備	83
2 認知症疾患医療センターを中心とした認知症医療体制の充実	84
3 認知症の人と家族が共に安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実 ..	86
4 地域で見守り、支え合う体制の構築	87
5 若年性認知症の支援	88
○ 生活支援サービスの充実	89
1 予防給付(訪問介護・通所介護)の円滑な地域支援事業への移行	90
2 地域の資源を生かした多様なサービスの充実	90
Ⅲ 安定した生活の場を確保するために	91
1 状況に応じた施設や住まいの整備	94
2 高齢者施設や住まいに関する相談体制の充実と情報提供	100
Ⅳ 地域包括ケア実現のために	101
1 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり	101
2 介護人材の確保及び資質の向上	107
3 介護者に対する支援の充実	109
4 市民に分かりやすい情報の公表と発信	111
5 介護サービスの適正な量の提供及び質の確保	113
6 苦情相談体制の充実	117

第5章 介護サービス量等の見込み

資料編

作成中

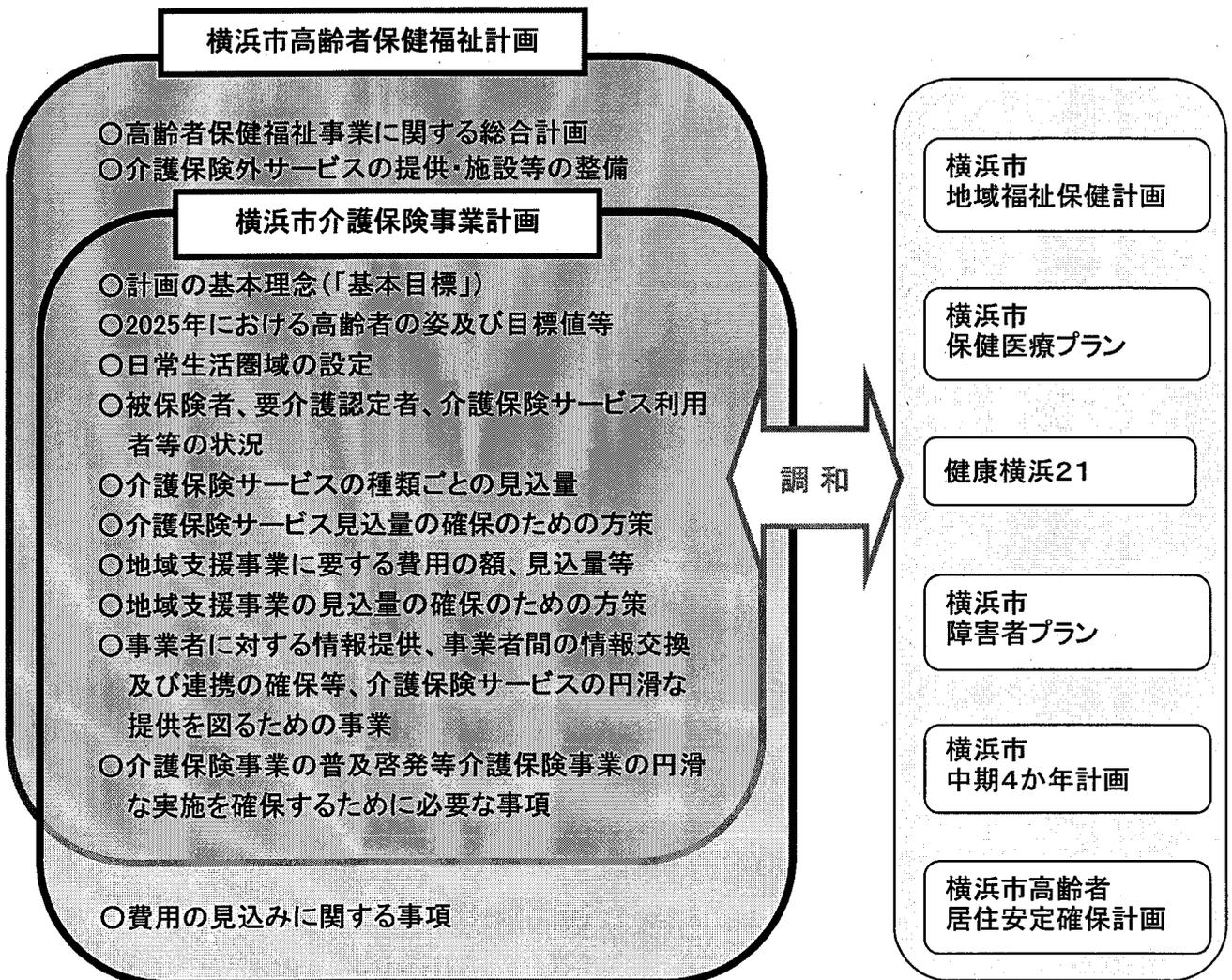
第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者に関する各種の保健福祉事業や平成12年度から始まった介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題を明らかにし、目標等を定めたものです。この第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（以下「第6期計画」といいます。）は、平成24年3月に策定した第5期に当たる計画（計画期間：平成24年度から平成26年度まで）を見直し、新たに策定したものです。

この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に、また、横浜市地域福祉保健計画などの計画との調和に配慮して、策定しました。

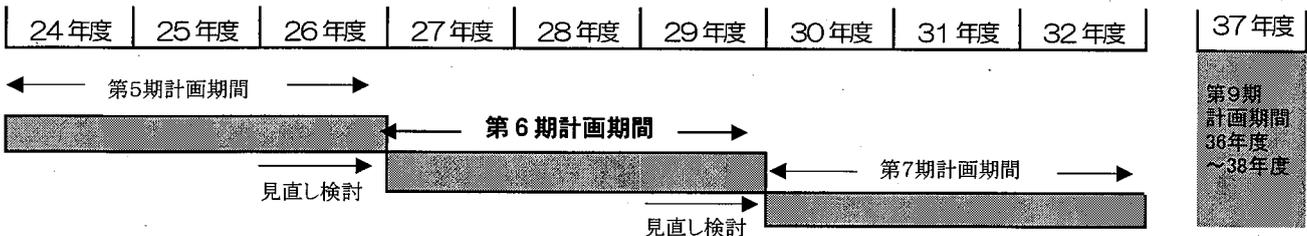
第6期計画は、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進める「よこはま地域包括ケア計画」として策定します。



2 計画の期間

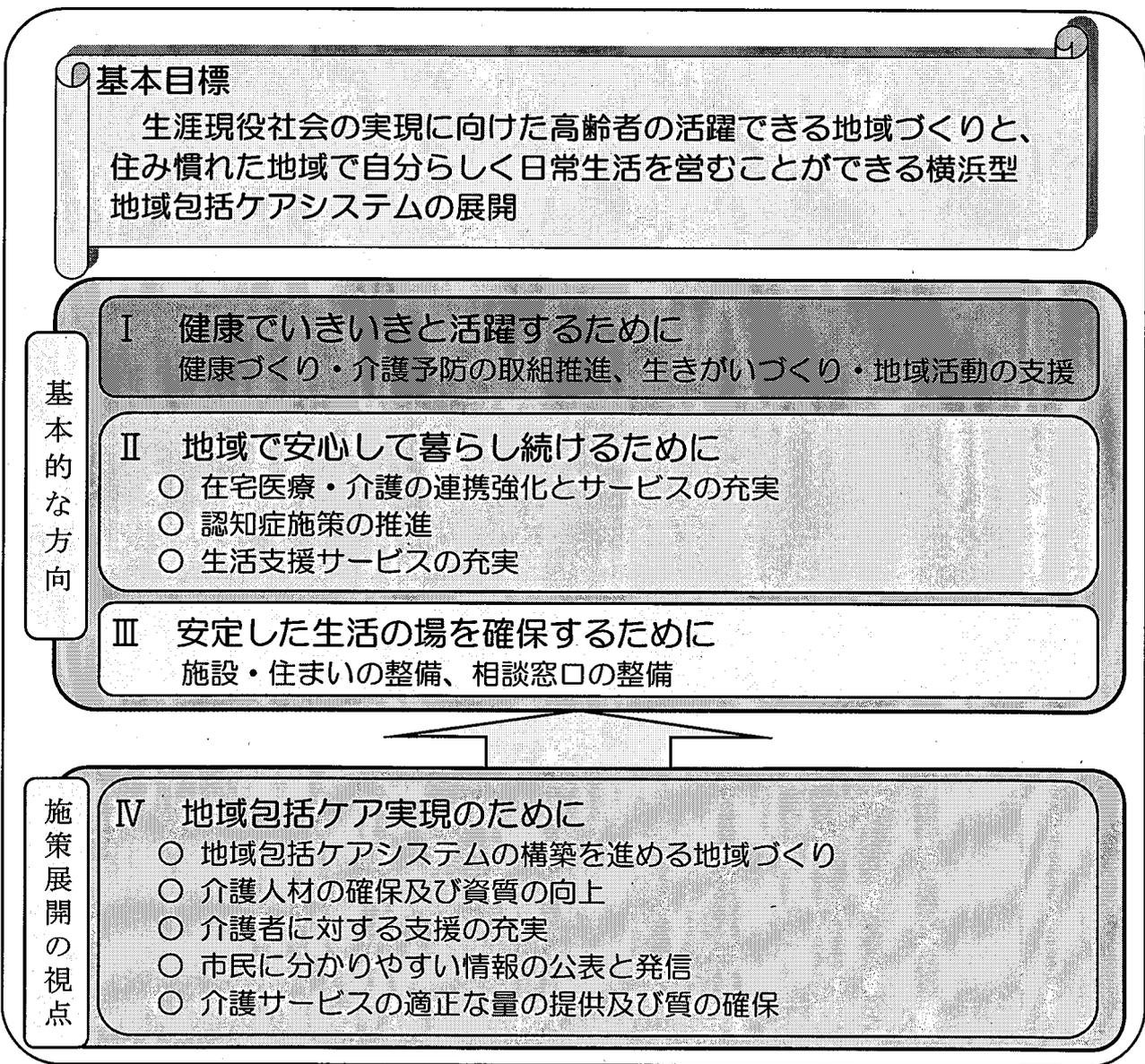
計画期間は、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)までの3年間です。
 計画は3年ごとに見直しを行うこととされていることから、平成26年度に第5期計画の見直しを行いました。

【計画の期間】



3 計画の全体像

基本目標と3つの基本的な方向、それを支える施策展開の視点により、施策を展開していきます。



4 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、被保険者数や要介護認定者数の状況、サービスの利用状況などの進行状況を、横浜市介護保険運営協議会等に報告し、審議を行います。同協議会の資料・議事録はホームページ等に掲載していきます。

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/jourei/jigyoukeikaku/>)

5 計画の意見の反映

(1) 高齢者実態調査

計画策定の基礎資料とするため、要介護認定を受けていない高齢者、介護保険サービス利用者、介護予防サービス利用者、介護保険サービス未利用者、特別養護老人ホーム入所申込者等を対象としたアンケート調査を平成25年度に実施し、日常生活の状況、健康づくりや介護予防に関する意識及び取組状況、介護保険や保健・福祉サービスに関する利用状況及び今後の利用意向等について調査しました。

また、サービス提供側である介護保険事業者やケアマネジャー等にもアンケート調査を実施し、高齢者や介護を取り巻く状況について、様々な角度から実態把握を行いました。

(2) 横浜市介護保険運営協議会

計画の策定に当たっては、公募の市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者により構成された「横浜市介護保険運営協議会」において検討を進めてきました。

(3) パブリックコメント（市民説明会等）

市民から幅広く意見を頂くため、平成26年10月に「第6期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 素案」を作成し、区役所や地域ケアプラザ等の窓口で配布するとともに、素案の説明会を市内18区で開催しました。また、広報よこはまや本市ホームページを通じて広く素案を周知し、市民意見の把握と反映に努めました。

○介護保険制度の主な改正内容について

1 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

サービスの充実

- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実
 - ①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進
 - ③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化

重点化・効率化

- ① 全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化
 - * 見直しにより、既存の介護事業所による既存サービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能。これにより、効果的・効率的な事業も実施可能。
- ② 特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護3以上に限定（既入所者は除く）
 - * 要介護1・2でも一定の場合には入所可能

2 費用負担の公平化

低所得者の保険料軽減を拡充。また、保険料上昇をできる限り抑えるため、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

低所得者の保険料軽減を拡充

- 低所得者の保険料の軽減割合を拡大

重点化・効率化

- ① 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引上げ
- ② 低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」の要件に資産などを追加

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される体制

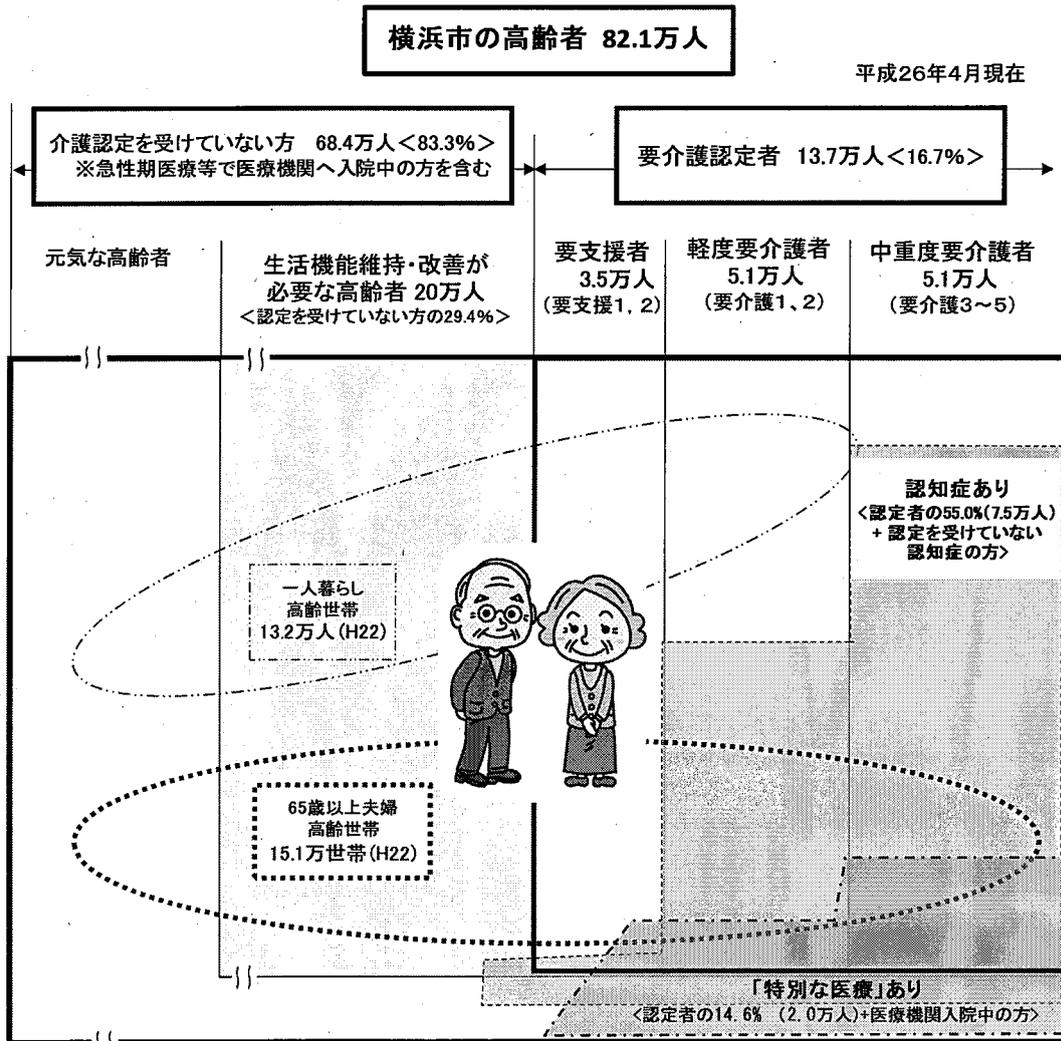
第2章 高齢者を取り巻く状況

1 横浜市の高齢者の現状

現在、横浜市内の高齢者は約82万人であり、平成22年国勢調査結果によると、約13.2万人は一人暮らし世帯、約15.1万世帯（約30.2万人）は65歳以上の夫婦世帯です。

また、82.1万人中の83.3%、68.4万人の方は要介護認定を受けずに生活されています。

一方、13.7万人、16.7%の方は要介護認定者で、そのうち55.0%の方には何らかの支援や介護の必要な認知症があると思われまます。



※ 特別な医療: 経管栄養、酸素療法など

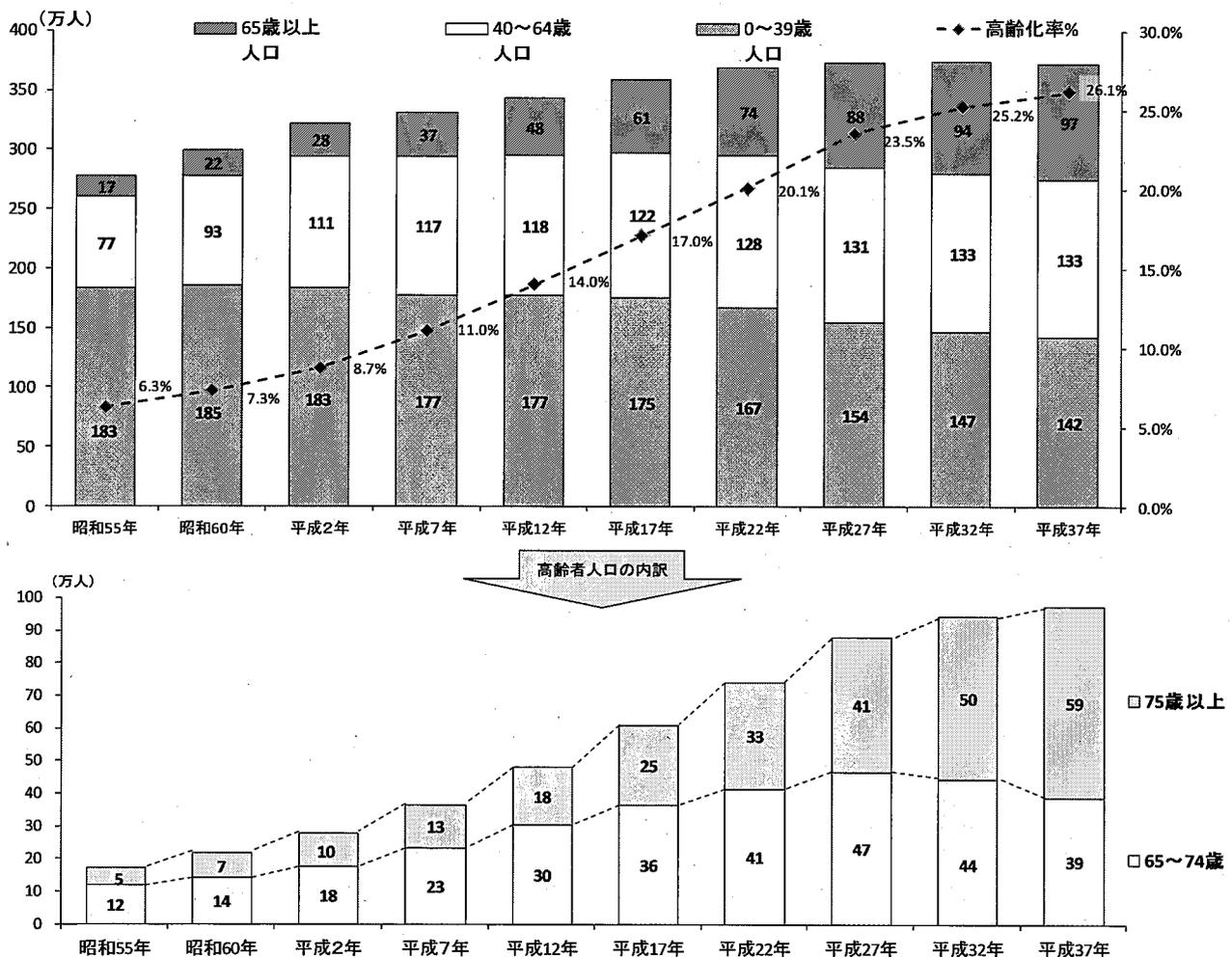
一人暮らし高齢世帯、65歳以上夫婦高齢世帯は、平成22年国勢調査値

2 増え続ける高齢者人口

本市の人口は、増加傾向で推移してきており、横浜市の将来推計人口^{注1}によれば平成32年には374万人となる見込みです。なお、団塊の世代^{注2}が75歳以上となる2025年（平成37年）には、総人口は減少に転じ372万人となる見込みです。

高齢者人口（65歳以上）は平成22年には74万人、高齢化率（総人口に占める高齢者人口の割合）20.1%であったものが、平成37年には97万人、26.1%に達すると見込まれます。また高齢者人口に占める75歳以上の後期高齢者数は、平成32年には前期高齢者（65歳～74歳までの高齢者）を上回り49万7千人となり、平成37年には58万6千人となると見込まれます。

〔 横浜市の人口の推移 〕



注1: 2010年(平成22年)国勢調査を基準として将来値を推計したもの

注2: 昭和22年(1947年)～24年(1949年)生まれの世代

※ 端数処理をしているため、合計が一致しない場合があります。

〔 横浜市の人口の推移 〕

	昭和 55 年	昭和 60 年	平成2年	平成7年	平成 12 年
総人口	2,773,674	2,992,926	3,220,331	3,307,136	3,426,651
0～39 歳人口	1,830,128	1,846,817	1,834,539	1,773,182	1,769,695
40～64 歳人口	770,080	928,496	1,106,305	1,168,816	1,178,256
65 歳以上人口	173,466	217,613	279,487	365,138	478,700
高齢化率%	6.3%	7.3%	8.7%	11.0%	14.0%
高齢化指数	100.0	125.4%	161.1%	210.5%	276.0%
うち 75 歳以上人口	54,442	74,960	103,880	131,331	175,442
後期高齢者指数	100.0	137.7	190.8	241.2	322.3

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	平成 32 年	平成 37 年
総人口	3,579,628	3,688,773	3,725,138	3,735,021	3,717,810
0～39 歳人口	1,747,026	1,671,176	1,541,951	1,466,594	1,417,974
40～64 歳人口	1,222,942	1,276,578	1,306,352	1,327,255	1,328,282
65 歳以上人口	609,660	741,019	876,835	941,172	971,554
高齢化率%	17.0%	20.1%	23.5%	25.2%	26.1%
高齢化指数	351.5%	427.6	506.0	543.1	560.6
うち 75 歳以上人口	246,103	327,474	410,308	496,681	585,956
後期高齢者指数	452.0	602.1	754.4	913.2	1,077.4

資料：昭和55年～平成17年は国勢調査結果をもとに算出
 平成22年～平成37年は横浜市将来人口推計より算出

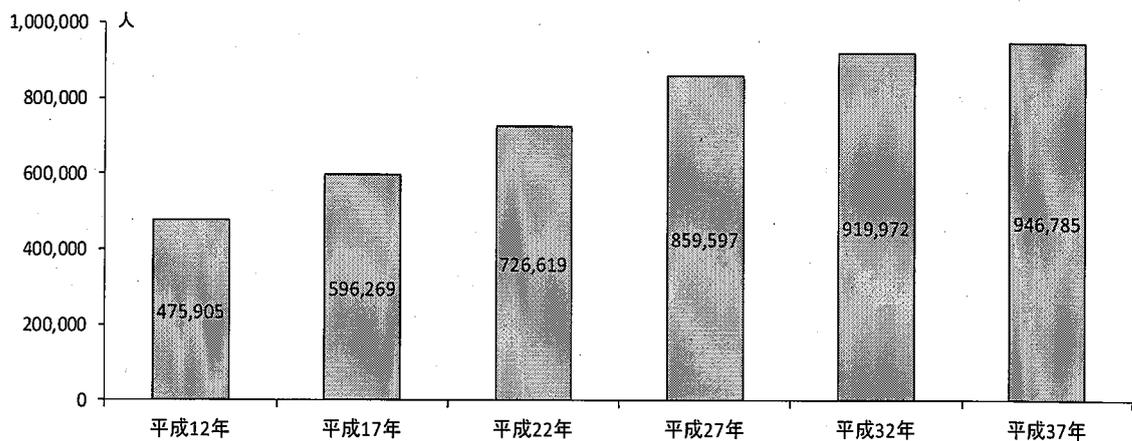
3 介護保険の被保険者数、要介護認定者数、利用者数の状況

(1) 被保険者の状況

第1号被保険者（65歳以上）数は増加傾向にあり、平成12年10月の48万人が平成22年10月には73万人と、52.7%の増加となっており、平成37年には95万人、平成12年に比べ2倍になると見込まれます。一方で、総人口の増加は平成12年から平成22年にかけては7.3%、平成37年にかけては7.8%の増加と見込まれます。

また、第2号被保険者（40歳～64歳の医療保険加入者）数は、平成12年10月の117万人が平成22年10月には126万人と微増で推移し、平成37年には131万人と、平成12年に比べ12%の増加と見込まれます。

〔 第1号被保険者の状況 〕



	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
第1号被保険者数	475,905	596,269	726,619	859,597	919,972	946,785
指数	100	125.3	152.7	180.6	193.3	198.9
第2号被保険者数	1,170,852	1,210,996	1,261,901	1,292,505	1,313,172	1,314,168
指数	100	103.4	107.8	110.4	112.2	112.2
横浜市総人口	3,450,196	3,601,236	3,702,537	3,726,455	3,735,021	3,717,810
指数	100	104.4	107.3	108.0	108.3	107.8

注1: 第1号被保険者数、2号被保険者数は、各年10月1日現在

注2: 平成12年～平成22年の横浜市総人口は、各年9月30日現在(住民基本台帳及び外国人人口登録)

(2) 要介護認定者の状況

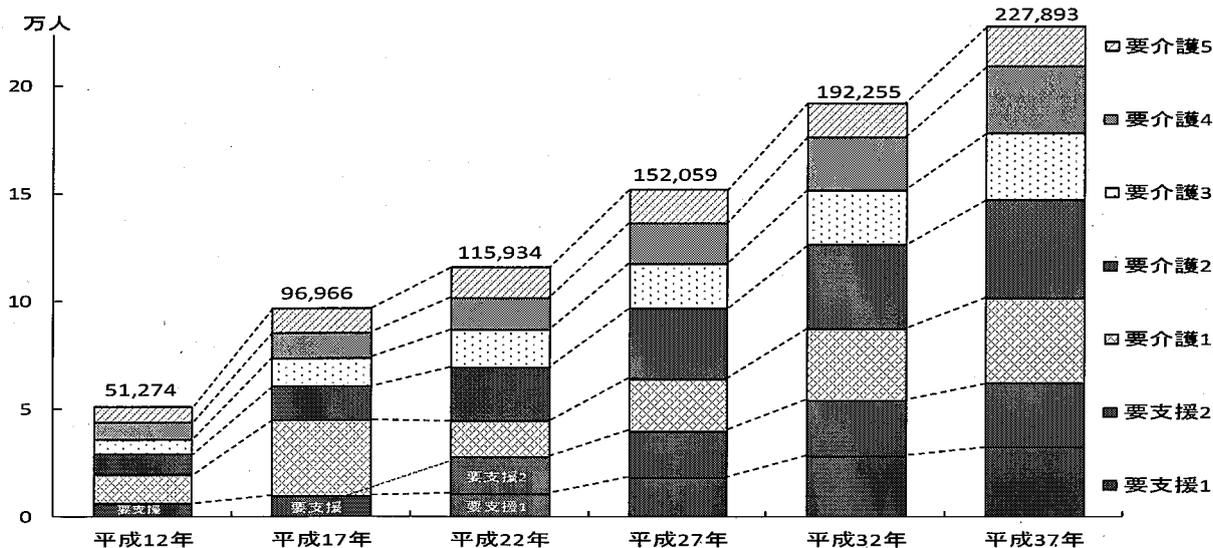
要介護認定者をみると、認定者数は増えつづけており、認定者率（第1号被保険者数に占める認定者数の割合）は平成12年10月の10.8%から、平成22年10月には16.0%と上昇しています。今後、増加傾向は続き、平成37年には24.1%になると見込まれます。

要介護度別の構成比を、平成12年10月と平成22年10月で比較してみると、要介護2、要介護3の割合が増えています。

〔 要介護認定者の状況 〕

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
要介護認定者数	51,274	96,966	115,934	152,037	192,091	227,686
第1号被保険者数	475,905	596,269	726,619	859,597	919,972	946,785
認定者率	10.8%	16.3%	16.0%	17.7%	20.9%	24.1%

注: 要介護認定者数、第1号被保険者数は各年10月1日現在



		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
人数	合計(全体)	51,274	96,966	115,934	152,059	192,255	227,893
	要支援1	6,479	10,149	10,901	18,536	28,395	32,433
	要支援2			17,197	21,292	25,537	29,503
	要介護1	13,359	35,023	16,311	24,407	33,173	39,635
	要介護2	9,505	15,540	25,011	32,606	39,021	45,689
	要介護3	6,934	12,988	17,434	20,697	25,500	30,997
	要介護4	7,682	11,668	14,954	19,058	24,675	30,782
	要介護5	7,315	11,598	14,126	15,463	15,954	18,854
構成比	合計(全体)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	要支援1	(要支援)12.6%	(要支援)10.5%	9.4%	12.2%	14.8%	14.2%
	要支援2			14.8%	14.0%	13.3%	12.9%
	要介護1	26.1%	36.1%	14.1%	16.1%	17.3%	17.4%
	要介護2	18.5%	16.0%	21.6%	21.4%	20.3%	20.0%
	要介護3	13.5%	13.4%	15.0%	13.6%	13.3%	13.6%
	要介護4	15.0%	12.0%	12.9%	12.5%	12.8%	13.5%
	要介護5	14.3%	12.0%	12.2%	10.2%	8.3%	8.3%
認定者のうち1号被保険者数	48,938	92,800	112,275	148,301	188,435	224,070	
第1号被保険者数	475,905	596,269	726,619	859,597	919,972	946,785	
第1号被保険者認定者率	10.3%	15.6%	15.5%	17.3%	20.5%	23.7%	

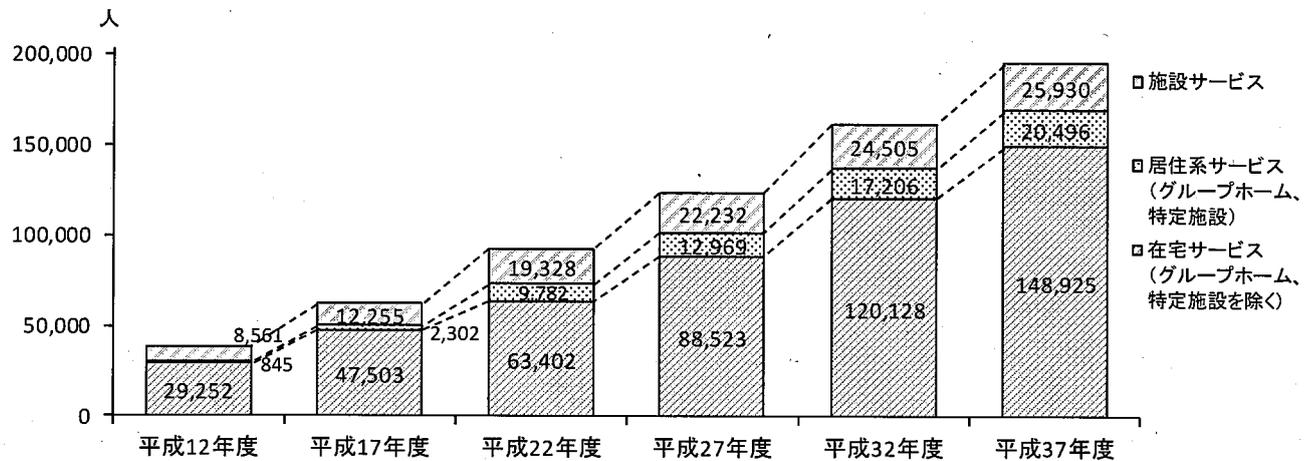
注: 要支援1, 2は平成18年度より(平成12, 17年は「要支援」区分の数値) 端数処理をしているため、合計が100%にならないことがあります。

(3) 介護保険サービス利用者数の状況

介護保険サービスの利用者の状況をみると、在宅サービス利用者（認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・特定施設入所者生活介護（特定施設）利用者を除く）、居住系サービス（グループホーム、特定施設）、施設サービスの利用者数は増加傾向が続き、平成37年度平均の利用者数は、平成12年度平均に比べて在宅サービスは5倍、居住系サービスは24倍、施設サービスは3倍になると見込まれます。

平成22年度平均の利用者数合計に占める割合は、在宅サービス利用者は68.5%、居住系サービス利用者は10.6%、施設サービス利用者は20.9%となっています。今後居住系サービスを中心として介護保険サービス利用者の増加が続き、平成37年度におけるサービス利用割合は在宅サービス利用者は76.2%（平成12年度比0.5ポイント増）、居住系サービス利用者は10.5%（平成12年度比8.3ポイント増）、施設サービス利用者は13.3%（平成12年度比8.8ポイント減）になると見込まれます。

〔 介護保険サービスの利用者数(月平均) 〕



		平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
在宅サービス (グループホーム、特定施設を除く。)	利用者数	29,252	47,503	63,402	88,523	120,128	148,925
	指数	100.0	162.4	216.7	302.6	410.7	509.1
	人数構成比	75.7%	76.5%	68.5%	71.5%	74.2%	76.2%
居住系サービス (グループホーム、特定施設)	利用者数	845	2,302	9,782	12,969	17,206	20,496
	指数	100.0	272.4	1,157.6	1,534.8	2,036.2	2,425.6
	人数構成比	2.2%	3.7%	10.6%	10.5%	10.6%	10.5%
施設サービス	利用者数	8,561	12,255	19,328	22,232	24,505	25,930
	指数	100.0	143.1	225.8	259.7	286.2	302.9
	人数構成比	22.1%	19.7%	20.9%	18.0%	15.1%	13.3%
介護保険サービス利用者数合計	利用者数	38,658	62,060	92,512	123,724	161,839	195,351
	指数	100.0	160.5	239.3	320.0	418.6	505.3
	人数構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

注:利用者数は、各年度の月次見込に基づく平均数値

4 高齢者のいる世帯の状況

(1) 高齢者のいる世帯

平成2年から平成22年までの20年間で、横浜市の高齢夫婦のみ世帯は3.3倍に、高齢単身世帯は4.2倍に増加しています。この結果、平成22年には、全世帯の31.0%、約3世帯に1世帯が高齢者のいる世帯となっており、そのうち高齢単身世帯は27.1%となっています。この傾向はさらに強まっていくものと考えられます。

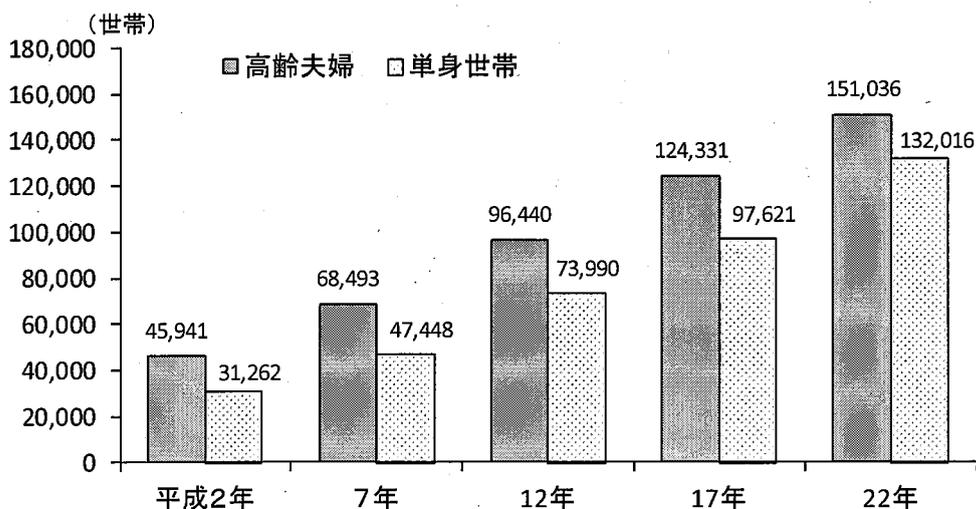
〔 高齢親族のいる世帯の家族類型別の推移(平成2年～22年) 〕

	平成2年	7年	12年	17年	22年
一般世帯数 A 〈指数〉	1,149,740 〈100.0〉	1,251,392 〈108.8〉	1,353,526 〈117.7〉	1,443,350 〈125.5〉	1,573,882 〈136.9〉
高齢親族のいる世帯数 B 〈指数〉	206,125 〈100.0〉	263,687 〈127.9〉	336,993 〈163.5〉	410,830 〈199.3〉	487,666 〈236.6〉
B/Aの割合	17.90%	21.10%	24.90%	28.50%	31.00%
高齢夫婦 〈指数〉	45,941 〈100.0〉	68,493 〈149.1〉	96,440 〈209.9〉	124,331 〈270.6〉	151,036 〈328.8〉
単身世帯 C 〈指数〉	31,262 〈100.0〉	47,448 〈151.8〉	73,990 〈236.7〉	97,621 〈312.3〉	132,016 〈422.3〉
C/Bの割合	15.20%	18.00%	22.00%	23.80%	27.10%

注：「一般世帯」とは、「施設等の世帯」と区別され、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者をいいます。その他、上記の世帯と住居を共にし、生計は別の単身者、会社・官公庁などの独身寮などに居住する単身者を含みます。

資料：国勢調査

〔 高齢夫婦世帯、高齢単身世帯の推移(平成2年～22年) 〕



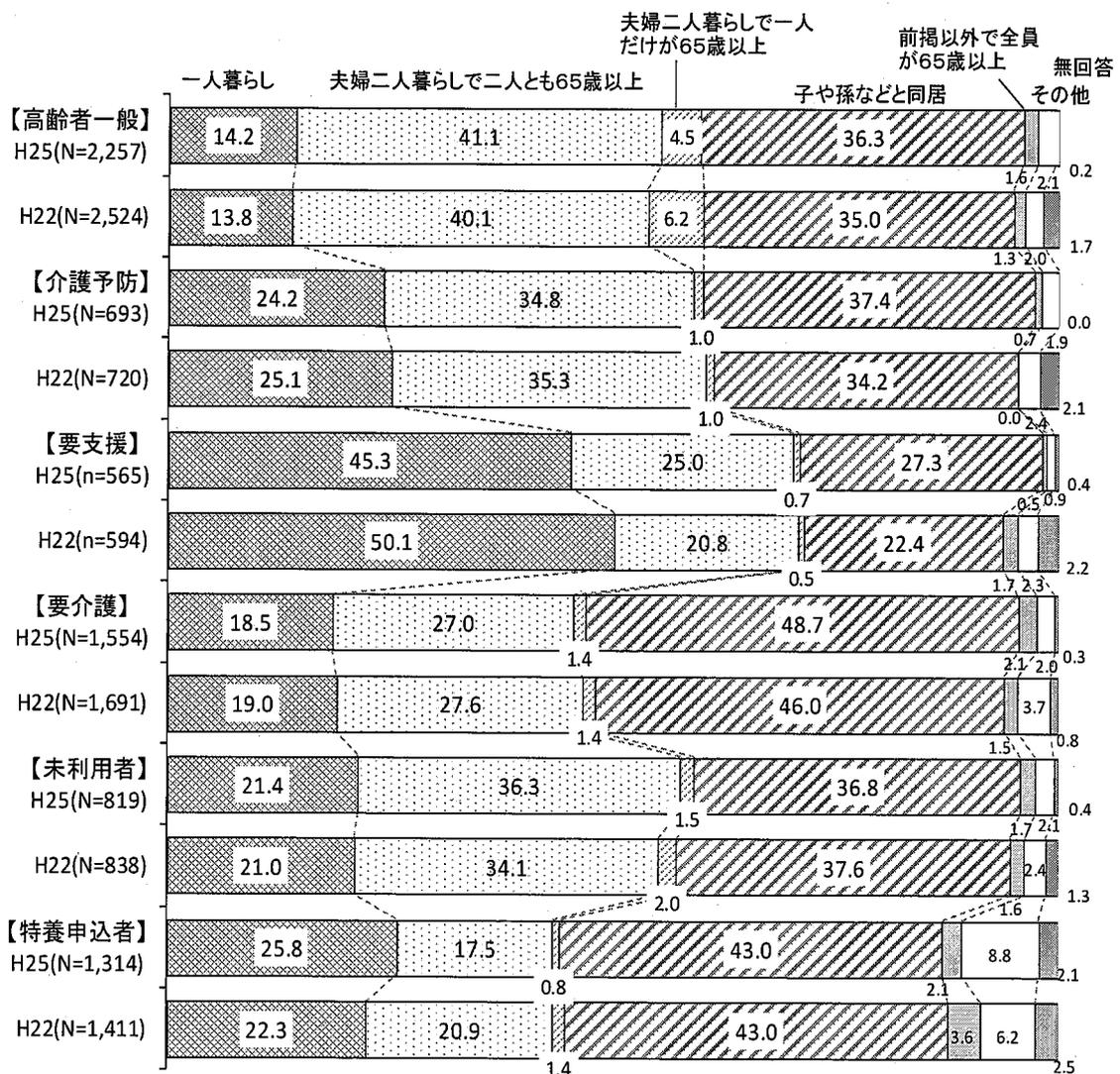
資料：国勢調査

(2) 高齢者の世帯構成

高齢者の世帯構成は、一人暮らしと夫婦二人暮らし世帯を合わせると、約6割(59.8%)を占め、平成22年度調査(以下「前回調査」といいます。)とほぼ同様となっています。一方「子や孫など同居」が36.3%と前回調査に比べ、1.3ポイント増加しています。

また、一人暮らし世帯の割合は、要支援高齢者の45.3%をはじめ、特養申込者の25.8%、介護予防の24.2%、未利用者の21.4%、要介護の18.5%と、高齢者一般の14.2%をいずれも上回っています。

〔世帯構成〕



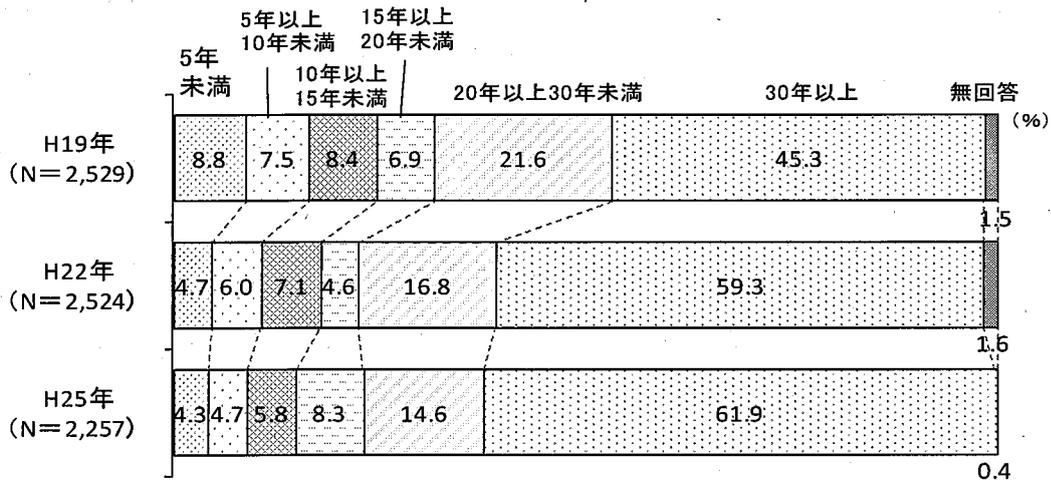
資料:平成19年度・22年度・25年度横浜市高齢者実態調査
Nは、各調査における全回答者数

5 高齢者の定住意向

(1) 居住年数

高齢者の市内居住年数をみると、「30年以上」の割合が61.9%で最も多く、前々回、前回調査に比べて増加傾向がみられます。

〔 高齢者の居住年数 〕

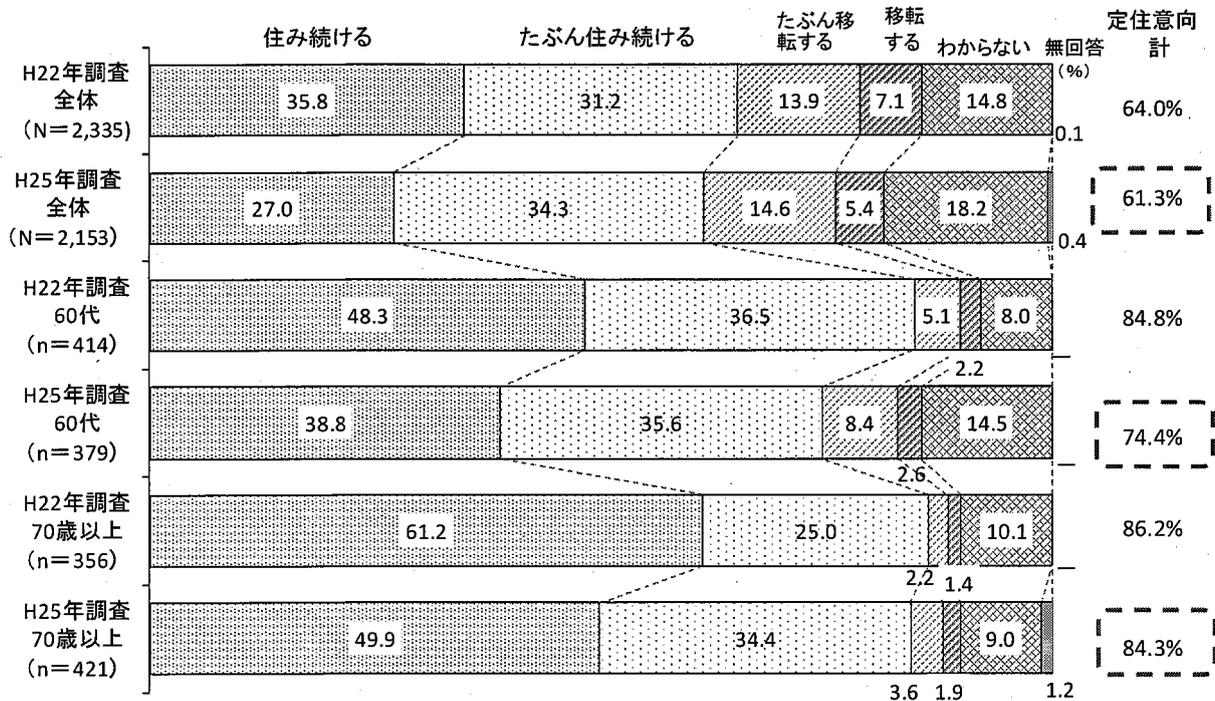


資料:平成19年度・22年度・25年度横浜市高齢者実態調査(高齢者一般調査)

(2) 定住意向

横浜市市民意識調査によれば、「住み続ける」と「たぶん住み続ける」を合わせた定住意向は、60代では定住意向は74.4%と、22年度調査と比べて10ポイント程度減少しています。

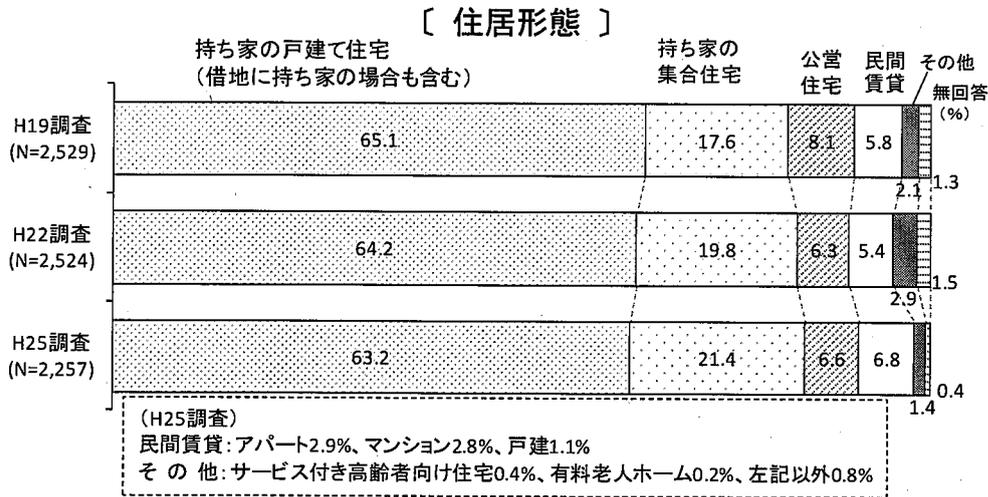
〔 定住意向 〕



資料:平成22年度・25年度横浜市市民意識調査

(3) 住居の状況

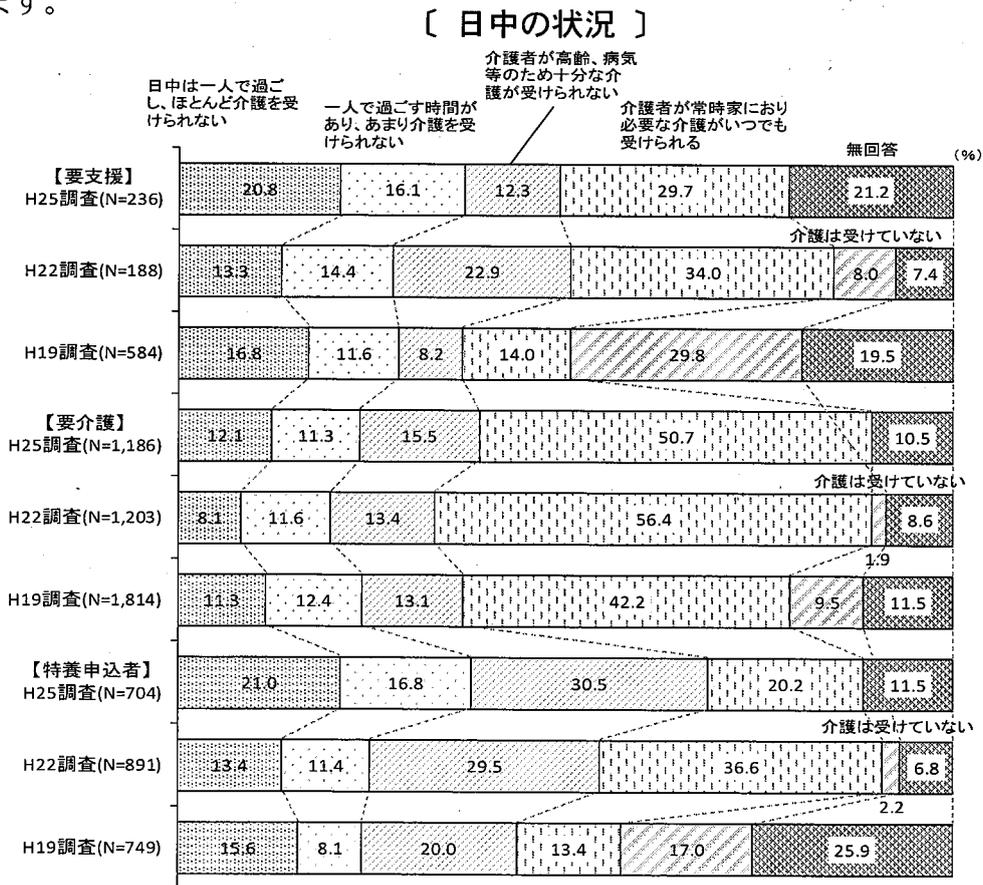
住居の形態をみると、「持ち家の戸建て住宅」は63.2%と最も多い一方、「持ち家の集合住宅」(21.4%)及び「民間賃貸」(6.8%)に居住する割合が増加傾向にあります。



資料:平成19年度・22年度・25年度横浜市高齢者実態調査(高齢者一般調査)

要支援、要介護高齢者の日中の状況をみると、要介護高齢者の50.7%は「介護者が常時家において必要な介護がいつでも受けられる」としていますが、前回調査(56.4%)に比べ減少しています。

また要支援、要介護、特養申込者とも「日中は一人で過ごし、ほとんど介護を受けられない」が増加傾向にあり、要支援(20.8%)、特養申込者(21.0%)では2割を超えています。

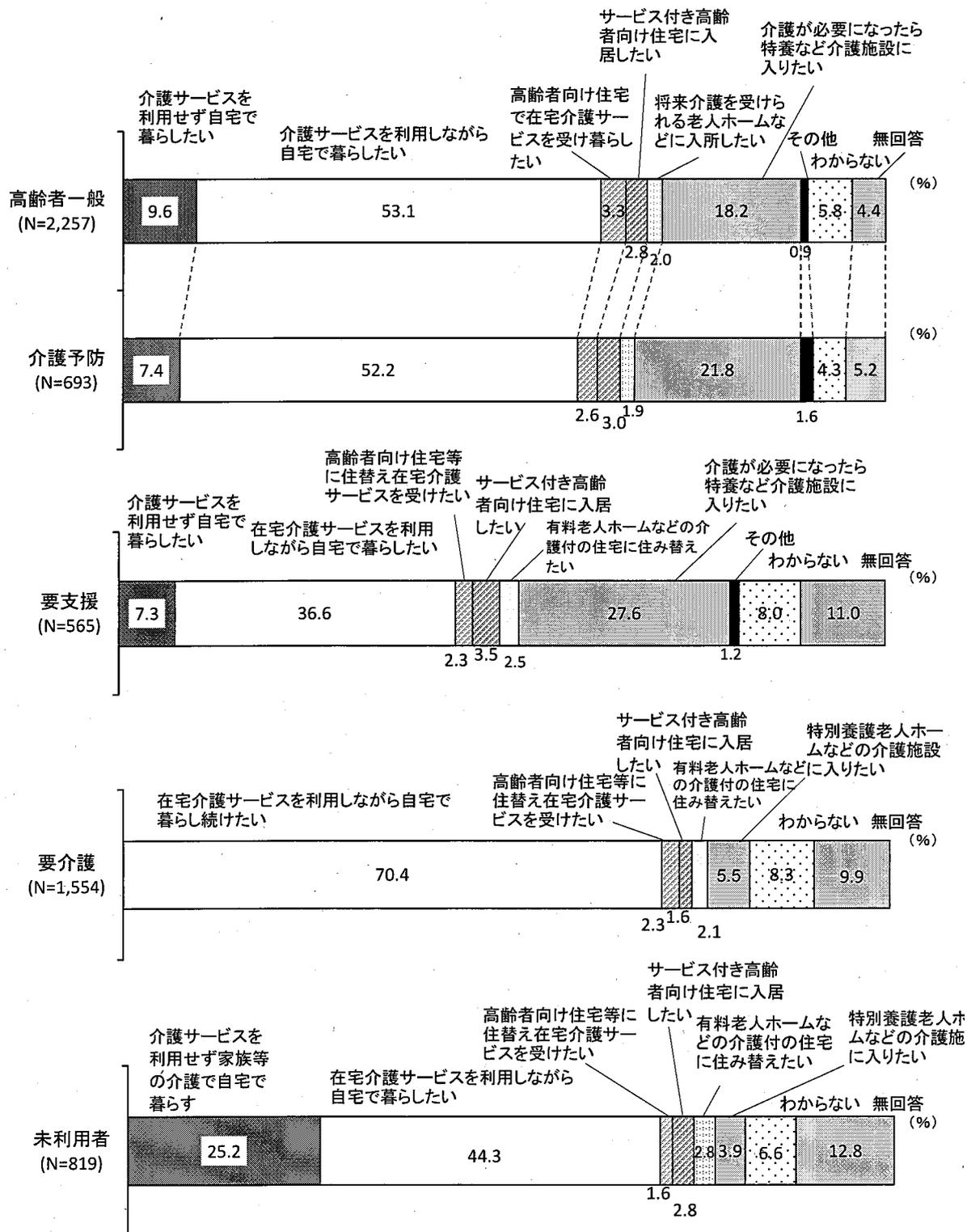


資料:平成19年度・22年度・25年度横浜市高齢者実態調査(高齢者一般調査)

(4) 介護サービスと住まい

介護サービスの利用と住まいについての考え方をみると、「介護サービスを利用しながら、できるだけ自宅で暮らしたい」は、要介護で70.4%、高齢者一般で53.1%、予防で52.2%と半数を超えています。また、要支援では36.6%、未利用では44.3%となっています。

〔介護サービスと住まいについて〕

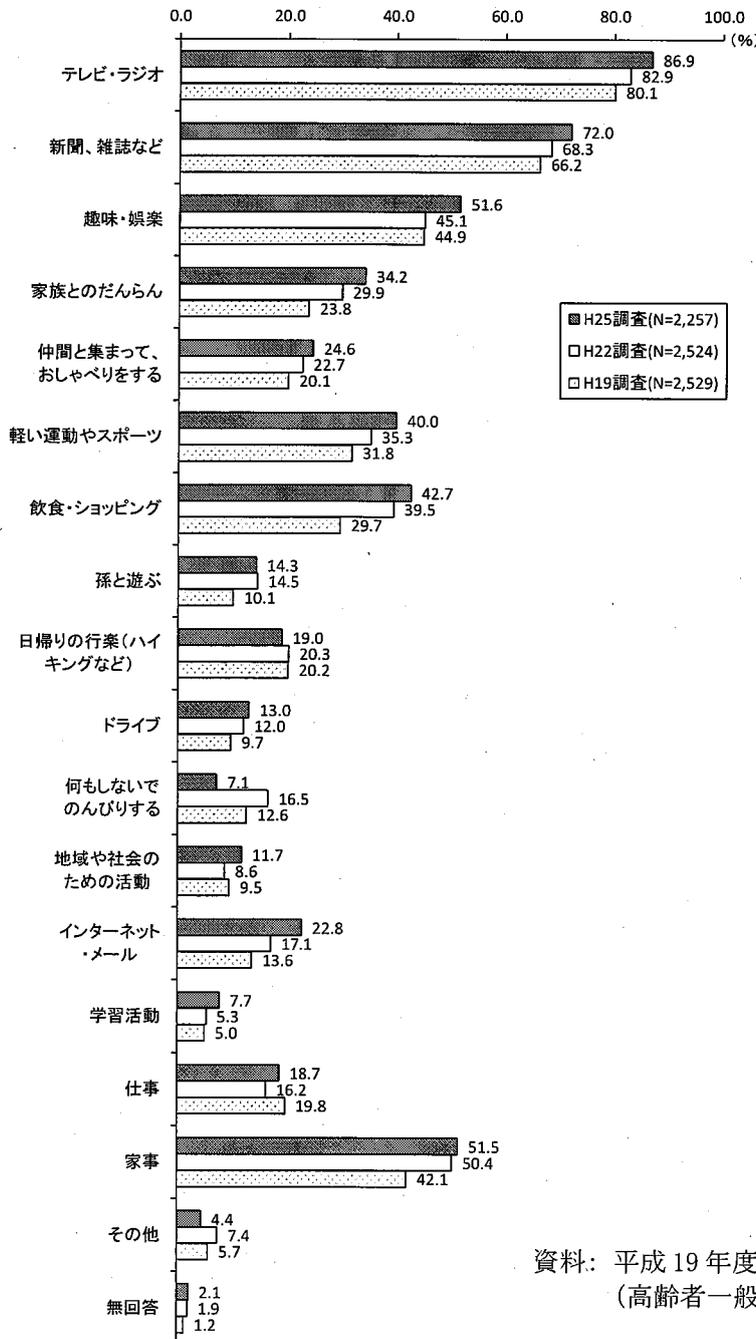


資料:平成 25 年度横浜市高齢者実態調査

6 就労や社会活動の状況

(1) ふだんの過ごし方

ふだんの過ごし方をみると、「テレビ・ラジオ」の視聴が86.9%と前回同様最も高く、次いで「新聞、雑誌など」が72.0%、「趣味・娯楽」(51.6%)、「家事」(51.5%)、「飲食・ショッピング」(42.7%)、「軽い運動やスポーツ」(40.0%)、「家族との団らん」(34.2%)、など、前回よりも増加しています(前回より減少は「日帰りの行楽(ハイキングなど)」(19.0%)、「孫と遊ぶ」(14.3%))。また、「インターネット・メール」は22.8%と前回より5ポイント程度増加しています。「何もしないでのんびりする」は7.1%と前回よりも減少しています。



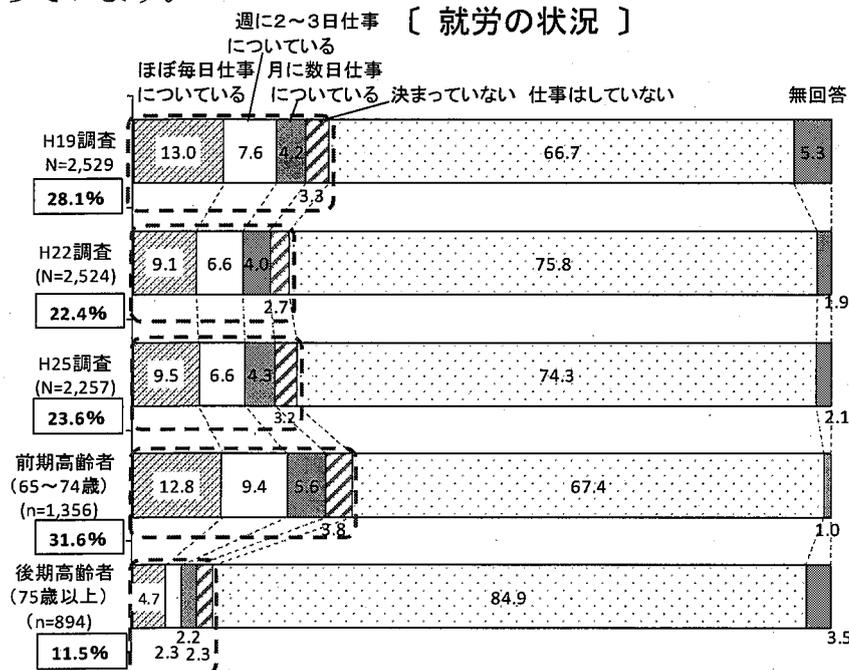
〔ふだんの過ごし方
(複数回答)〕

資料：平成19年度・22年度・25年度横浜市高齢者実態調査
(高齢者一般調査)

(2) 就労の状況

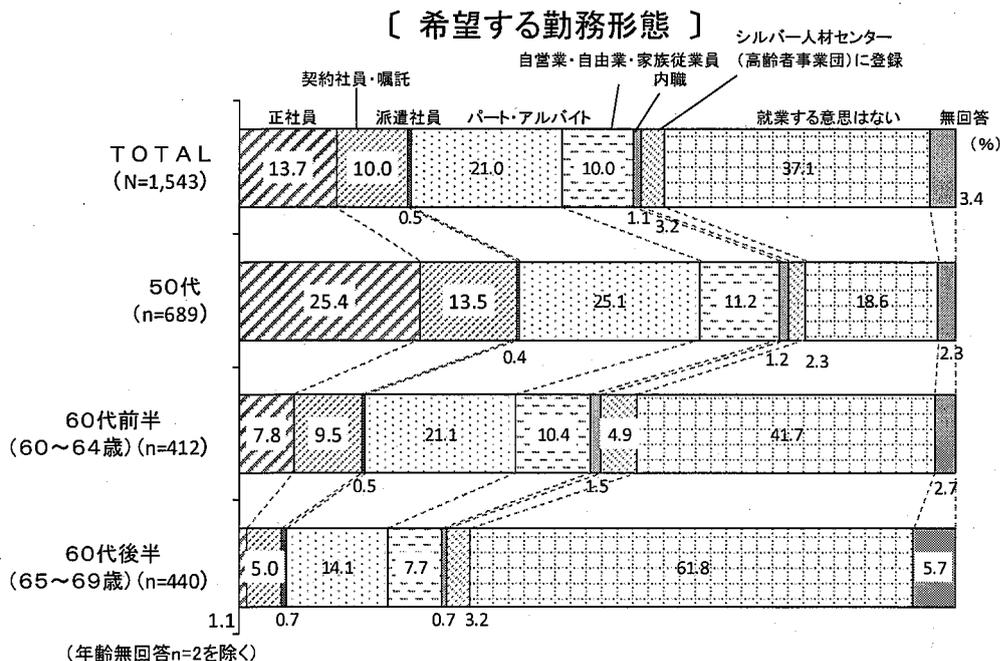
就労の状況をみると、前回調査に比べて、仕事についている割合がやや増加しています(23.6%)。

前期高齢者(65~74歳)では31.6%が仕事についており、そのうちの12.8%は「ほぼ毎日」となっています。



資料：平成19年度・22年度・25年度横浜市高齢者実態調査(高齢者一般調査)

希望する勤務形態をみると、60代前半では「パート・アルバイト」が21.1%、「自営業・自由業・家族従業員」が10.4%、60代後半では「パート・アルバイト」が14.1%、「自営業・自由業・家族従業員」が7.7%となっています。「正社員」及び「契約社員・嘱託」の割合は、60代前半から後半にかけて大幅に減少しています。



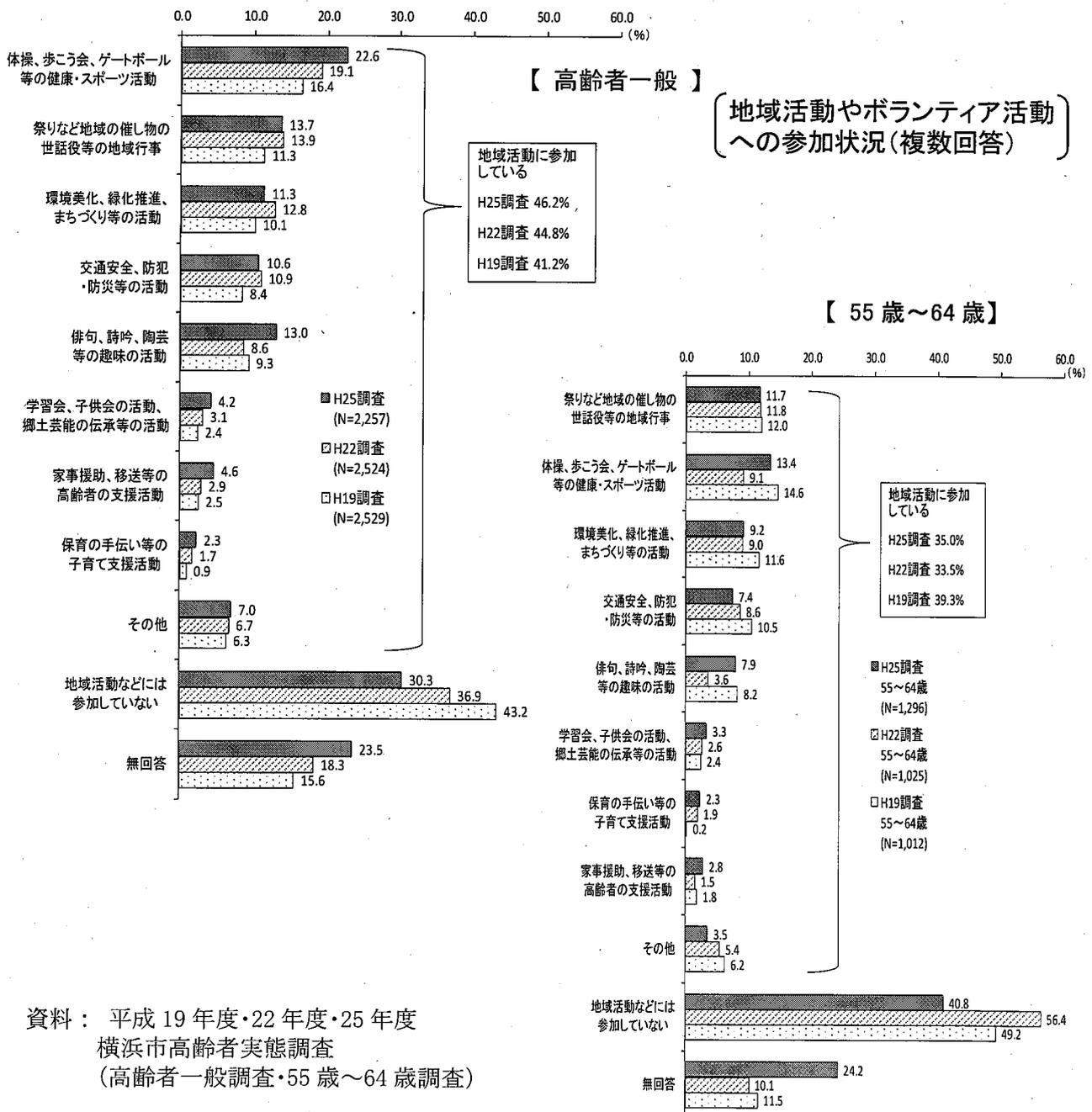
資料：平成26年度横浜市「これからの生活と生きがいについてのアンケート」

(3) 地域活動やボランティア活動の状況

地域活動やボランティア活動への参加状況をみると、高齢者の方の46.2%、55～64歳の方の35.0%が何らかの活動に参加しており、高齢者一般、55～64歳とも前回調査より参加割合が増えています（前回：高齢者一般44.8%、55～64歳33.5%）。

高齢者一般では「体操、歩こう会、ゲートボール等の健康・スポーツ活動」に参加しているとする割合が22.6%、「祭りなど地域の催し物の世話役等の地域行事」が13.7%、「俳句、詩吟、陶芸等の趣味の活動」13.0%となっており、いずれも前回調査とほぼ同じもしくは前回調査よりも参加割合が増えています。

55～64歳の方では、「体操、歩こう会、ゲートボール等の健康・スポーツ活動」が13.4%、と前回より参加割合が増加し、「祭りなど地域の催し物の世話役等の地域行事」が11.7%とほぼ前回と同様の参加割合となっています。



資料：平成19年度・22年度・25年度
横浜市高齢者実態調査
(高齢者一般調査・55歳～64歳調査)

(4) 健康・介護予防について

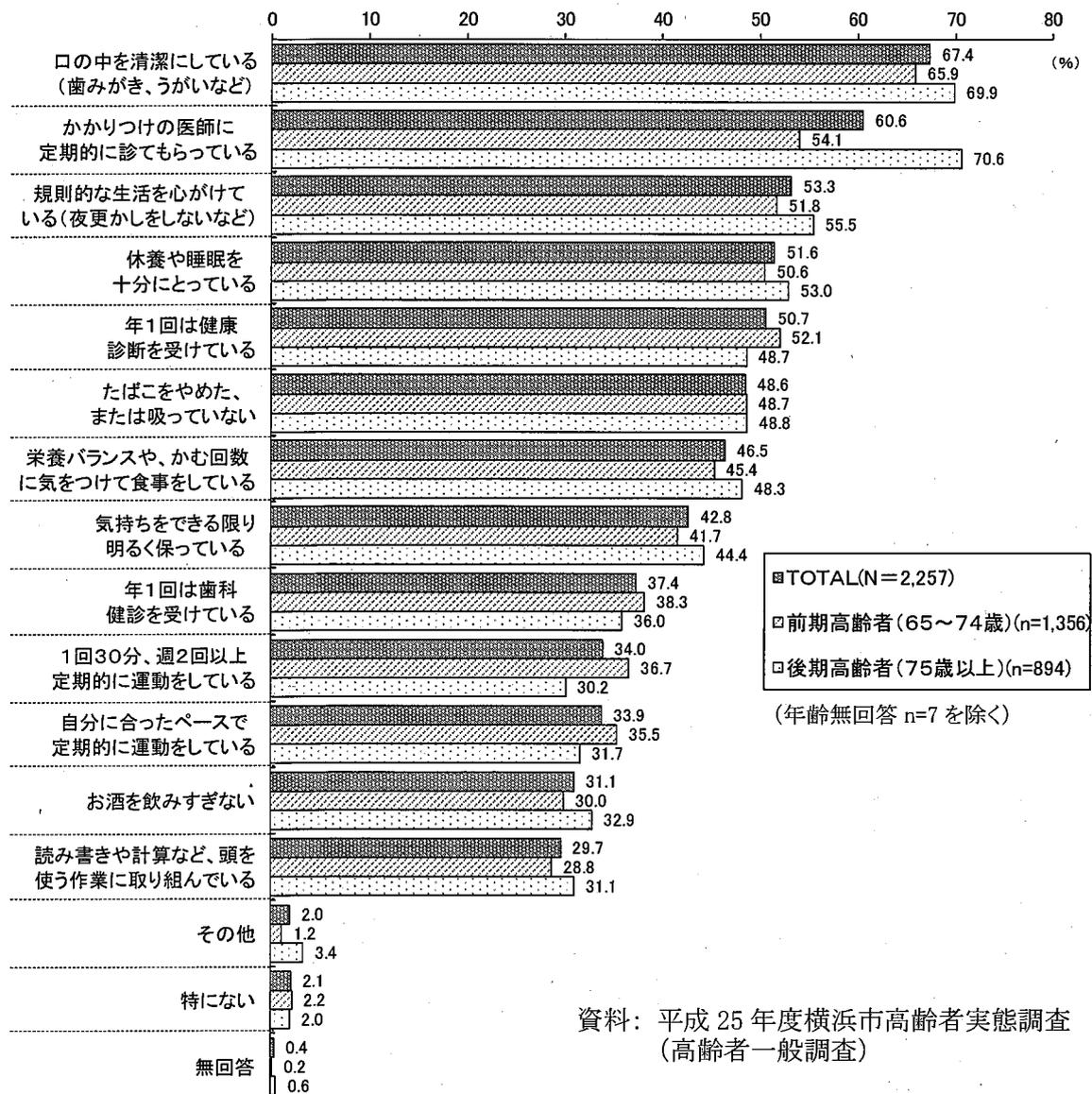
①健康づくりや介護予防のための取組

健康づくりや介護予防のために取り組んでいることをみると、「口の中を清潔にしている」が67.4%で最も多く、後期高齢者では約7割(69.9%)となっています。次いで「かかりつけの医師に定期的に診てもらっている」が60.6%で次いで多く、後期高齢者では70.6%となっています。

また、今回新たな項目として追加した「1回30分、週2回以上定期的に運動している」は、34.0%(前期高齢者36.7%、後期高齢者30.2%)となっています。

[健康づくりや介護予防のための取組(複数回答)]

【 高齢者一般 】

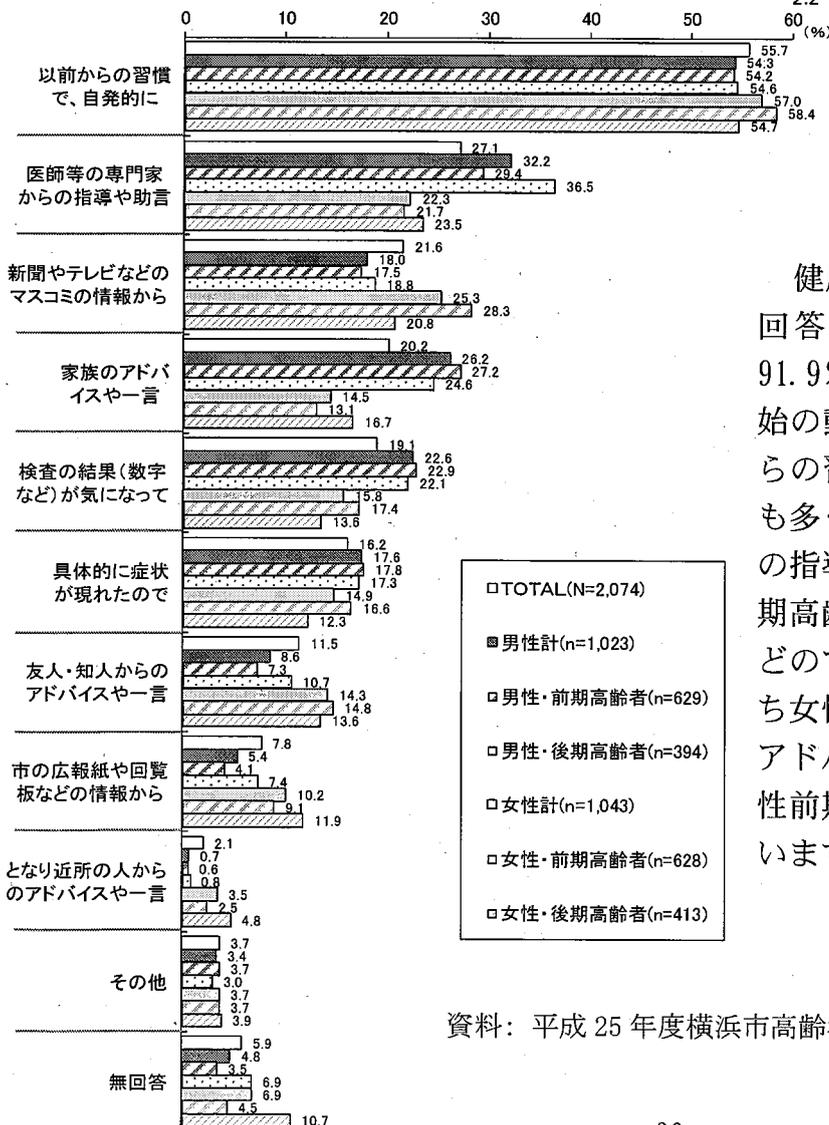
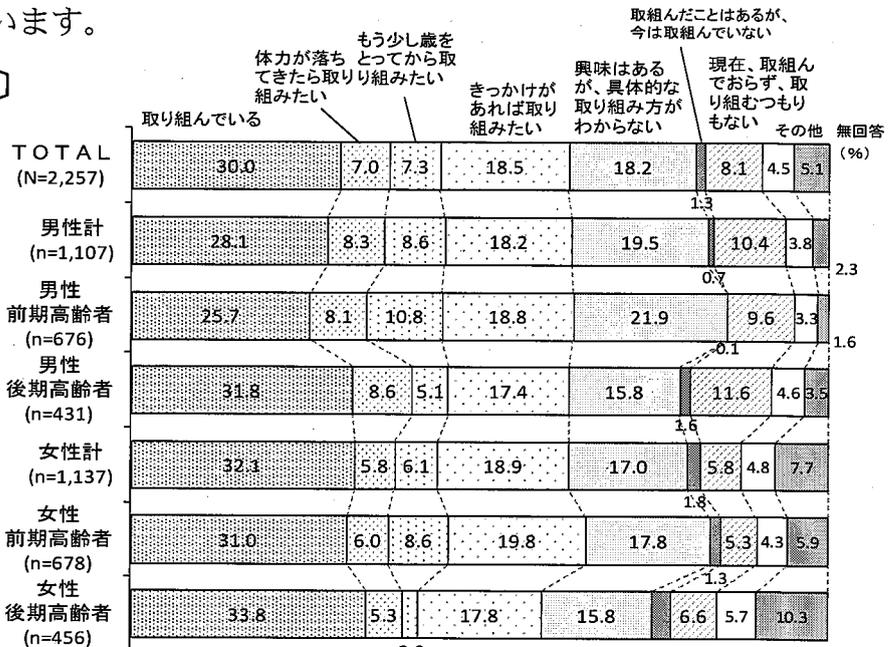


資料: 平成25年度横浜市高齢者実態調査(高齢者一般調査)

②介護予防の取組状況

介護予防への取組状況をみると、高齢者全体の30.0%が「取り組んでいる」として、男性(28.1%)に比べて女性(32.1%)の方が多くみられ、中でも女性後期高齢者が33.8%となっています。

〔介護予防の取組状況〕
【高齢者一般】



〔介護予防の取組開始の動機(複数回答)〕

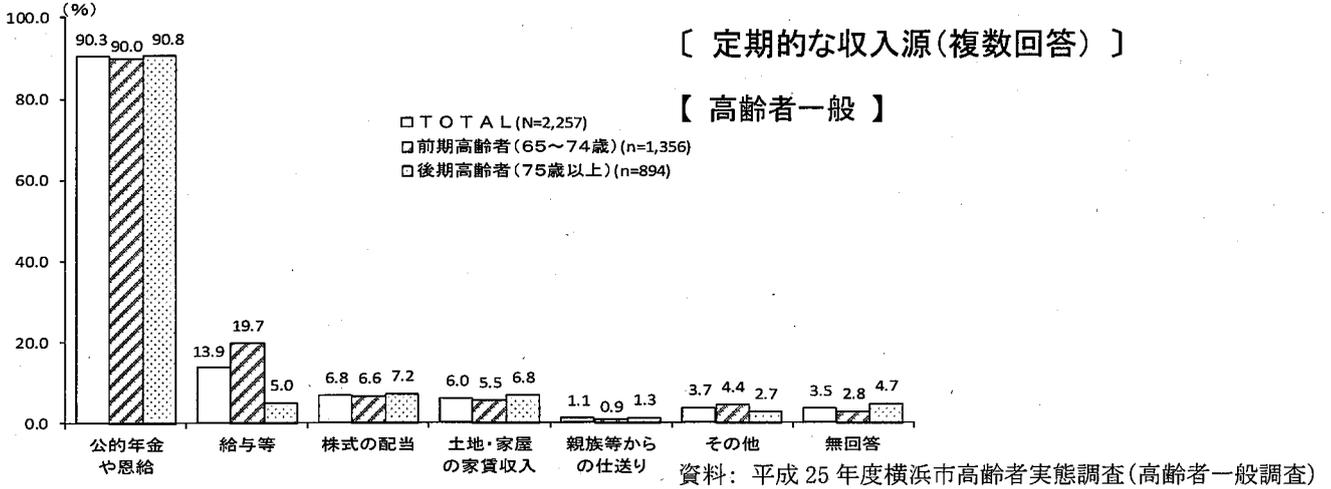
【高齢者一般】

健康や介護予防に取り組んでいると回答した2,074人(回答者総数の91.9%)について、介護予防の取組開始の動機をみると、男女とも「以前からの習慣で自発的に」が5割を超え最も多く、次いで、「医師等の専門家からの指導や助言」が27.1%(うち男性後期高齢者で36.5%)、「新聞やテレビなどのマスコミの情報から」が21.6%(うち女性前期高齢者で28.3%)、「家族のアドバイスや一言」が20.2%(うち男性前期高齢者で27.2%)の順となっています。

資料：平成25年度横浜市高齢者実態調査(高齢者一般調査)

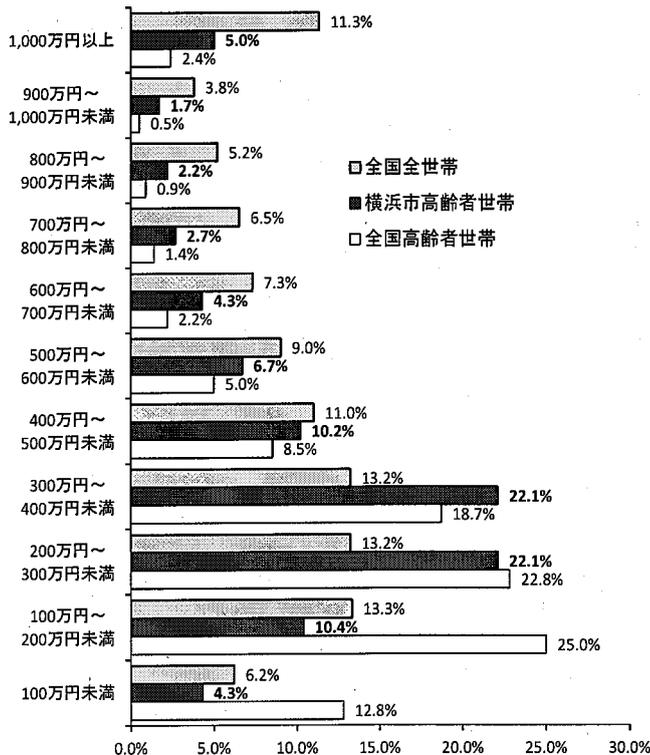
7 経済状況

高齢者の定期的な収入源をみると、「公的年金や恩給」が9割で最も多いほか、「給与等」が13.9%（うち前期高齢者は19.7%）、「株式の配当」が6.8%の順となっています。

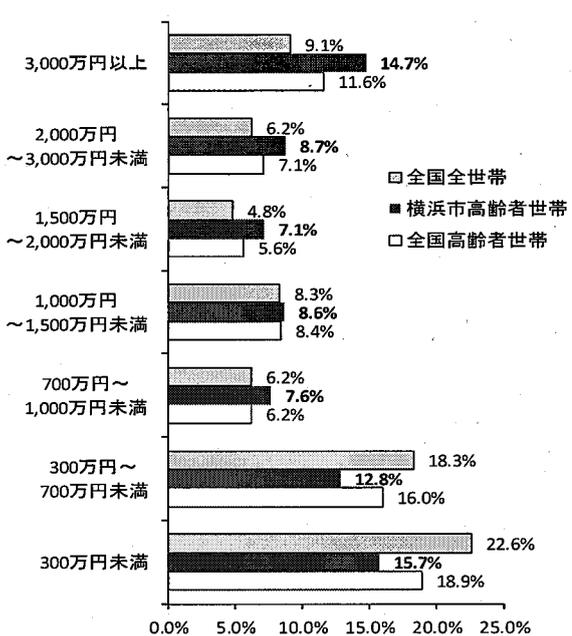


高齢者の年収及び貯蓄分布をみると、「年収400万円以上」の割合は32.8%（全国高齢者20.9%）となっているほか、「貯蓄額1,000万円以上」の割合は39.1%（全国高齢者32.7%）となっています。

〔 高齢者がいる世帯の年間収入の分布 (全国全世帯、高齢者世帯：全国・横浜市) 〕

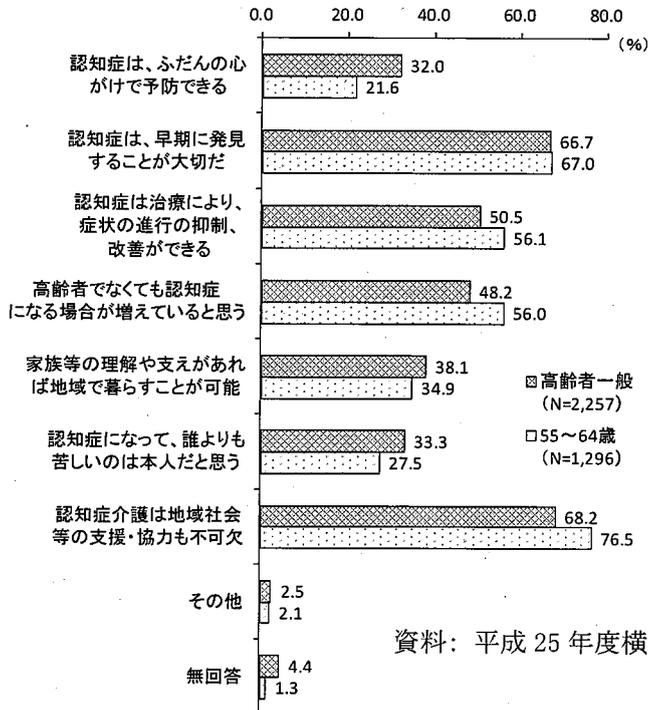


〔 高齢者がいる世帯の貯蓄分布 (全国全世帯、高齢者世帯：全国・横浜市) 〕



8 認知症について

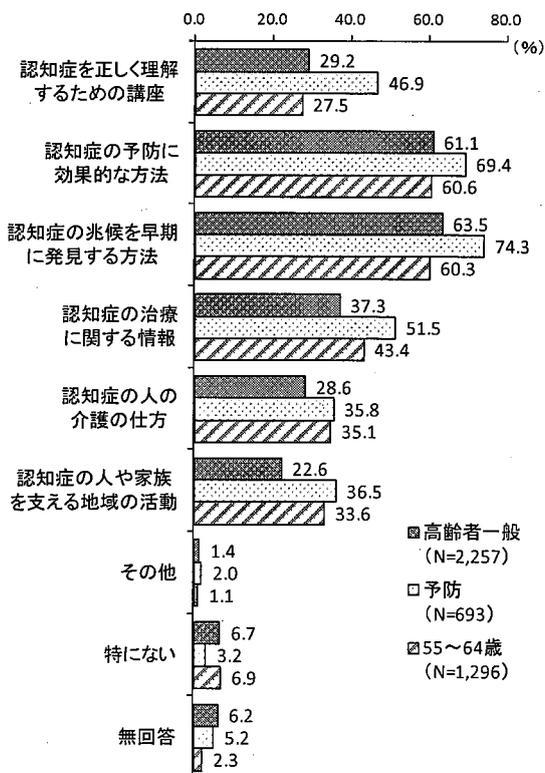
〔 認知症のイメージ(複数回答) 〕



資料：平成 25 年度横浜市高齢者実態調査(高齢者一般調査・55 歳～64 歳調査)

認知症についてのイメージをみると、「認知症介護は地域社会等の支援・協力も不可欠」が高齢者 68.2%、55 歳～64 歳でも 76.5%でそれぞれ最も多く、次いで「認知症は、早期に発見することが大切だ」が高齢者 66.7%、55 歳～64 歳でも 67.0%で次いで多くなっています。

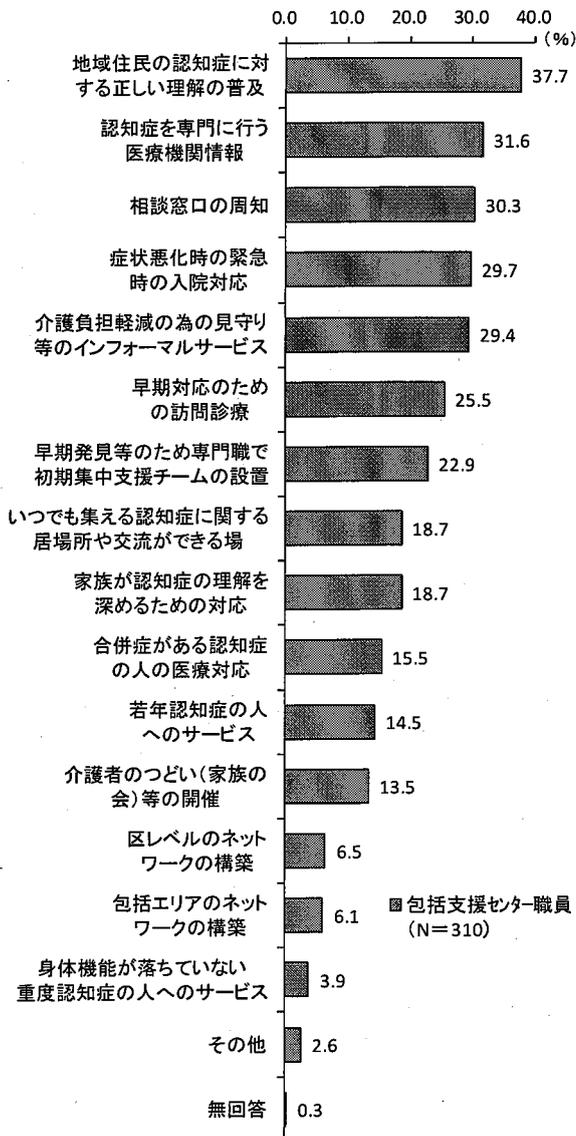
〔 認知症についての関心事(複数回答) 〕



資料：平成 25 年度横浜市高齢者実態調査(高齢者一般調査・介護予防調査・55 歳～64 歳調査)

認知症についての関心事をみると、「認知症の兆候を早期に発見する方法」が高齢者一般で 63.5%、介護予防 74.3%、55 歳～64 歳 60.3%といずれも 6 割～7 割となっているほか、「認知症の予防に効果的な方法」が高齢者一般で 61.1%、介護予防 69.4%、55 歳～64 歳 60.6%となっており、早期発見や予防への関心が高くなっています。

〔 認知症の方と家族を支えるための方策(複数回答) 〕



認知症の方と家族を支えるための方策についてみると、地域包括支援センター職員の37.7%が「地域住民の認知症に対する正しい理解の普及」としており、最も多くなっています。次いで「認知症を専門に行う医療機関情報」が31.6%、「相談窓口の周知」が30.3%の順となっており、適切な情報提供と相談窓口での周知、専門機関に関する情報等、身近な拠点を通じた正しい理解・普及が重要であるとしています。

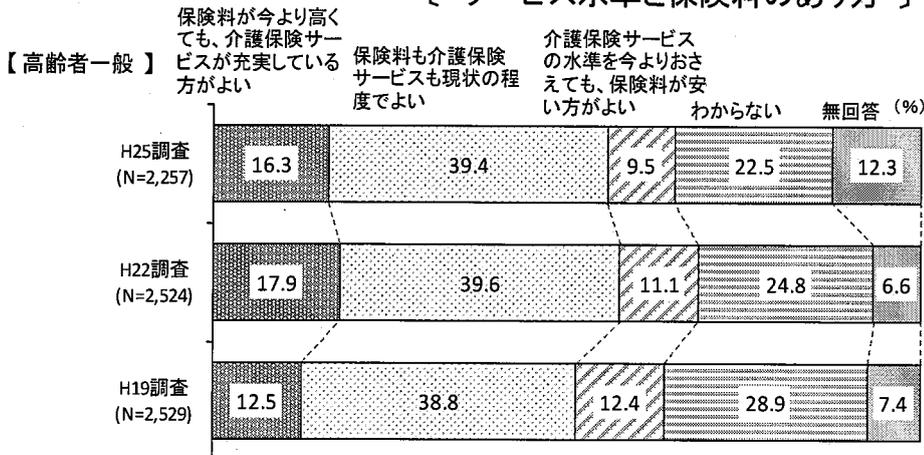
資料：平成25年度横浜市高齢者実態調査(地域包括支援センター職員調査)

9 要支援・要介護者の生活状況、サービス利用意向

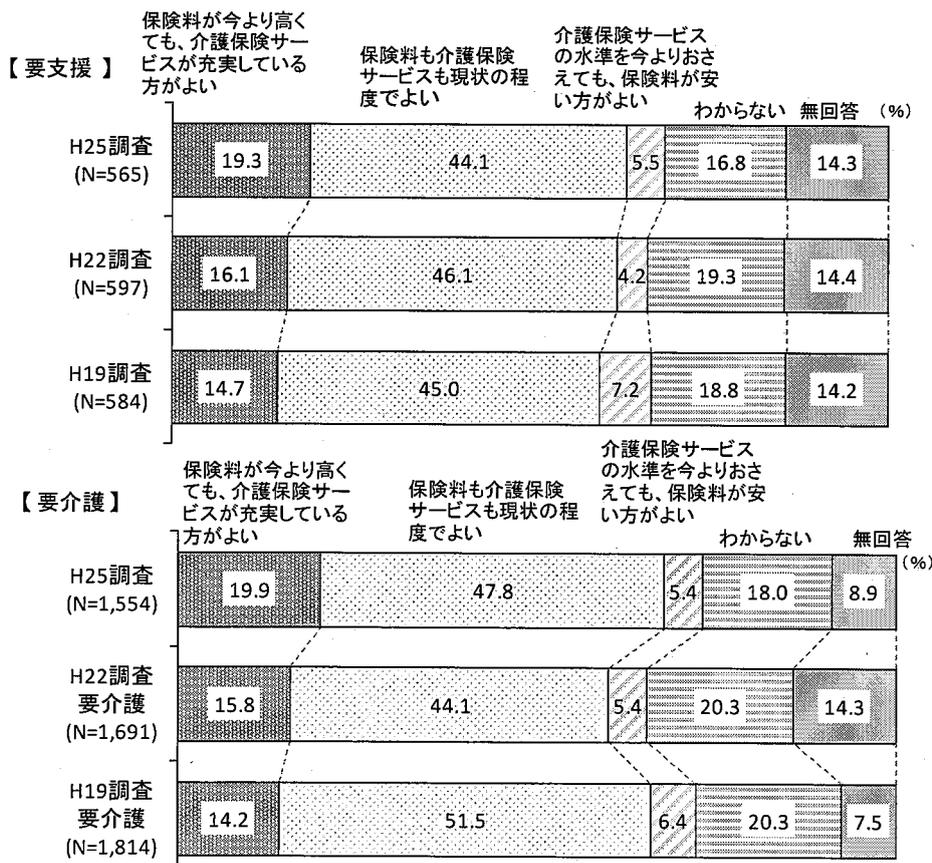
(1) サービス水準と保険料のあり方

今後のサービス水準と保険料のあり方については、高齢者一般では、「保険料が今より高くても、介護保険サービスが充実している方がよい」(16.3%)、「保険料も介護保険サービスも現状の程度でよい」(39.4%)は前回とほぼ同様の回答割合となっており、現状程度もしくは充実を志向する回答傾向がみられます。

〔 サービス水準と保険料のあり方 〕



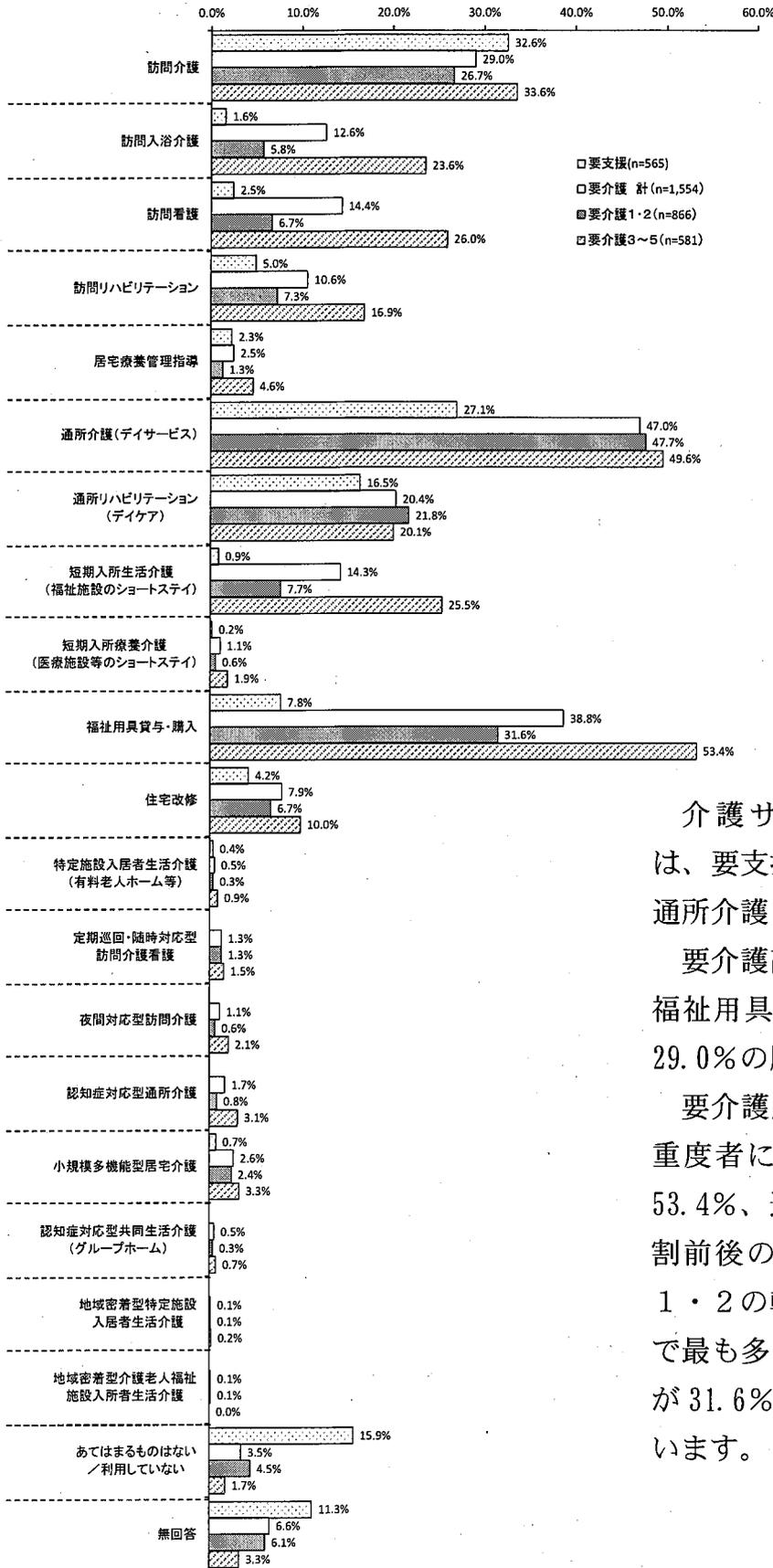
要支援、要介護では、「保険料が今より高くても、介護保険サービスが充実している方がよい」については、要支援 19.3%、要介護 19.9%と、前回、前々回に比べて回答割合が増える傾向がみられます。



資料：平成 19 年度・22 年度・25 年度横浜市高齢者実態調査

(2) 介護サービスの利用状況

〔 利用している介護サービス 〕



介護サービスの利用状況については、要支援高齢者では訪問介護 32.6%、通所介護 27.1%の順に多くみられます。

要介護高齢者では、通所介護 47.0%、福祉用具貸与・購入 38.8%、訪問介護 29.0%の順となっています。

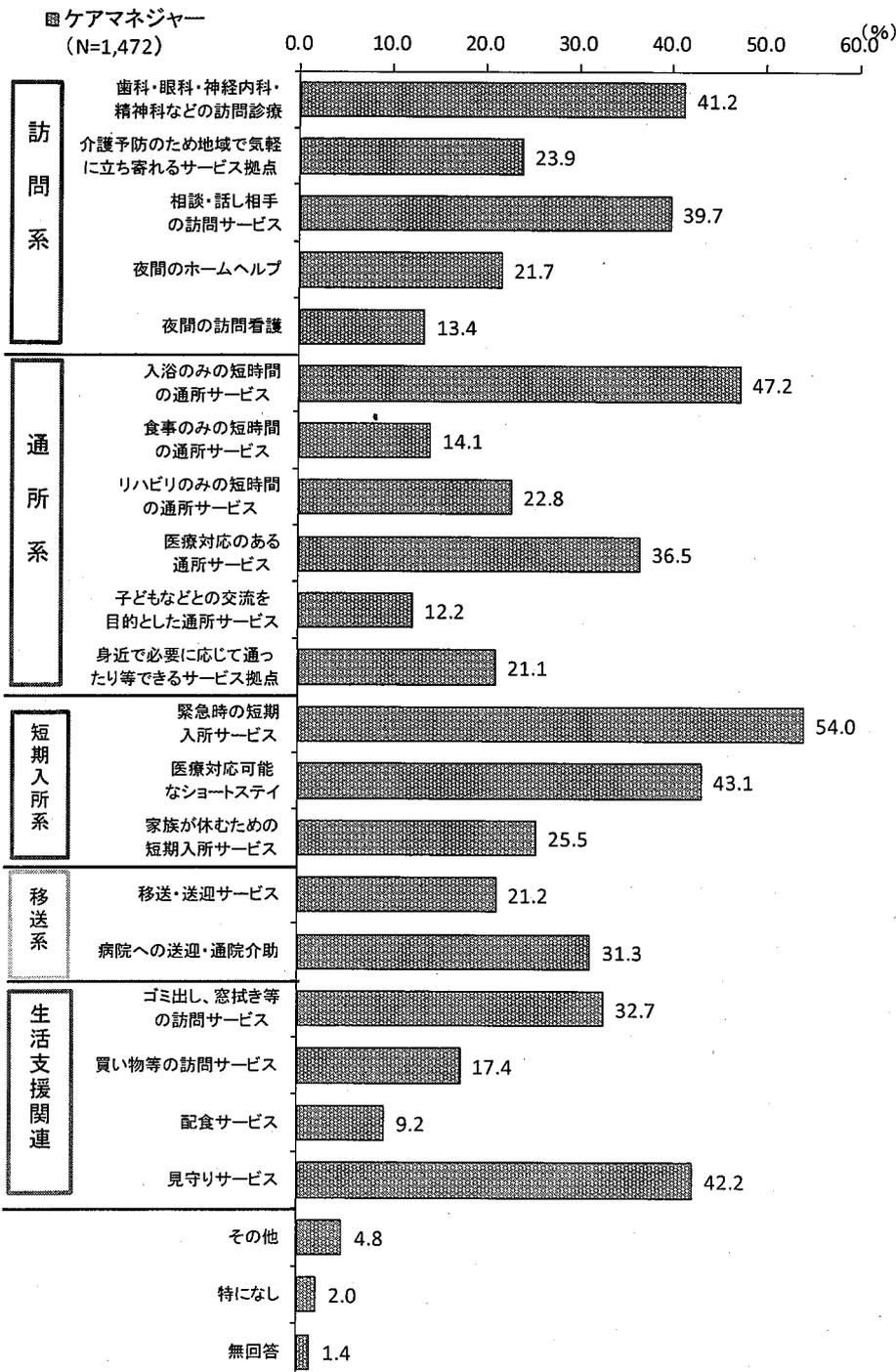
要介護度別では、要介護3～5の中・重度者において福祉用具貸与・購入が 53.4%、通所介護が 49.6%とそれぞれ5割前後の利用となっています。要介護1・2の軽度者では、通所介護が 47.7%で最も多く、次いで福祉用具貸与・購入が 31.6%、訪問介護 26.7%の順となっています。

資料：平成25年度横浜市高齢者実態調査(介護保険在宅サービス利用者調査 要支援・要介護)

(3) 在宅生活を支えるために必要なサービス

ケアマネジャーの回答による、在宅生活を支えるために必要なサービスについては、「緊急時の短期入所サービス」(54.0%)、「入浴のみの短時間の通所サービス」(47.2%)が5割前後で多くみられるほか、「医療対応可能なショートステイ」(43.1%)、「見守りサービス」(42.2%)、「歯科・眼科・神経内科・精神科などの訪問診療」(41.2%)、「相談・話し相手の訪問サービス」(39.7%)が4割前後みられます。

〔在宅生活を支えるために必要なサービス(複数回答)〕

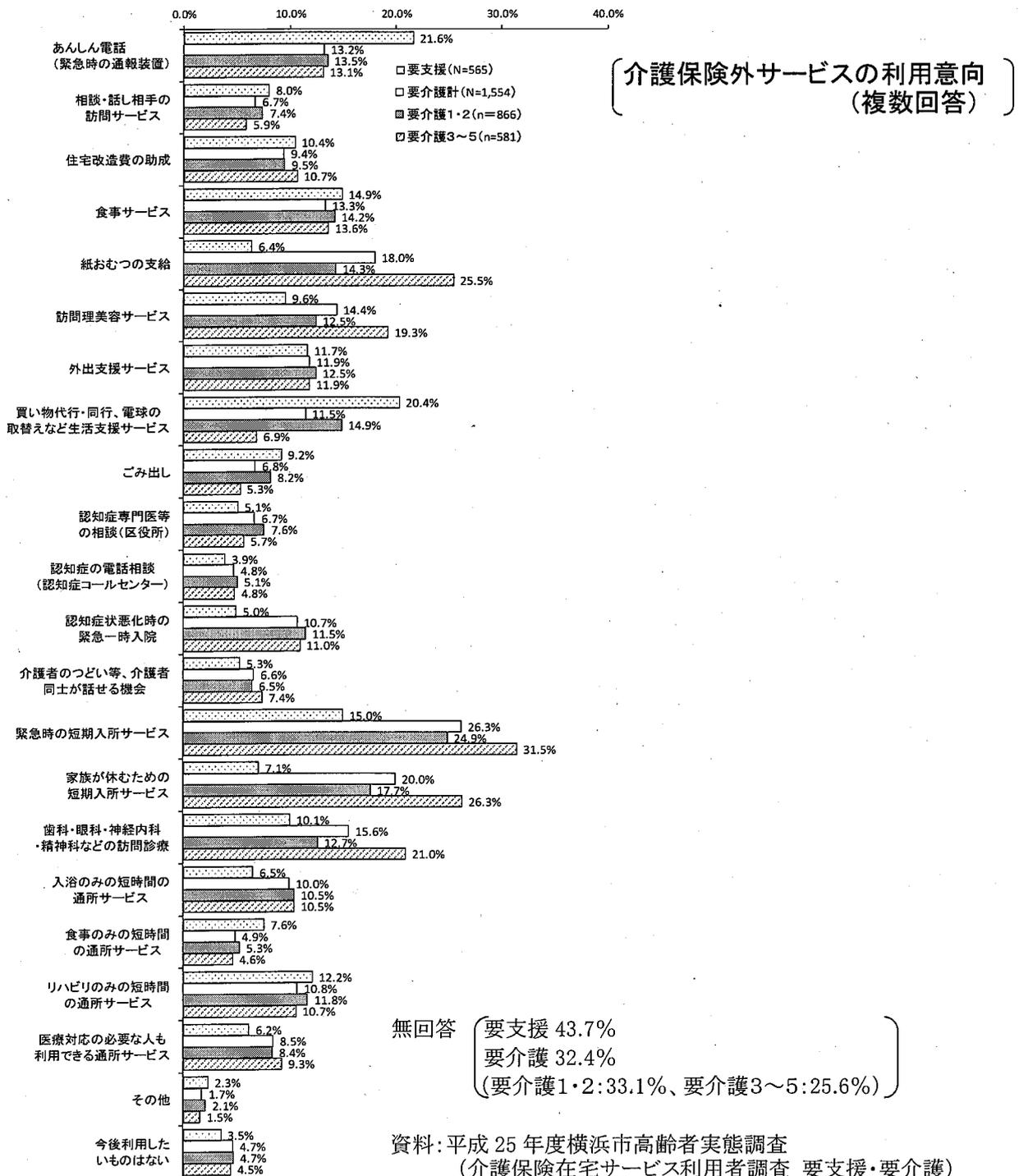


資料：平成25年度横浜市高齢者実態調査(ケアマネジャー調査)

(4) 介護保険外サービスの利用意向

介護保険外の保健福祉サービスの利用意向をみると、「あんしん電話（緊急時の通報装置）」21.6%、「買い物代行・同行、部屋の電球の取替えなど、ちょっとした生活支援サービス」20.4%など、自立生活を支援するサービスへの利用意向が多くなっています。

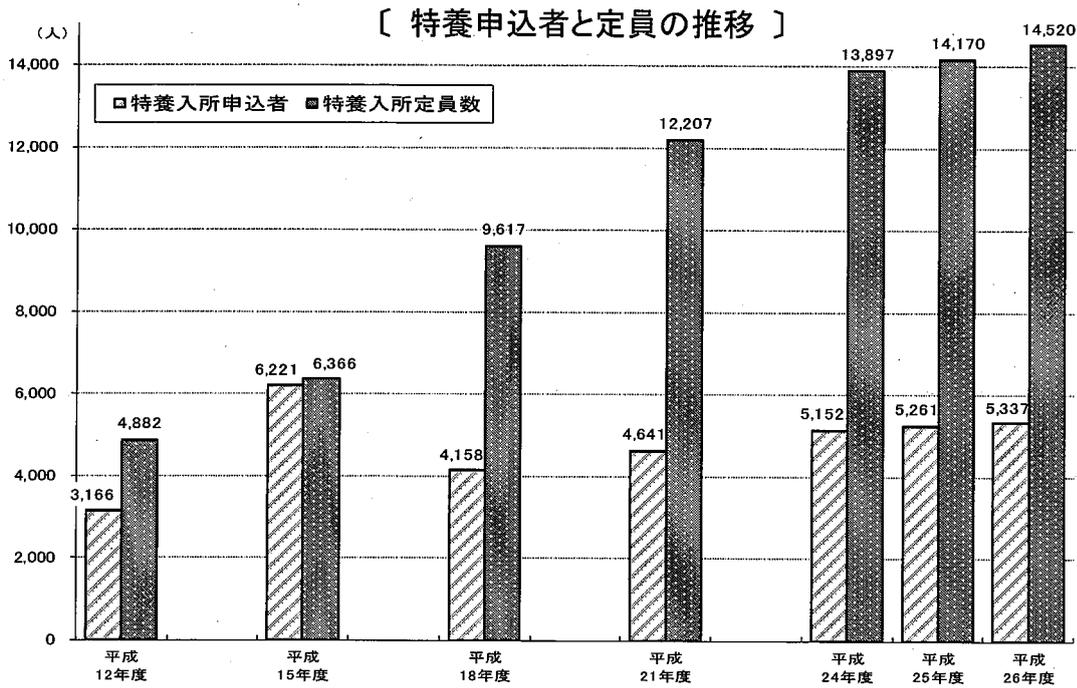
一方、要介護では「緊急時の短期入所サービス」26.3%（要介護3～5では31.5%）、「家族が休むための短期入所サービス」20.0%（要介護3～5では26.3%）、「歯科・眼科・神経内科・精神科などの訪問診療」15.6%（要介護3～5では21.0%）、「紙おむつの支給」18.0%（要介護3～5では25.5%）など、短期入所や医療対応、介護用品などの利用意向が多くなっています。



(5) 特養申込の状況

①特養申込者と定員の推移

特養の入所申込者数と入所定員の推移をみると、平成 26 年度の入所定員は平成 12 年度と比較して約 3 倍、197.4%となる一方、入所申込者数は 26 年度で 5,337 人、平成 12 年度と比較して約 68.6%の増加となっています。

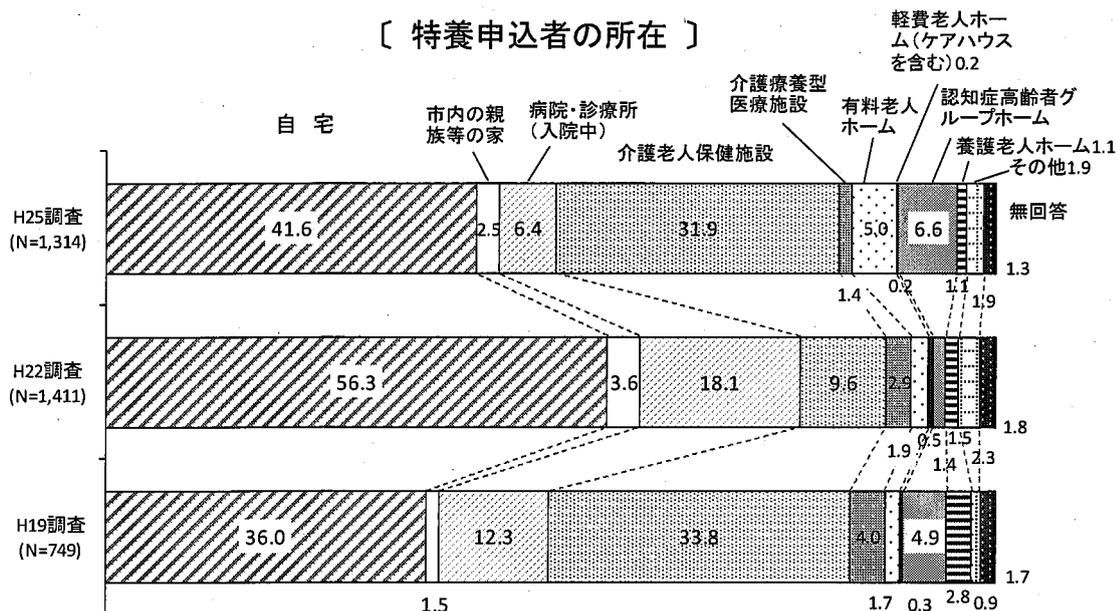


	平成 12 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特養入所 申込者	3,166	6,221	4,158	4,641	5,152	5,261	5,337
指数	100	196.5	131.3	146.6	162.7	166.2	168.6
特養入所 定員数	4,882	6,366	9,617	12,207	13,897	14,170	14,520
指数	100	130.4	197.0	250.0	284.7	290.2	297.4

注: 特養入所申込者数は、各年 10 月時点の数(平成 18 年度は 12 月時点の数)
 特養入所定員は各年度末のしゅん工数

②特養申込者の状況

特養申込者本人の現在の所在をみると、「自宅」が41.6%で最も多く、以下、「介護老人保健施設」が31.9%、「認知症高齢者グループホーム」6.6%、「病院・診療所(入院中)」6.4%の順となっています。前回に比べて自宅の割合が減少し、介護老人保健施設の割合が前々回と同程度になっていることが分かります。



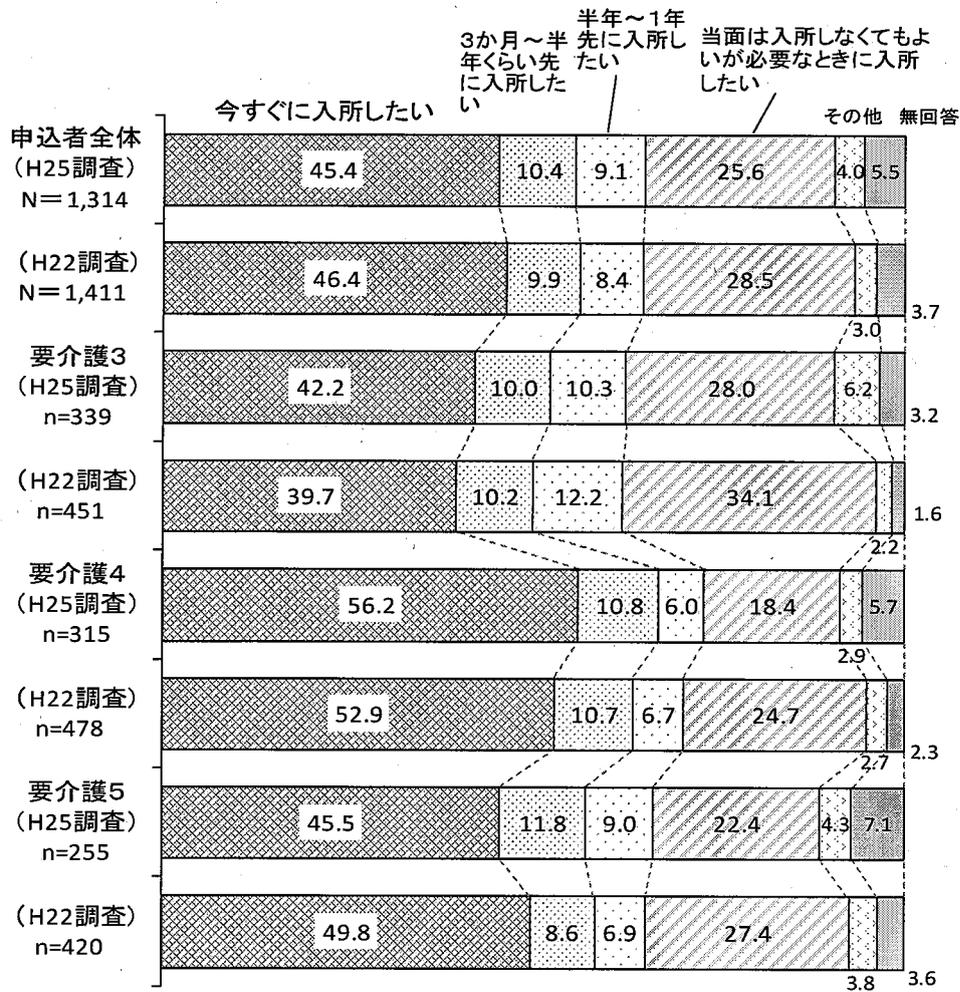
資料:平成19年度・22年度・25年度横浜市高齢者実態調査(特別養護老人ホーム入所申込者調査)

③特養入所希望時期

特養への入所希望時期についてみると、「今すぐに入所したい」とする割合は45.4%と前回とほぼ同様の結果となっています。一方、「当面は入所しなくてもよいが必要な時に入所したい」は25.6%で前回よりも約3ポイント程度減少しています。

要介護度別に入所希望時期についてみると、「今すぐに入所したい」とする割合は要介護4で56.2%と半数を超え、前回(52.9%)よりやや増えています。また要介護3でも42.2%と前回(39.7%)をやや上回っています。

〔 特養入所希望時期 〕



資料:平成22年度・25年度横浜市高齢者実態調査(特別養護老人ホーム入所申込者調査)

第3章 計画の基本目標

1 第5期計画の振り返り及び第6期計画の推進に向けた課題

◆ 第5期計画の基本目標と施策の基本的な方向

基本目標

高齢者が地域で引き続き自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指します。

施策の基本的な方向

1 いきいきと活動的に暮らせるために

- ・元気なうちから健康づくり・介護予防に取り組めるよう支援します。
- ・高齢者が自ら担い手として地域活動に参加できるよう介護支援ボランティアポイント事業を推進します。
- ・地域での支え合い体制を推進します。

2 地域包括ケアの実現のために

- ・地域包括支援センターの機能を充実し、地域の連携づくりを推進します。
- ・24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を展開します。
- ・小規模多機能型居宅介護サービスを充実します。
- ・医療機関と介護サービス提供機関相互の連携の強化を図ります。
- ・認知症対策を充実します。

3 自分に合った施設・住まいが選べるために

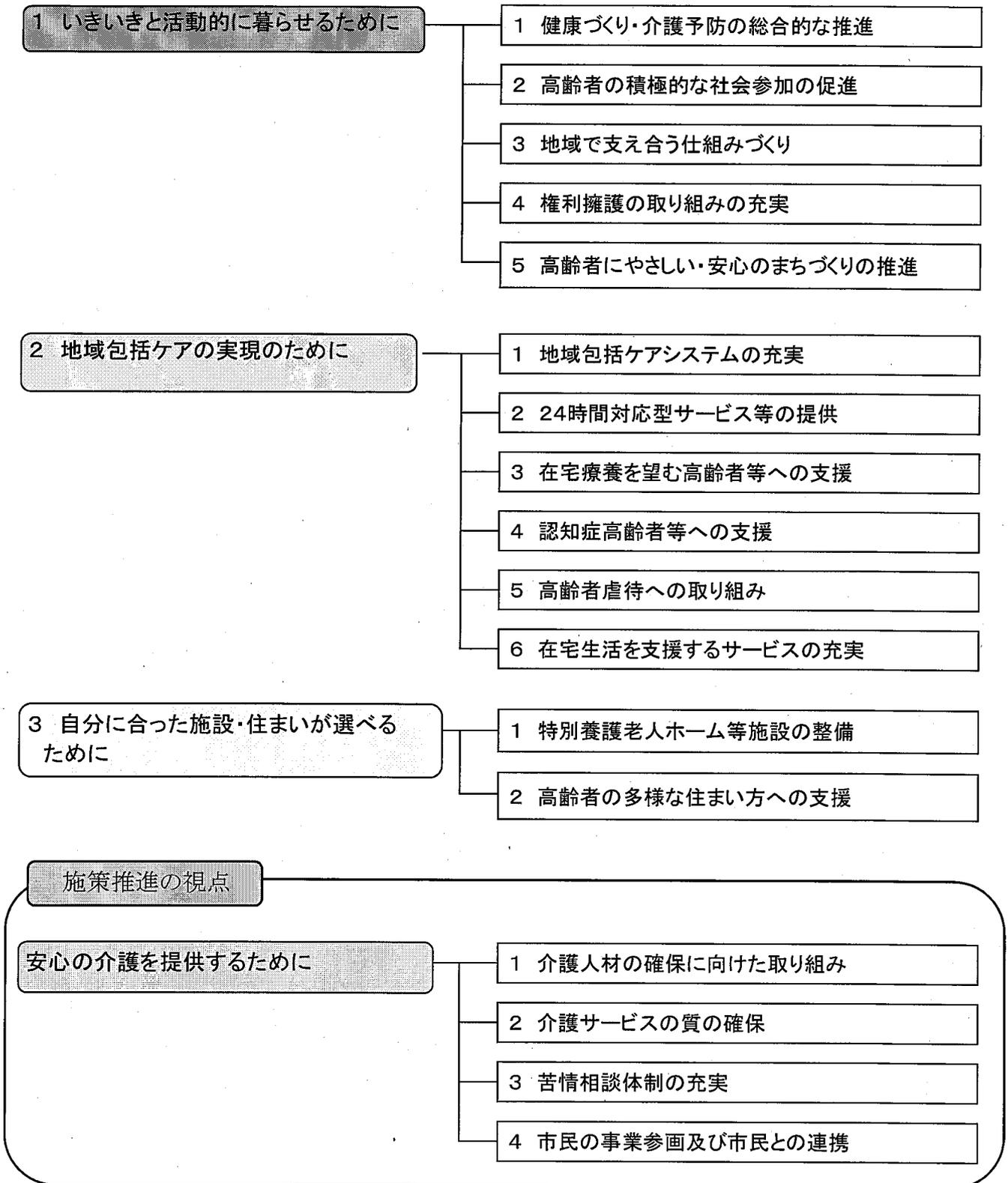
- ・一人ひとりの状況に応じた施設・住まいで、自分らしく安心して生活することができる環境づくりを進めます。
- ・介護事業所を併設した住まいづくりなどに取り組みます。

施策推進の視点

安心の介護を提供するために

- ・サービスの質の確保・向上のための仕組みづくりを進めます。
- ・介護人材の安定供給、定着促進に取り組みます。

◆ 第5期計画の施策体系



◆第5期計画の振り返り

<1 いきいきと活動的に暮らせるために>

1 健康づくり・介護予防の総合的な推進

主な事業	振り返り
新たな介護予防の展開	介護予防事業を教室型から地域づくり型として「地域で介護予防に取り組むグループ活動」を市民と協働で行う事業に転換し、元気づくりステーション事業を推進した。
健康横浜21の推進	「第2期健康横浜21」を策定し、健康寿命の延伸を基本目標に生活習慣の改善と、生活習慣病の重症化予防に取り組んだ。
生涯にわたる市民の主体的な健康づくりへの支援	「100万人の健康づくり戦略キックオフキャンペーン」や「よこはまウォーキングポイント事業」など、歩くムーブメントを広げていく取組を行った。

2 高齢者の積極的な社会参加の促進

主な事業	振り返り
介護支援ボランティアポイント事業の推進	介護支援ボランティアポイント事業は、高齢者施設以外に対象施設を拡大した。
社会参加等生きがい活動への支援	老人クラブへの助成や敬老パス交付等により高齢者の社会参加の促進を図った。
高齢者の就業支援	(公財)シルバー人材センターでは、会員数の増加に加え、就業延べ人数、契約金額、受注件数いずれの実績も増加傾向にある。

3 地域で支え合う仕組みづくり

主な事業	振り返り
地域福祉保健計画の推進	地区別計画に基づき、身近な地域における課題解決の取組を住民と協働で進めた。また、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、第3期市地域福祉保健計画を(社福)横浜市社会福祉協議会の市地域福祉活動計画と一体的に策定した。
一人暮らし・日中独居高齢者への支援	ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業を市内全域で実施することで、民生委員の活動支援を推進した。
災害時要援護者対策の推進	災害時要援護者支援事業を実施した自治会町内会が増え、日常からの防災に対する備え、地域のつながりづくりのための取組が進展した。

4 権利擁護の取組の充実

主な事業	振り返り
市民後見人の養成と活動支援の実施、成年後見制度の利用促進	市民後見人の養成及び横浜市市民後見人バンク登録者の支援を実施。専門職団体や地域ケアプラザと連携し、普及啓発を実施した。
消費者被害等の防止	振り込め詐欺防止キャンペーン等の広報を実施した。また、悪質商法被害未然防止に関する講座を実施した。

5 高齢者にやさしい・安心のまちづくりの推進

主な事業	振り返り
福祉のまちづくりの普及・啓発	小学生向けリーフレットの配布、建築士や本市職員向けの研修、「思いやりパーキングマナー運動」等の啓発を実施した。
わかりやすい情報の受発信	建築物や道路、公園、公共交通機関等のバリアフリーをさらに進めるため、福祉のまちづくり条例と建築物バリアフリー条例を一本化した。
施設等のバリアフリー化	鉄道事業者に駅舎へのエレベーター設置を、市内に営業所を持つ民営バス事業者にノンステップバスの導入を促し、公共交通機関のバリアフリー化を進めた。

◆第6期計画の推進に向けた課題**<1 いきいきと活動的に暮らせるために>****1 健康づくり・介護予防の総合的な推進**

高齢者が歩いて行ける身近な場所で、健康づくり・介護予防に取り組むことができるよう、市民の自助・共助による取組が促進される地域づくりを支援し、地域の特性を生かしながら住民と協働で健康づくり・介護予防を推進することが必要。

超高齢社会を迎え、市民活力の向上、地域のつながりづくり、医療費・介護費の伸びの抑制のため、新たな健康づくり施策の展開が求められている。

2 高齢者の積極的な社会参加の促進

元気な高齢者が生きがいをもって活躍する生涯現役社会の実現に向けた、地域社会での活躍・貢献できる環境づくりが必要。

今後も高齢者の増加が見込まれる中では、高齢者の健康・生きがいづくりの推進はこれまで以上に重要な取組となることから、見直し・機能強化も含めた既存資源の利活用や企業等のノウハウを活用した取組などを取り入れながら、引き続き、高齢者の健康増進・社会参加を促進していく必要がある。

3 地域で支え合う仕組みづくり

住民相互のつながりをさらに強め、身近な地域で主体的に課題解決に取り組む仕組みづくりをさらに進めていくためにも、地区別計画の取組推進への継続した支援が必要。

支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みをつくるため、地域ケア会議等、身近な地域における課題の早期発見の仕組みと共助の仕組みを連動させ、強化することが必要。

4 権利擁護の取組の充実

高齢者が成年後見制度を円滑に利用できる方策や、将来の不足が予測される後見人等候補者の確保等について、検討が必要。

振り込め詐欺の被害は依然として増加傾向にあり、関連団体と連携した啓発活動が必要。

高齢者の消費者被害も増加傾向にあり、被害の未然防止に努めることが必要。

5 高齢者にやさしい・安心のまちづくりの推進

施設等のバリアフリー化をより一層進めていく必要がある。

また、ハード面のバリアフリー化を進めるだけでなく、多目的トイレやエレベーターの利用マナー啓発、思いやりや譲り合いの気持ちの育成等、心のバリアフリー化を進めるためのソフト施策をさらに進めていく必要がある。

◆第5期計画の振り返り

<2 地域包括ケアの実現のために>

1 地域包括ケアシステムの充実

主な事業	振り返り
地域包括支援センターの設置と円滑な運営	新設地域ケアプラザに地域包括支援センターを設置した。また、地域ケアプラザ連携指針を作成し、地域ケアプラザ内における地域交流部門との連携を踏まえた地域包括支援センターのあり方を示した。
地域包括支援センター機能の充実	地域包括ケアシステム実現のためのツールとなる地域ケア会議について、個別ケース地域ケア会議の試行実施に取り組んだ。

2 24時間対応型サービス等の提供

主な事業	振り返り
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備、事業者連絡会を立ち上げ、リーフレット作成や事例発表会を行った
小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(旧:複合型サービス)	小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護(旧サービス名:複合型サービス)事業所は、未整備圏域を中心に整備を行った。

3 在宅療養を望む高齢者等への支援

主な事業	振り返り
在宅療養連携の推進	横浜市在宅療養連携推進協議会や、在宅療養連携研修会を開催し、顔の見える関係づくりに努めた。
医療的ケアが必要な方への在宅サービス等の提供	在宅医療・介護の連携推進のため、在宅医療連携拠点事業を11区で実施した。

4 認知症高齢者等への支援

主な事業	振り返り
認知症に関する知識の普及啓発の促進	認知症キャラバン・メイトの養成、認知症サポーター養成講座を実施した。
認知症高齢者の早期発見・対応などの支援体制整備	認知症サポート医の養成や、早期発見・早期対応のためのかかりつけ医研修を開催した。
認知症疾患医療センターの整備<新規>	認知症疾患医療センターを二次医療圏ごとに設置。

5 高齢者虐待防止への取組

主な事業	振り返り
高齢者虐待予防の普及啓発	広報よこはま人権特集号に高齢者虐待のコラムを掲載するとともに、市民講演会を開催するなど、普及啓発に努めた。
養護者による高齢者虐待への対応	各区において、各種啓発や養護者支援に努めた。また、弁護士相談体制を拡充、事例集を作成・配布した。

6 在宅生活を支援するサービスの充実

主な事業	振り返り
適切なケアプランの作成	ケアマネジャー連絡会及び研修を継続的に実施した。
介護保険以外のサービスの提供	あんしん電話貸与事業について、利用可能な電話回線の拡大及び緊急受信センターの利用要件緩和等、サービスの充実を図った。また、寝具丸洗い乾燥事業を終了したほか、在宅生活支援ホームヘルプ及び自立支援ホームヘルプの新規受付を終了した。

◆第6期計画の推進に向けた課題

＜2 地域包括ケアの実現のために＞

1 地域包括ケアシステムの充実

地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、運営の質の維持・向上に引き続き努める必要がある。

地域ケア会議について効果的に実施できるよう、必要な研修の実施や具体的な展開方法について検討が必要。

2 24時間対応型サービス等の提供

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用者数が計画見込量を下回っているため、広報・利用普及にさらに努める必要がある。

小規模多機能型居宅介護の整備促進を図るとともに、医療ニーズにも対応する看護小規模多機能型居宅介護（旧サービス名：複合型サービス）の整備推進の検討が必要。

3 在宅療養を望む高齢者等への支援

在宅医療を担う医師を確保し、医療と介護の連携を強化するため、在宅医療連携拠点の拡充が必要。

4 認知症高齢者等への支援

認知症サポーターが、認知症の人や家族を支援する活動につながるような働きかけが必要。

かかりつけ医・認知症サポート医・専門医療機関の役割の明確化と早期発見・早期対応に向けた連携体制の構築が必要。

認知症疾患医療センターが、圏域内の医療水準の向上や医療・介護連携の促進に向け役割を発揮できるよう具体的取組の検討が必要。

5 高齢者虐待防止への取組

高齢者虐待に関する相談・通報事例は漸増傾向にあるとともに複雑化しており、高度かつ多様な援助技術が求められている。虐待対応のノウハウの蓄積・活用方法について検討が必要。

6 在宅生活を支援するサービスの充実

自立支援に向けた適切なサービス提供やケアプランのチェック体制などについて検討が必要。

介護保険外サービスについて、平成27年度の制度改正における生活支援サービスの検討の中で、現在のサービスの在り方を考えていく必要がある。

◆第5期計画の振り返り

<3 自分に合った施設・住まいが選べるために>

1 特別養護老人ホーム等施設の整備

主な事業	振り返り
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームは、年間300床の整備が概ね計画通り進んでいる。
その他の施設等整備	特定施設について、医療ニーズへの対応や、低料金、立地条件など、横浜市が期待する役割やニーズに対応した整備を行った。

2 高齢者の多様な住まい方への支援

主な事業	振り返り
住み替え等に関する情報提供、相談等の充実	相談窓口「住まいるイン」での、高齢者向け住宅や施設等の情報提供や、民間事業者と連携し、地域ケアプラザでの出前講座等を行った。
高齢者向け住宅の整備	サービス付き高齢者向け住宅について、指定登録機関、県及び県下の他都市と意見調整や情報交換を行いながら登録事務を進めた。

<安心の介護を提供するために>

1 介護人材の確保に向けた取組

主な事業	振り返り
将来の介護人材育成確保	中高校生向けに介護の仕事を紹介するパンフレットを作成し、市内中等高等学校に配布した。また、高校生の職場体験について実施した。
介護人材の就労支援	横浜市介護人材求人情報提供システムの検索機能を見直し、利便性を高めた。

2 介護サービスの質の確保

主な事業	振り返り
介護保険事業者に対する指導・監査	監査の結果、重大な法令違反を確認した介護保険事業者の指定取り消しを行った。
介護給付費適正化の推進	介護保険事業者に対して実地指導及び集団指導講習会等において報酬請求に係る指導を行った。また、報酬返還業務、国民健康保険団体連合会の給付実績を活用した医療情報との突合や縦覧点検等に取り組んだ。

3 苦情相談体制の充実

主な事業	振り返り
苦情相談対応の充実	サービス提供事業者を対象にした集団指導講習会で苦情事例を紹介し、事業所を指導した。
苦情相談スキルの向上	職員向け庁内ホームページに苦情の事例を掲載し、情報の共有を図った。
横浜市福祉調整委員会事業	市民からの苦情相談件数は700件前後で高止まりしている。そのうち、調整委員への申立件数は年10件程度となっている。

◆第6期計画の推進に向けた課題

＜3 自分に合った施設・住まいが選べるために＞

1 特別養護老人ホーム等施設の整備

特別養護老人ホームの地域偏在や医療的ケアへの対応、老朽化した施設への対応策が必要。

特定施設は、介護専用特定施設に特化して整備を進めているが、条件、対象等についての検討が必要。

2 高齢者の多様な住まい方への支援

高齢者住宅や施設について、多様化する高齢者のニーズに応じた身近な場所での情報提供や相談対応を可能とする窓口の整備が必要。

有料老人ホームの届出の促進や、質の高い施設運営を図ることが必要。

サービス付き高齢者向け住宅の指導・監督体制の検討が必要。

＜安心の介護を提供するために＞

1 介護人材の確保に向けた取組

新規参入者（学卒者及び転職者）促進、有資格者の再就職支援、定着支援のための取組を関係団体等と協力しながら行っていく必要がある。

労働者人口が減少する中、多様な人材の活用が必要。

2 介護サービスの質の確保

介護保険サービスの多様化に加え、市内介護保険事業者が純増していることから、現状では定期的な実地指導を行うことが困難なため、介護保険事業所の指定期間内に一度は実地指導を行うことができる体制を構築する必要がある。

事業者への研修・指導など、不正・不適正請求を発生させない取組の強化が必要。

3 苦情相談体制の充実

効果的に事業者指導を行うために区との情報共有の在り方を検討し、連携体制の強化を図っていく必要がある。

福祉調整委員会の活性化が必要。

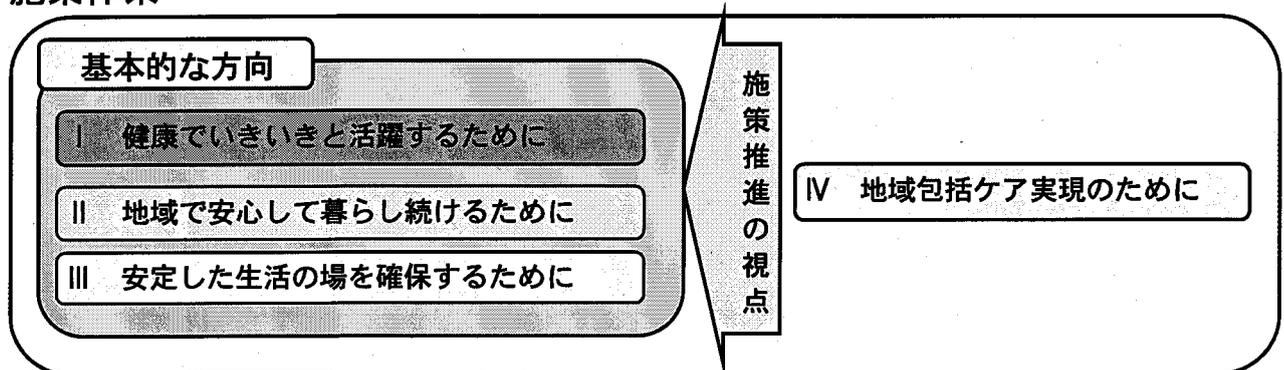
3 第6期計画の基本目標

第6期計画では、次の基本目標と3つの基本的な方向、それを支える施策展開の視点により、取り組めます。

基本目標

生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍できる地域づくりと、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができる横浜型地域包括ケアシステムの展開

◆施策体系



基本的な方向 I ～健康でいきいきと活躍するために～	47 ページ
1 健康寿命日本一を目指した健康づくり	49 ページ
(1) 第2期 健康横浜21の推進	49 ページ
(2) 健康増進事業	51 ページ
2 介護予防の取組推進	52 ページ
(1) 介護予防普及啓発事業	52 ページ
(2) 地域介護予防活動支援事業	53 ページ
(3) 元気づくりステーション事業	53 ページ
(4) 地域リハビリテーション活動支援事業	54 ページ
(5) 介護予防把握事業	54 ページ
(6) 訪問型介護予防事業	54 ページ
3 地域社会で活動・貢献できる場や機会づくりとマッチング支援の推進	55 ページ
(1) よこはまシニアボランティアポイント事業	55 ページ
(2) いきいきシニア地域貢献モデル事業	56 ページ
(3) 高齢者の就業支援	57 ページ
(4) 社会参加等生きがい活動への支援	57 ページ

基本的な方向Ⅱ ～地域で安心して暮らし続けるために～	61 ページ
○ 在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実	61 ページ
1 地域包括支援センターの機能強化	63 ページ
(1) 地域包括支援センターの設置と円滑な運営	63 ページ
(2) 地域包括支援センターの機能の充実	64 ページ
(3) 地域ケア会議の推進	65 ページ
(4) 地域包括支援センターと区福祉保健センターの連携	65 ページ
2 在宅生活を支援するサービスの充実	66 ページ
(1) 介護保険サービスの提供	67 ページ
(2) 介護保険外サービスの提供	70 ページ
3 医療ニーズ対応や24時間対応可能な地域密着型サービスの推進	73 ページ
(1) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護	73 ページ
(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	74 ページ
(3) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	74 ページ
(4) その他の地域密着型サービス	75 ページ
4 在宅医療を担う医療機関の確保や医療と介護の連携強化	76 ページ
(1) 在宅医療連携拠点	76 ページ
(2) 在宅療養連携の推進	77 ページ
(3) 医療的ケアが必要な人へのサービス	79 ページ
○ 認知症施策の推進	81 ページ
1 認知症高齢者の早期診断・早期対応に向けた体制整備	83 ページ
(1) 認知症初期集中支援チームの設置	83 ページ
(2) 認知症ケアパスの作成・普及	83 ページ
(3) 早期診断・早期対応についての普及啓発	83 ページ
2 認知症疾患医療センターを中心とした認知症医療体制の充実	83 ページ
(1) 認知症疾患医療センター	83 ページ
(2) 地域医療機関	84 ページ
3 認知症の人と介護者が共に安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実	86 ページ
(1) 地域の居場所づくり	86 ページ
(2) 介護者の集い	86 ページ
(3) 相談体制の充実	86 ページ
(4) 安心・安全の確保	86 ページ
4 地域で見守り、支え合う体制の構築	87 ページ
(1) 認知症キャラバン・メイト、認知症サポーターの養成	87 ページ
(2) ネットワークを生かした体制づくり	87 ページ
5 若年性認知症の支援	88 ページ
○ 生活支援サービスの充実	89 ページ
1 予防給付（訪問介護・通所介護）の円滑な地域支援事業への移行	90 ページ
(1) サービスの類型化	90 ページ
(2) サービスの利用の流れの構築	90 ページ
2 地域の資源を生かした多様なサービスの充実	90 ページ
(1) 生活支援コーディネーターの配置	90 ページ
(2) 協議体の設置	90 ページ

基本的な方向Ⅲ ～安定した生活の場を確保するために～	91 ページ
1 状況に応じた施設や住まいの整備	94 ページ
(1) 特別養護老人ホーム	94 ページ
(2) その他の施設・居住系サービス	95 ページ
(3) 高齢者向け住まいの整備・供給の促進	96 ページ
(4) 安心して住み続けられる環境の整備	97 ページ
(5) 高齢者の賃貸住宅への入居支援	99 ページ
(6) 住まいづくりの総合的な推進	99 ページ
2 高齢者施設や住まいに関する相談体制の充実と情報提供	100 ページ
(1) 高齢者施設・住まいの相談センターの整備	100 ページ
(2) 住宅相談体制・情報提供の充実	100 ページ
(3) 高齢者の住替えや住宅資産有効活用の支援	100 ページ
(4) 相談窓口の強化	100 ページ

施策推進の視点 ～地域包括ケア実現のために～	101 ページ
1 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり	101 ページ
(1) 地域福祉保健計画の推進	101 ページ
(2) 一人暮らし・日中独居高齢者等への支援	102 ページ
(3) 高齢者の権利擁護の取組	102 ページ
(4) 市民による福祉保健活動の支援	103 ページ
(5) 高齢者にやさしい・安心のまちづくりの推進	104 ページ
(6) 社会福祉法人の地域貢献の推進	106 ページ
2 介護人材の確保及び資質の向上	107 ページ
(1) 介護職場への就業支援	107 ページ
(2) 将来の介護人材育成	107 ページ
(3) 介護職員定着支援	108 ページ
(4) 資質の向上	108 ページ
3 介護者に対する支援の充実	109 ページ
(1) 相談・支援体制の充実	109 ページ
(2) 介護者の集い	109 ページ
(3) 高齢者虐待防止	109 ページ
(4) 事業者選択のための介護サービス情報の充実と周知	110 ページ
4 市民に分かりやすい情報の公表と発信	111 ページ
(1) 介護サービス情報の公表等	111 ページ
(2) 介護サービス等の評価	111 ページ
5 介護サービスの適正な量の提供及び質の確保	113 ページ
(1) 認定の適正化	113 ページ
(2) 介護給付費適正化の推進	114 ページ
(3) 介護保険事業者に対する指導・監査	115 ページ
(4) 質の確保、向上	115 ページ
6 苦情相談体制の充実	117 ページ
(1) 苦情相談対応の充実	117 ページ
(2) 苦情相談スキルの向上	117 ページ
(3) 横浜市福祉調整委員会事業	118 ページ

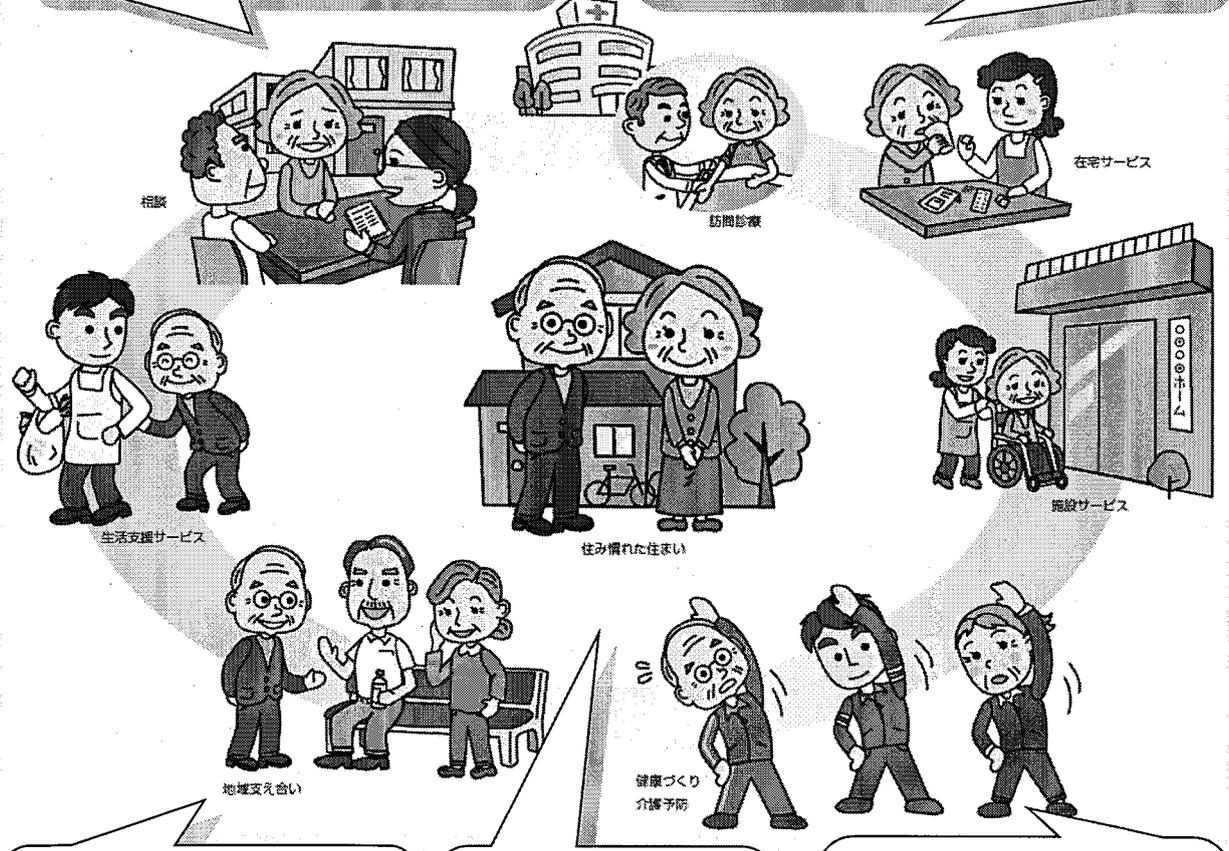
◆この計画が目指すこと

地域包括ケア計画として、各計画期間を通じて段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進め、2025年度（平成37年度）までの間に各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築します。

【2025年（平成37年）の姿～団塊の世代が75歳以上～】
 高齢者一人ひとりが、どのような心身の状態であっても、可能な限り住み慣れた地域で、尊厳を保ち、自分らしい日常生活を人生の最後まで営んでいます。

身近な場所に相談窓口があり、自分に合った必要なサービスや支援（生活支援、見守り）を受けています。

介護が必要になっても、医療を含めた様々なサービスを利用しながら、24時間、365日、安心して快適な生活を送れる環境づくりが進んでいます。



社会の担い手として、地域の中で互いに助け合い、支え合っています。

今までの知識や経験を生かして、生きがいを持った生活を送っています。

健康は自らつくるもの。健やかで充実した生涯を送れるように、健康づくり、介護予防に取り組んでいます。

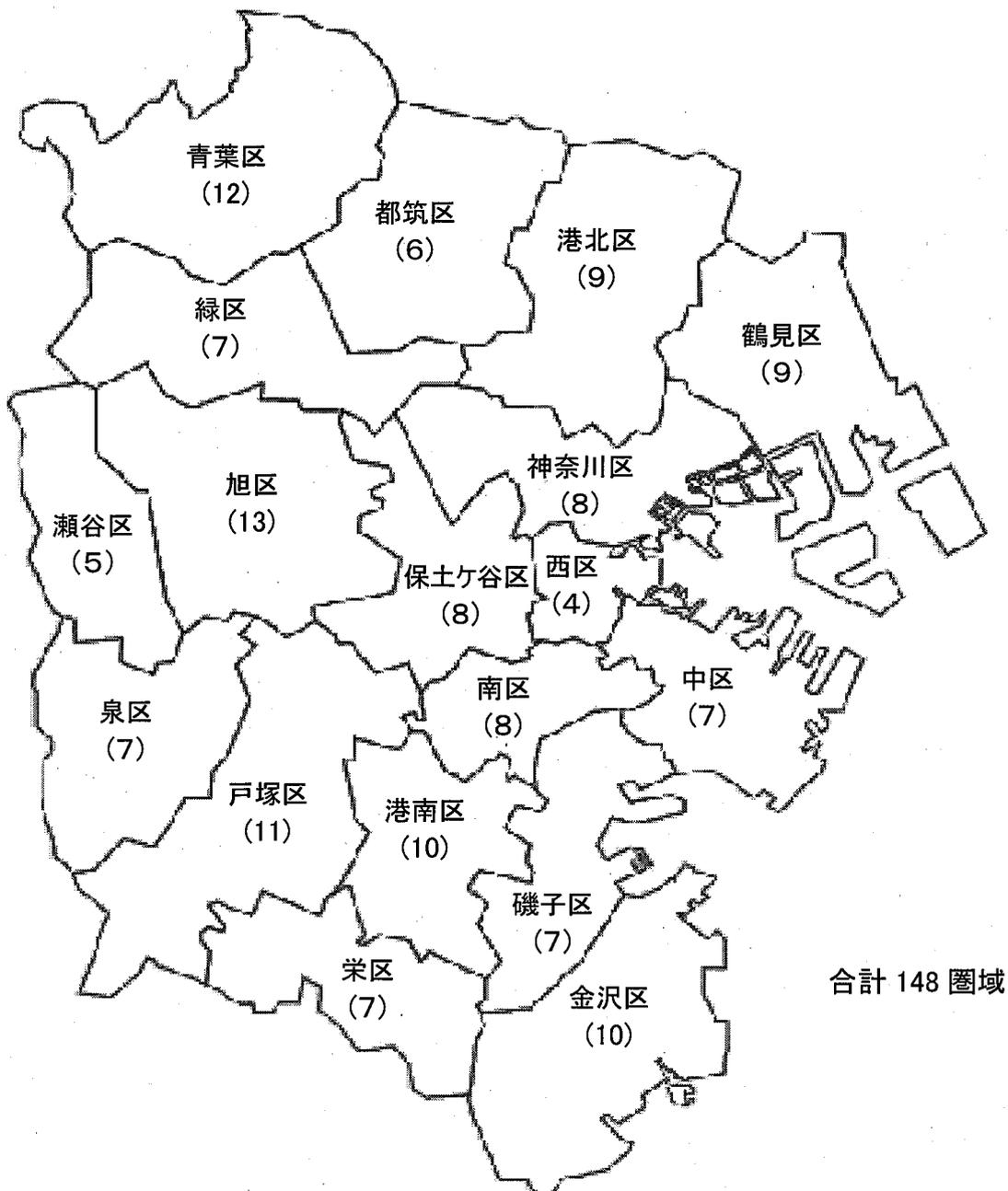
4 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう「日常生活圏域」を設定し、その圏域ごとに地域密着型サービスを展開します。

日常生活圏域は、以下の事項を総合的に勘案して定めます。

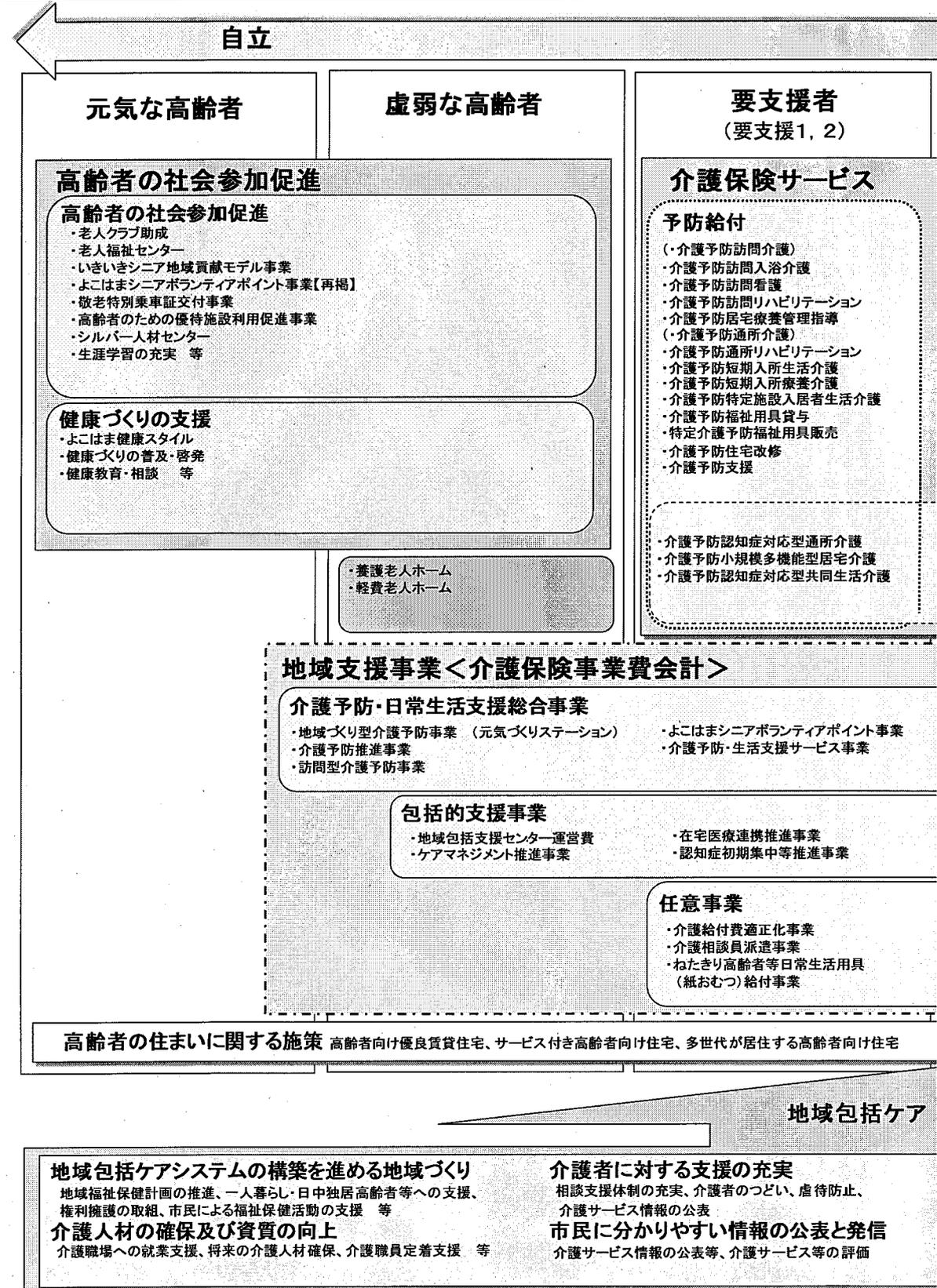
- 地理的条件
- 人口
- 交通事情、その他の社会的条件
- 介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況 等

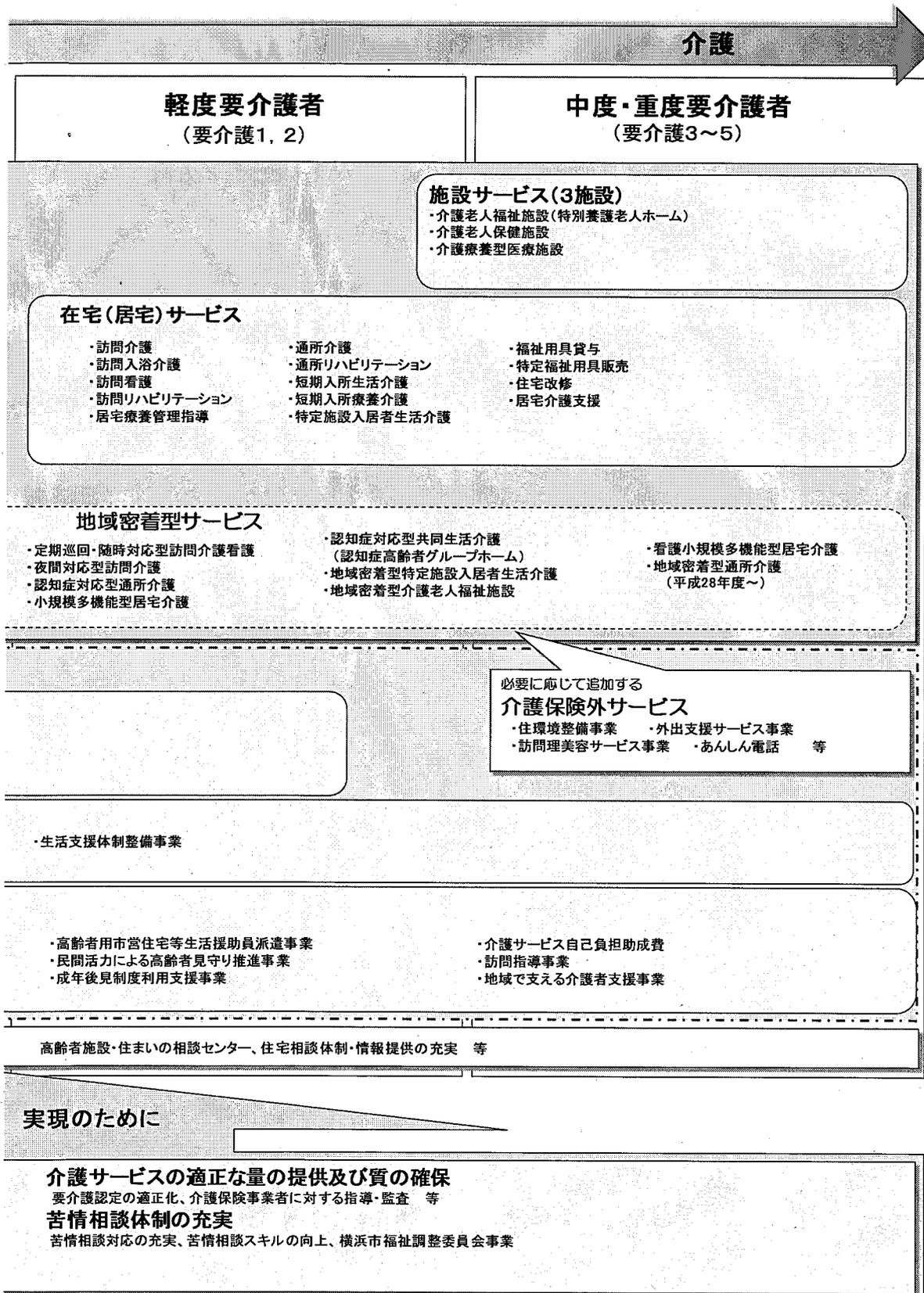
横浜市では、おおむね中学校区（人口規模2～3万人程度）を目安とし、地域ケアプラザの区域を基本として設定します。



第4章 施策の展開

高齢者保健福祉施策の体系図





1 健康でいきいきと活躍するために

◆ 目標

地域全体で健康づくり・介護予防に取り組むことができるような仕組みづくりを進め、高齢者が地域の中で人とつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活が送れるように支援します。

健康づくり・介護予防の取組を推進することで、健康を実感できる高齢者を増やします。

元気な高齢者が自ら担い手として地域活動に参加できるよう支援します。

◆ 施策の展開

1 健康寿命日本一を目指した健康づくり

- 「第2期 健康横浜21」の取組である、食育や運動などによる生活習慣の改善、がん検診と特定健診の普及など生活習慣病の重症化予防への取組を推進します。
- 健康維持のための仕組み等の構築や、疾病の重症化予防など、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。
- 日常生活の中で楽しみながら継続的に健康づくりに取り組める「よこはまウォーキングポイント事業」を推進します。

2 介護予防の取組推進

- 若い世代から健康づくり・介護予防に取り組めるよう、健康づくり部門と連携して進めます。
- 高齢者が元気で活動的な生活を続けることができるよう、地域の特性を生かしながら、介護予防に取り組める事業を展開します。
- 高齢者が身近な「場」で介護予防に取り組み、住民主体で行う「元気づくりステーション事業」を拡充します。同時に、地域で介護予防に取り組む元気づくりステーション以外のグループも支援しながら、地域全体で健康づくり・介護予防に取り組めます。
- 介護予防の推進役となる担い手の発掘と支援を行います。
- 地域における介護予防活動を機能強化するために、専門職の関与を促進します。

3 地域社会で活躍・貢献できる場や機会づくりとマッチング支援の推進

- 高齢者の活躍の場を拡大していくための就業機会の提供や情報提供機能の強化に取り組むなど、就労や地域活動などへ高齢者が社会参加できる仕組みづくりを進め、生涯現役で活躍できる社会環境を整えます。
- 元気な高齢者が、地域活動や企業等で新たな支え手・担い手として活躍することにより、地域の様々な課題解決に貢献できる環境づくりを進めていきます。
- 幅広い分野の活動を対象にすることで、住み慣れた地域で元気でいきいきと暮らし続けることができるよう、「よこはまシニアボランティアポイント事業」を展開します。

◆ 指標

指標	直近の現状値	目標値(29年度末)
健康状態が良いと感じている 元気づくりステーションの参加者の割合	80.1%(25年度)	85%
よこはまウォーキングポイント 参加登録者数	事業開始 (26年11月)	30万人

◆ 想定事業量

		第5期の実績			第6期計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
元気づくり ステーション事業※	グループ数※	27	104	170	230	290	378
					※ 46	92	138
よこはまシニアボランティア アポイント事業	登録者人数 (人)	7,430	8,856	10,556	11,656	13,056	14,456

※ 介護予防を目的に活動し区が支援している地域のグループ数

注:平成26年度は実績見込み

中期4か年計画 2014～2017 ～人も企業も輝く横浜へ～

計画では、未来のまちづくり戦略の1つに、『あらゆる人が力を発揮できるまちづくり』戦略を掲げています。その中で、高齢者を対象とした『シニアパワーの発揮』、全市民を対象とした『370万人の健康づくり』の取組を推進していきます。

具体的な計画期間中の取組として、次のような事業や施策を、基本政策に位置付けています。



◇シニアが活躍するまち

- 多様な就業機会の提供・創出支援
- 地域貢献・社会参加支援
- よこはまシニアボランティアポイントの推進

◇地域包括ケアシステムの実現

- 健康づくり・介護予防
- 認知症支援
- 介護人材の確保

◇健康づくりと健康危機管理などによる市民の安心確保

- 健康づくりの場の創出
- よこはまウォーキングポイントの展開
- 企業と協働する健康づくりの推進

◇地域医療提供体制の充実と先進的医療の推進

- がん等疾病対策の推進
- 在宅医療体制の充実・強化
- 医療人材の確保

➤ 主な取組

1 健康寿命日本一を目指した健康づくり

(1) 第2期 健康横浜21の推進

ア 全市民で取り組む健康づくりの推進

- 「第2期 健康横浜21」などに基づき、食育の取組や運動などによる生活習慣の改善と、がん検診と特定健診の普及など生活習慣病の重症化予防への取組を推進します。また、健康みちづくり（歩行空間等の整備検討）や公園・緑地の整備・活用などによる健康づくりの場の創出に取り組みます。

「第2期健康横浜21」の推進

（計画期間 平成25～34年度）

基本目標 10年にわたり健康寿命を延ばします。

横浜市民の平均寿命と健康寿命

	健康寿命 (平均)		平均寿命 (平均)	
	男性	女性	男性	女性
全 国	70.42年	73.62年	79.55年	86.30年
神奈川県	70.90年	74.36年	80.36年	86.74年
横浜市	70.93年	74.14年	80.29年	86.79年

（資料：厚生労働省）

【健康寿命とは】

「健康上の問題で日常生活が制限されことなく生活できる期間」をいいます。



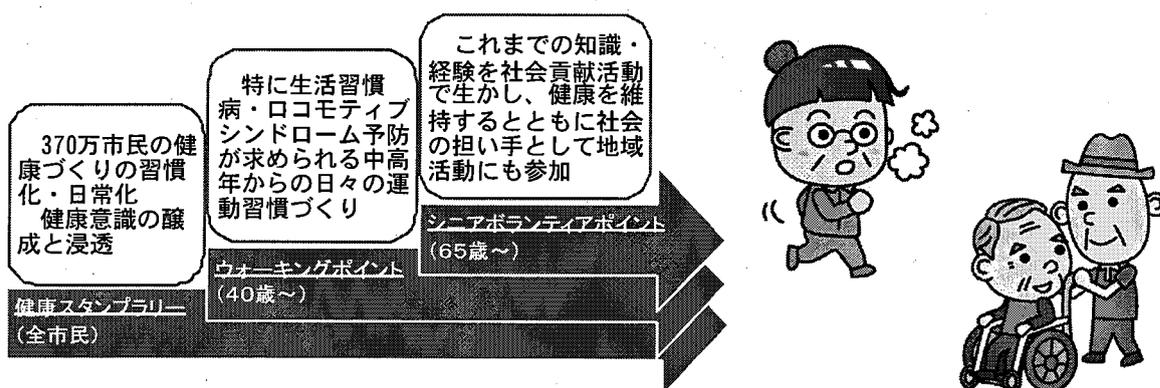
イ よこはま健康アクション

- 「第2期 健康横浜21」を推進する先進的な都市型の「健康づくり横浜モデル」の創出を目指し、10事業を立ち上げました。地域の中の高齢者の出番づくりで、健康維持の仕組み等の構築や、疾病の重症化予防など、全市域で健康づくりのムーブメントを起こす取組を進めます。

ウ よこはま健康スタイル

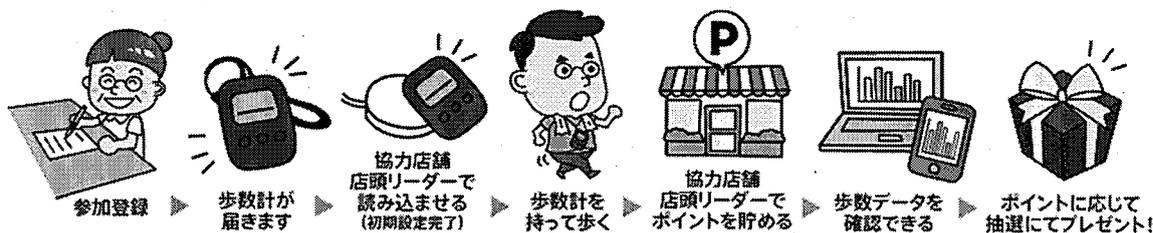
- 歩数計を活用した「よこはまウォーキングポイント」や、「よこはまシニアボランティアポイント」「よこはま健康スタンプラリー」など、日常生活の中で楽しみながら継続して取り組める仕組みにより、健康づくりを推進します。

〔よこはま健康スタイルの3つの事業〕



〔よこはまウォーキングポイント事業の流れ〕

40歳以上の横浜市民の方に歩数計を持って楽しみながら健康づくりを進めていただく事業です。



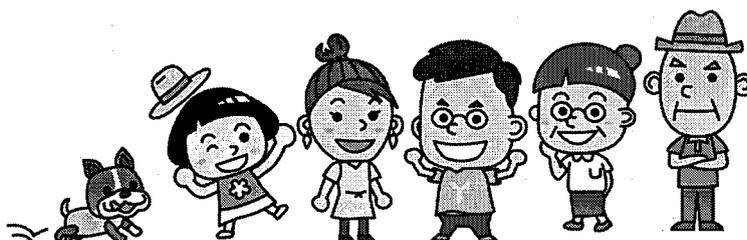
(2) 健康増進事業

- 健康診査やがん検診などの健康増進事業の充実により、生活習慣病などの早期発見・早期治療を行い、健康の保持を図ります。
- また、高齢期の疾病は、若い世代に比べて重症化しやすいことから、疾病予防に取り組めます。

事業名	取組内容
がん検診	● がんを早期に発見し、早期治療につなげるため、胃・肺・子宮・乳・大腸の各がん検診、前立腺特異抗原(PSA)検査を実施。
肝炎ウイルス検査	● 肝硬変や肝がんに行進する可能性の高い、B・C型肝炎ウイルスを早期に発見し、早期治療につなげるため、B・C型肝炎ウイルス検査を実施。
健康診査	● 75歳以上の高齢者等を対象に、生活習慣病を早期に発見するため、健康診査を実施。
インフルエンザ及び成人用肺炎球菌ワクチン予防接種	● 高齢者のインフルエンザ及び肺炎のり患・重症化を予防するため、インフルエンザ及び成人用肺炎球菌ワクチン予防接種を実施・周知啓発

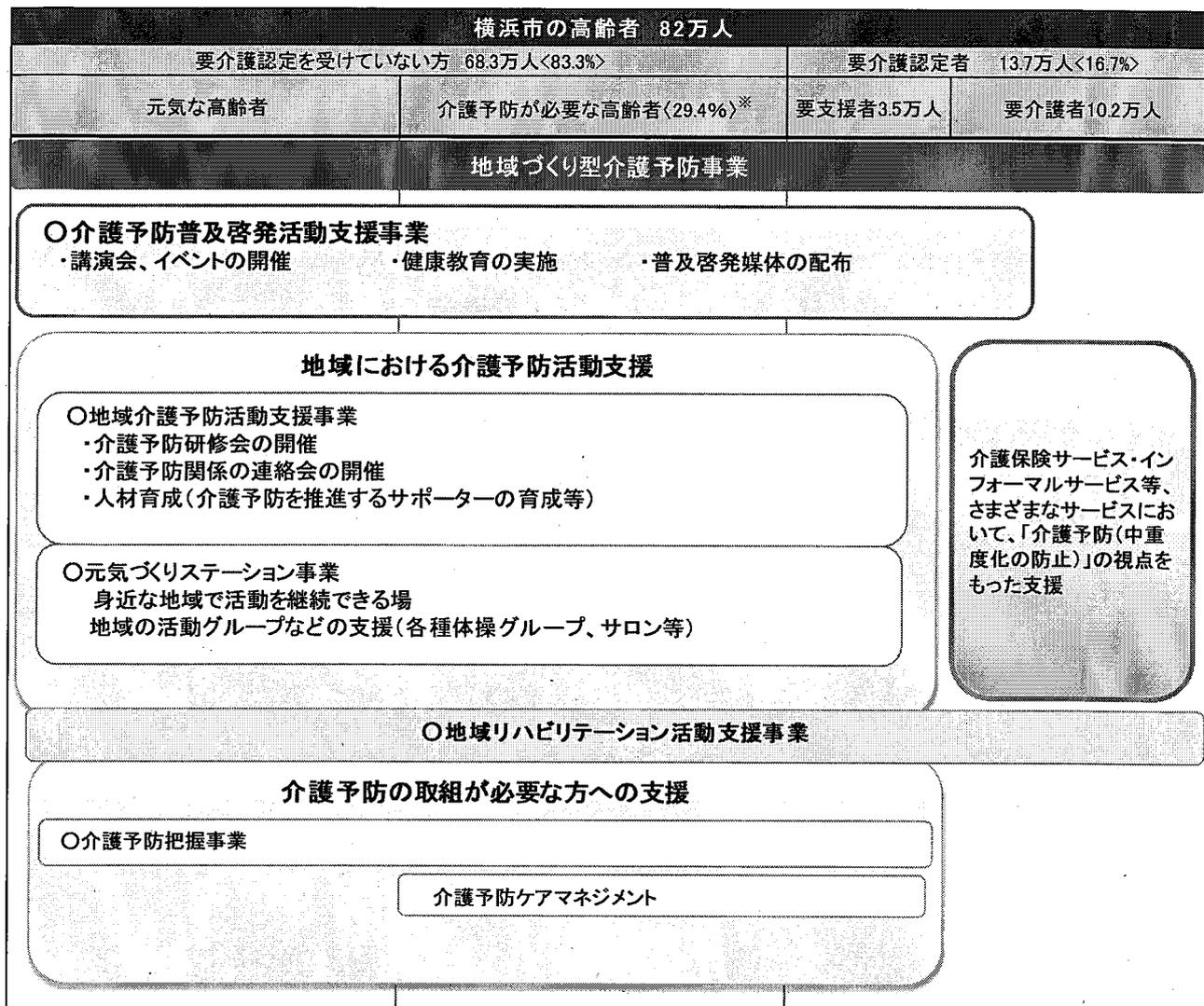
よこはま健康ファミリー

健康長寿日本一を目指す横浜市の事業をアピールするため、横浜市在住の仮想家族「健康ファミリー」がツイッター（Twitter）で、4コマ方式を基本とした面白おかしいやりとりで、健康づくりに関する情報を発信しています。
 (https://twitter.com/yokohama_kenko)



2 介護予防の取組推進

〔 身近な地域で気軽に健康づくり・介護予防に取り組むために 〕



※介護予防が必要な高齢者:平成25年度横浜市高齢者実態調査回答者より推計
高齢者数などは、平成26年3月末現在の数値

(1) 介護予防普及啓発事業

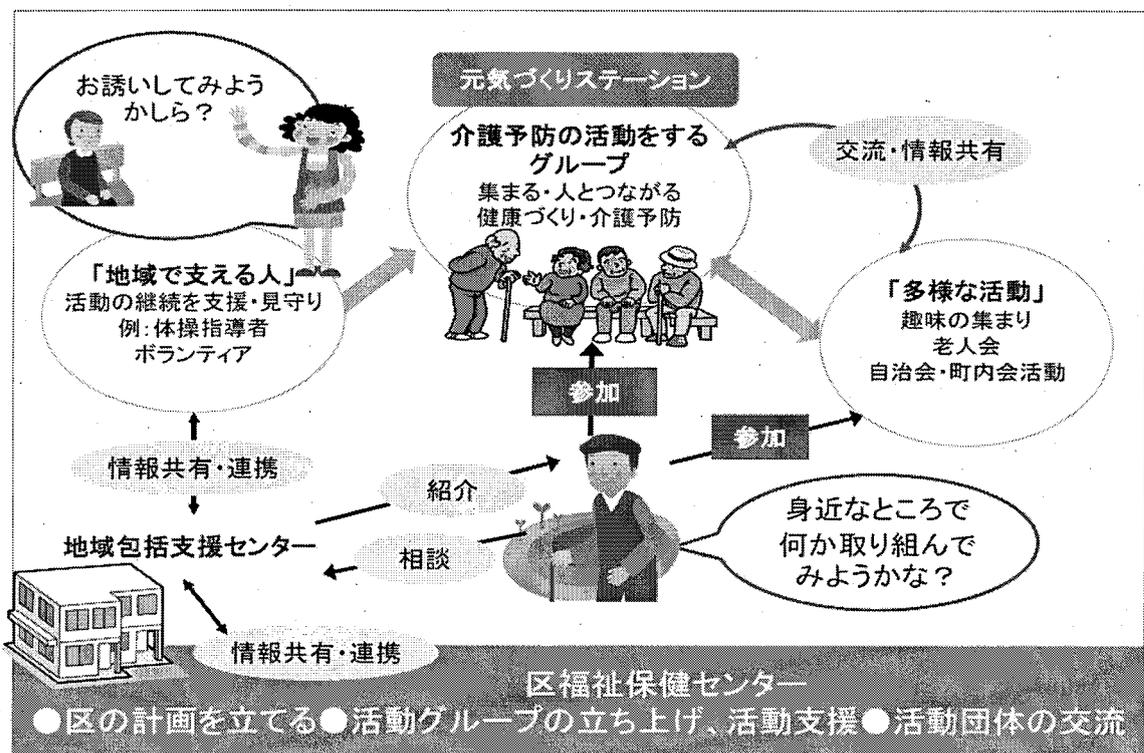
- 健康で活動的であり続けるためには、高齢期を迎える以前から健康づくり・介護予防を行うことが重要です。これらを効果的に推進するためには、市民一人ひとりがその重要性を理解して、自ら継続的に取り組むことが必要です。
- そのため、健康に関する情報提供や、区福祉保健センター・地域包括支援センター等において、講演会・イベントの開催、地域の自主活動団体への健康講座を実施し、全ての高齢者を対象とした普及啓発を推進します。

(2) 地域介護予防活動支援事業

- 健康づくり・介護予防に取り組む地域の人材、関係機関、関係団体等を対象とし、健康づくりや介護予防に関する知識や意識の向上等を目的とした研修会や連絡会を開催します。
- 地域全体で、健康課題を共有し、課題解決に向け自助・共助・公助の取組みが有機的に機能できるようネットワークを構築します。
- 地域で高齢者の自主的な健康づくり・介護予防活動が継続的に行われるよう、地域の人材発掘・支援や関係機関との連携を図り、支援体制を構築します。

(3) 元気づくりステーション事業

- 高齢者が地域の中で人とつながりながら、健康で生きがいのある活動的な生活を送ることができるように、歩いて行ける身近な場所で健康づくり・介護予防に取り組むことができる「元気づくりステーション」を広めていきます。
- 「元気づくりステーション」の活動を支援するため、介護予防に関する講師の派遣や、必要物品の提供、グループ運営の相談、助言などグループの活動の状況に応じて、必要な支援を行います。
- 「元気づくりステーション」の活動を担う地域の人材を支援します。
- 地域で介護予防に取り組む「元気づくりステーション」以外のグループも支援しながら、地域全体で健康づくり・介護予防に取り組めます。



(4) 地域リハビリテーション活動支援事業<新規>

- 地域における介護予防の取組を機能強化するため、自立支援に資する取組の推進役となるリハビリテーション専門職と連携した事業を展開します。
- 元気づくりステーション等のグループや、地域ケア会議等によりリハビリテーション専門職を派遣する仕組みを確立します。
- リハビリテーション専門職と福祉保健センター及び地域包括支援センターが連携することで、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指します。

(5) 介護予防把握事業

- 介護予防の取組が必要な高齢者を把握するための仕組みを確立します。
- 介護予防の取組が必要な高齢者を早期に把握し、介護予防活動につなげられるよう普及啓発を進めていきます。

(6) 訪問型介護予防事業

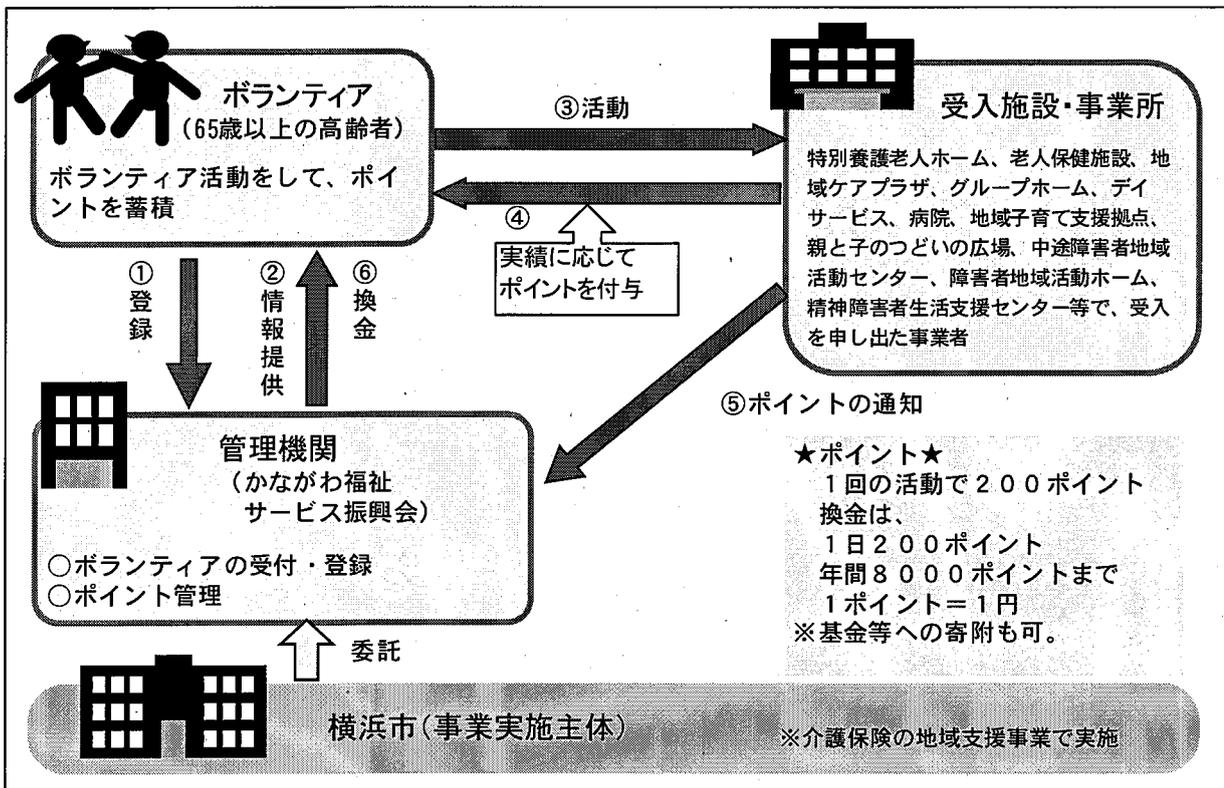
- うつ傾向など様々な理由により閉じこもりがちになっている高齢者を対象に、保健師、訪問看護師、歯科衛生士、管理栄養士が訪問し、介護予防や自立支援のための相談及び助言などを行います。

3 地域社会で活躍・貢献できる場や機会づくりとマッチング支援の推進

(1) よこはまシニアボランティアポイント事業

- 高齢者が介護施設等で、行事の手伝いやレクリエーション活動の補助などの活動を行った場合に、ポイントがたまり、たまったポイントに応じて、換金・寄附ができる仕組みです。平成 25 年度末で、介護支援ボランティア登録者は 8,800 人を超え（受入施設も 337 施設）、市内全域で活動しています。
- 活動を行う高齢者の心身の健康の保持増進や介護予防につながるとともに、社会参加や生きがいづくりを促進します。また、高齢者の持つ知識や経験、人とのつながりなどを生かす仕組みづくり、社会参加に向けたきっかけづくりとして、引き続き事業を推進します。
- さらなる事業充実のため、登録者の増加、介護分野以外の対象活動の拡大を図ります。また、「よこはま健康スタンプラリー」「よこはまウォーキングポイント」と連動し、事業を展開します。

〔よこはまシニアボランティアポイント事業の概要〕



マスコット
キャラクター
健康ほうし君

(2) いきいきシニア地域貢献モデル事業<新規>

- 活力ある超高齢社会を築くため、企業や地域活動における高齢者の活躍の場を拡大し、就労や社会参加に意欲を持つ高齢者「いきいきシニア」のセカンドライフを応援します。
- 高齢者の心身の状況に合わせた就労や地域活動などを紹介し、社会参加を促していく相談窓口「生きがい就労支援スポット」を、平成26年12月から金沢区の複合福祉施設「いきいきセンター金沢」でモデル運営しています。
- 「生きがい就労支援スポット」では、①就労・社会参加を希望する高齢者への総合的な相談・紹介対応、②関係機関との連携による情報の一元化及び情報の提供、③高齢者向けの就労先・活動先の開拓及び事業の企画・コーディネート、④就労・社会参加を促すための高齢者への動機づけや意識向上の取組を主な業務として行い、高齢者本人の課題の改善（健康増進、地域社会との関わりの増加、生きがいの向上等）及び地域社会の課題の解決（企業・地域活動等での人手不足の解消、社会的孤立問題の改善等）を目指します。
- 高齢者が、地域や企業での支え手・担い手として、生涯現役で活躍し続けられる仕組みづくりを進めるため、モデル事業における利用者ニーズや動向、事業効果等を踏まえた上で、今後の事業の展開手法を検証します。

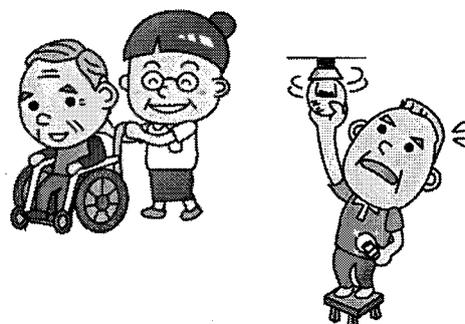
「生きがい就労」とは ～生涯現役社会の「生き方」に合わせた「働き方」～

【働き方のコンセプト】

- ① 自分の生き方に合わせ、働きたいときに無理なく楽しく働く
- ② 本人の健康増進、年金以外の収入で生活のゆとり感の向上
- ③ 地域住民・地域社会との関わりの増加、それに伴う生きがい感の向上
- ④ 現役時代に培った能力・経験を生かし、地域の課題解決にも貢献

【想定される『就労先』『活動先』】

- 学童保育での指導補助
- 介護施設等での補助
- 新たな「生活支援サービス」の担い手
(電球取り替え、買い物代行等)
- 地域でのボランティア活動 など



(3) 高齢者の就業支援

- 高齢化が急速に進む中、健康で働く意欲のある高齢者の就業・社会参加を支援します。
- (公財) 横浜市シルバー人材センターでは、市内の事業所や家庭から高齢者に適した臨時的・短期的その他軽易な仕事の注文を受け、就業意欲のある高齢者(登録会員)に対し経験や希望に合った仕事を紹介し、就業を通じた社会参加を支援します。また、登録会員に対し、緑地管理、DIYなど技能習得のための各種講習会等の開催のほか、ボランティア活動への参加支援なども行います。さらに、平成27年度の介護保険制度改正を見据え、家事支援サービスや家事簡易サービスなど、個人家庭を対象にしたサービスの充実を図ります。
- 「横浜しごと支援センター」では、就業相談、キャリア・カウンセリングなど就職の準備段階から就職後の相談まで、「しごと」に関する幅広い支援を行います。
- また、地域住民自らがビジネスの手法を用いて取り組むコミュニティビジネスの創出や定着に向け、地域における高齢者グループでの起業や活動を支援します。

(4) 社会参加等生きがい活動への支援

ア 老人クラブへの助成

- 自らの高齢期を健全で豊かなものとする活動に取り組む自主的な組織である老人クラブの事業運営を支援します。平成25年度末では1,752クラブ、会員120,187人が市内全域で活動しており、地域における高齢者の仲間づくりや健康づくりに取り組むとともに、高齢者相互の支え合い活動(友愛活動)など地域貢献活動も推進しています。
- 平成22年の活性化検討会の提言を踏まえ、平成25年2月に「横浜市老人クラブ活性化行動計画」を作成し、平成25年度から5年間で現在より10%増加(5年間で、約12,000人増加)させることを目標として、行動計画に示された活性化策に基づき取り組んでいます。老人クラブの自主性・独自性を尊重しながら高齢者のライフスタイルの多様化などに対応した事業展開が図られるよう活動の活性化に向けた支援を継続します。
- (公財) 横浜市老人クラブ連合会の友愛活動を支援し、高齢者相互の見守りや声かけ、サロン活動など地域における高齢者の孤立防止、仲間づくりを進めます。

※老人クラブ(地域の高齢者による自主的組織)

平成25年度クラブ数:1,752 クラブ会員数:12.0万人

加入率:平成12年度18.0%⇒平成25年度11.3%

イ 横浜シニア大学開催の支援

- 新たな知識や教養などを身に付けていただくため、各区 18 会場において横浜市老人クラブ連合会が主催する、「横浜シニア大学」の開催を支援し、健康づくりや介護保険の知識をはじめ、高齢者に必要な法律知識などの実生活に役立つものから、ボランティア活動など、セカンドライフの様々な選択肢を提案した内容の講座を通じ、高齢者の仲間づくりを進めます。

ウ 老人福祉センターの運営

- 老人福祉センターは、地域の高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション等のための施設で、各区に1館ずつ全区に設置しています。
- 美術や音楽、手工芸など文科系から、ダンス・体操などのスポーツ系まで幅広い講座を開催するなど、引き続き高齢者の健康づくり、生きがいづくりの場としての魅力を高めていきます。
- 地区センターや地域ケアプラザ等の併設施設の状況も考慮し、「公共建築物マネジメントの考え方」も取り入れながら、高齢者の利用に限定せずに広く世代間での交流も可能とするなど、各センターの使われ方や立地条件、地域性も含めた各区の実態に応じて必要な見直し・機能強化を図っていきます。

エ 高齢者保養研修施設「ふれーゆ」の運営

- 「ふれーゆ」は、高齢者の社会参加や交流の促進、保養と健康増進を目的とした施設です。温水プールや大浴場、展示温室、大広間などがあり、高齢者以外の方でも利用できる世代間交流施設になっています。引き続き水泳教室や各種イベントの開催など集客力を高める取組を進めながら、効果的・効率的な運営に努めていきます。

オ 敬老特別乗車証交付事業（敬老パス）

- 高齢者が心身共に健康な生活を送るとともに、気軽に外出して社会参加できるよう、敬老特別乗車証を交付します。 ※平成 25 年度交付者数 35 万人
- 健康増進・介護予防や環境への負荷の軽減も見込まれる有用な事業であり、より多くの方々に利用いただけるよう積極的なPRに努め、制度の普及を図ります。

カ 高齢者優待施設の利用促進(濱ともカードの普及)

- 高齢者に敬意を払う社会を醸成するとともに、高齢者の社会参加の促進を目的とした「濱ともカード」について、商品・入場料の割引など高齢者に優しいサービスが受けられる優待施設・協賛店をさらに拡充し、その利用を進めます。

キ 敬老月間事業

- 長寿を祝うとともに高齢者に敬意を表し、毎年9月を敬老月間として、100歳を迎えられる方に、ささやかなお祝いの品を贈呈する事業を実施しているほか、文化・観光施設等の無料開放や優待割引を行っています。

ク 生涯学習への支援

- 各区の施設等において、市民が広く関心を持ち、幅広い交流を図りながら生涯学習を实践できるよう、学びの機会の充実を図ります。
- 全区に設置されている市民活動・生涯学習支援センター（市民活動支援センターと複合化しています。）では、相談員が学習情報の提供や学習相談など、市民の学習活動を支援します。
- 市民・学校・民間教育事業者・企業等との協働による学習支援を進めます。また、横浜にある多彩な学習資源を、市民一人ひとりが、主体的な学びや活動に活用できるような環境づくりを進めていきます。
- 地域コミュニティの活性化に向け、高齢者の持つ知識・技術等の社会的活用や、世代を超えたネットワークづくりを支援します。

ケ 生涯スポーツへの支援

- スポーツを通じて生きがいづくりや社会参加を促進するため、シニアスポーツの展開を図るとともに、健康・体力づくり運動を推進し、暮らしの一部として習慣化することを支援します。また、スポーツ等に親しむことのできる機会や場の提供を推進します。
（※「横浜市スポーツ推進計画」（計画期間：平成24年度～33年度）と連携）
- 横浜市老人クラブ連合会などを通じ、健康の保持増進と高齢者相互の親睦を図るため、ゲートボール、グランドゴルフなどの各種スポーツや、レクリエーションを主体としたスポーツ大会を開催します。
- 市内の歴史を学ぶことのできるコースなど、ウォーキングコースを市内全域に選定し、マップの作成配布のほか、参加者のインターネット上の交流など通じたウォーキング人口の拡大を目指します。
- 高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典として毎年開催される「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」に市代表選手団を派遣し、健康・スポーツ活動等の高揚を図ります。また、2021年神奈川県大会の開催に向け、スポーツを通じた高齢者の健康づくりの気運を盛り上げていきます。

- 身近な地域で健康づくりやスポーツ、レクリエーションに取り組めるよう、各区のスポーツセンターで、子どもから高齢者までを対象とした各種スポーツ教室を開催します。
- 誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を目指し、各自の興味やレベルに応じて参加できる多世代・多目的型のクラブ(総合型地域スポーツクラブ)の育成を推進し、高齢者や障害者をはじめ誰もが身近な地域でスポーツを実施する機会を提供します。
- 高齢者向けの健康づくりの取組として、健康系運動器具の設置された公園での運動プログラムの紹介などを通して、身近な運動の普及を目指します。

II 地域で安心して暮らし続けるために

○ 在宅医療・介護の連携強化とサービスの充実

◆ 目標

介護が必要になっても住み慣れた自宅や地域で安心して生活をする事ができるよう、地域包括支援センターの機能を強化し地域の連携づくりを推進するとともに、医療と介護の連携や、地域密着型サービスの整備を行い、地域包括ケアシステムを推進します。

◆ 施策の展開

1 地域包括支援センターの機能強化

- 地域包括支援センターは、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築するため、①生活支援サービスの提供体制整備、②介護予防、③認知症施策、④医療と介護の連携、⑤自立に向けたケアマネジメント に取り組みます。
- 地域包括支援センターと、地域ケアプラザ地域交流活動部門や関係機関との連携を強化し、特に地域の力を生かしながら、高齢者の生活課題を解決する取組を進めます。
- 地域包括支援センターが十分に機能を発揮できるよう、地域包括支援センターの新たな機能・役割を踏まえ、職員研修など資質向上に向けた取組を行うとともに、事業評価方法についても見直しを行います。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターが担うべき機能を整理し、必要な体制について検討します。
- 地域包括ケアシステムの推進に当たっては、地域ケア会議の手法を活用し、地域包括支援ネットワークを構築するとともに、必要な社会資源整備につなげます。

2 在宅生活を支援するサービスの充実

- 介護保険サービス、介護保険以外のサービスについて、民間事業者をはじめとした多様な供給主体の参入や人材育成への支援を通じて、適切なサービス供給量を確保し、高齢者の在宅生活を支援します。

3 医療ニーズ対応や24時間対応可能な地域密着型サービスの推進

- 医療ニーズにも対応できる看護小規模多機能型居宅介護（旧サービス名：複合型サービス）の整備目標を具体的に定めます。また、小規模多機能型居宅介護からの転換促進を進めます。
- 重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯等の方々が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、24時間対応可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護を適切に提供できる体制を整えます。
- 利用者及び家族が安心してサービスを受けることができるよう、事業者のサービスの質の向上を図ります。
- サービスの利用普及に向けて、市民や関係機関への周知を図ります。

4 在宅医療を担う医療機関の確保や医療と介護の連携強化

- 医療機関と介護サービス提供機関相互の連携の強化を進めます。
- 住み慣れた地域において、在宅療養を望む高齢者を支えるため、横浜市医師会等と協働し在宅医療を担うかかりつけ医を増やし、在宅医療と介護の橋渡しを行う在宅医療連携拠点を全区に設置します。

◆ 指標

指標	直近の現状値	目標値(29年度末)
在宅医療連携拠点開設か所数	11か所(26年度)	18か所(全区)

◆ 想定事業量

		第5期の実績			第6期計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地域包括支援センター	箇所数	136	136	138	138	139	142
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	箇所数	105	126	134	150	165	180
	定員数(人)	2,587	3,098	3,298	3,682	4,042	4,402
うち看護小規模多機能型居宅介護	箇所数	3	7	8	13	17	21
	定員数(人)	75	174	199	324	424	524
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所数	18	27	36	39	42	45
認知症高齢者グループホーム	箇所数	287	287	294	300	306	312
	定員数(人)	4,840	4,840	4,951	5,059	5,167	5,275
地域密着型特定施設入居者生活介護	箇所数	1	1	1	1	1	1
	定員数(人)	12	12	12	12	12	12
地域密着型介護老人福祉施設	箇所数	2	2	2	2	2	2
	定員数(人)	55	55	55	55	55	55

注:箇所数、定員数は年度末しゅん工数、26年度は実績見込み

➤ 主な取組

1 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センターの設置と円滑な運営

- 地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームに、地域包括支援センターを設置し、専門職を配置します。
- 地域包括支援センターが、効果的・効率的に機能を発揮できるよう、職員の研修を充実するとともに、地域包括支援センター運営協議会からの意見を反映するなど、専門機関としての質の向上を図ります。

地域ケアプラザ ～身近な福祉保健の拠点～

地域ケアプラザは、「地域の福祉保健の拠点」として地域の中でネットワークづくりを行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていく役割を担っています。

…地域ケアプラザの3つの機能…

① 地域活動・交流

- ・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
- ・ボランティア活動の担い手を育成

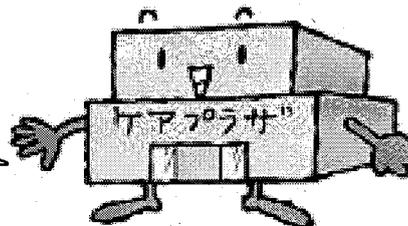
② 福祉・保健の相談・支援（地域包括支援センター）

- ・福祉保健に関する相談、助言、調整（高齢者、子ども、障害者等）
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など、介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の関係者などとの支援のネットワークづくり

③ 福祉・保健サービス

- ・高齢者デイサービス等

ようこそ
「地域ケアプラザ」へ！



(2) 地域包括支援センターの機能の充実

- 地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を果たすことが求められています。
- 地域包括ケアシステムは、地域の実情に応じて構築されるものであり、一つの決まった形があるわけではありません。地域包括支援センターは、それぞれの地域における課題を把握し、その解決に向けた具体的な取組を進める必要があります。
- そのため地域包括支援センターは、以下の業務を行います。

〔地域包括ケアシステム構築に向けた地域包括支援センターの業務〕

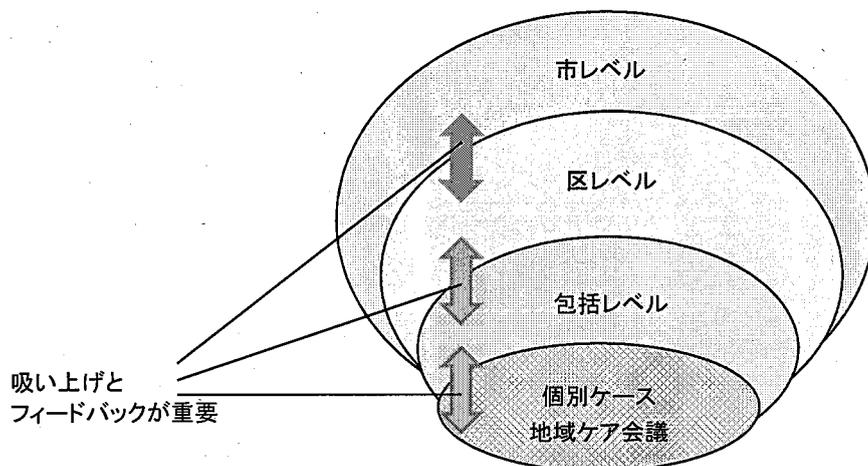
① 生活支援サービスの提供体制整備	地域資源の把握、情報管理・提供、生活支援サービスの育成に向けた取組 高齢者の社会参加、支え合い体制づくり サービス提供主体のネットワーク化
② 介護予防	自立に向けた介護予防ケアマネジメントの実施・支援
③ 認知症施策の推進	早期診断・早期対応 認知症でも安心して生活できる地域づくり
④ 医療と介護の連携	在宅医療連携拠点との連携 関係機関の連携体制構築支援
⑤ 自立に向けたケアマネジメントの推進	ケアプランの質の向上に向けた取組 ケアマネジャー支援 多職種の見点を取り入れたケアマネジメントの向上支援
⑥ 総合相談支援	保健・医療・介護・福祉・地域活動などに関する総合相談、サービス調整
⑦ 権利擁護	住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持するための取組

- 本市では、地域包括支援センターは原則として地域ケアプラザに設置されています。その強みを生かし、地域ケアプラザの地域交流活動部門や関係機関との連携を強化し、特に地域の力を生かしながら、高齢者の生活課題を解決する取組を進めます。
- 平成27年度に実施される介護保険改正による地域包括支援センターの新たな機能・役割も踏まえた上で、地域包括支援センターが十分に機能を発揮できるよう、職員研修など資質向上に向けた取組を行います。また、事業評価方法についても見直しを行います。
- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターが担うべき機能を整理し、必要な体制について検討します。

(3) 地域ケア会議の推進

- 地域ケア会議は、専門多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを地域全体に普及することにより、地域で高齢者を支えるネットワークを強化するとともに、高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズを行政施策や社会基盤整備につなげる一つの手法です。
- 地域ケア会議は、個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議で重層的に構成されます。各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、その結果をフィードバックすることによって、資源開発や政策形成にまでつなげていく仕組みです。
- この地域ケア会議の仕組みを活用することにより、課題の振り返り・共有・整理・蓄積を行い、各階層で課題解決に向けた取組を図り、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

〔地域ケア会議のイメージ〕



(4) 地域包括支援センターと区福祉保健センターの連携

- 区福祉保健センターは、区地域包括支援センター連絡会の開催や、地域包括支援センター運営協議会等を活用することなどにより、地域の包括的なネットワークの構築やケアマネジャーへの支援・助言機能等について継続的な連携・支援を進めます。
- 区内の地域包括支援センター間の現状・課題の共有化を図るほか、解決に向けて協力しあう関係づくりや連携強化等の体制づくりを行うとともに業績評価を行い、地域包括支援センターの業務の質の向上に向けた取組を行います。

2 在宅生活を支援するサービスの充実

介護保険制度関連事業の概要

介護保険事業費会計	1 介護保険給付		
	<p>在宅(居宅)サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・住宅改修 ・居宅介護支援 	<ul style="list-style-type: none"> (・介護予防訪問介護) ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 (・介護予防通所介護) ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防住宅改修 ・介護予防支援 	<p>地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム) ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム) ・看護小規模多機能型居宅介護 (旧サービス名：複合型サービス) (・地域密着型通所介護(平成28年度から))
<p>施設サービス(介護保険3施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額介護(予防)サービス費 ・高額医療合算介護(予防)サービス費 ・特定入所者介護(予防)サービス費 ・密査支払手数料 		
一般会計	2 地域支援事業		
	<p>介護予防・日常生活支援総合事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり型介護予防事業 ・介護予防推進事業 ・訪問型介護予防事業 ・よこはまシニアボランティアポイント事業(よこはま健康スタイル推進事業) ・介護予防・生活支援サービス事業 	<p>包括的支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター運営事業 ・ケアマネジメント推進事業 ・在宅医療連携推進事業 ・認知症初期集中支援等推進事業 ・生活支援体制整備事業 	<p>任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費適正化事業 ・介護相談員派遣事業 ・ねたきり高齢者等日常生活用具(紙おむつ)給付事業 ・高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 ・民間活力による高齢者見守り推進事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・介護サービス自己負担助成費 ・訪問指導事業 ・地域で支える介護者支援事業(認知症支援事業及び在宅高齢者虐待防止事業)
3 介護保険以外サービス			
<ul style="list-style-type: none"> ・ねたきり高齢者等日常生活用具(あんしん電話)貸与事業 ・訪問理美容サービス事業 ・外出支援サービス事業 ・高齢者等住環境整備事業 ・中途障害者支援事業 ・生活支援短期入所生活介護事業 等 			

第4章 施策の展開

(1) 介護保険サービスの提供（介護予防給付を含む。）

- 居宅サービスや地域密着型サービスといった介護保険サービスは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むために、生活機能の維持・向上を図る機能、生活援助としての機能、家族介護者の負担軽減を図る機能のいずれかの機能を発揮して自立を支援するためのサービスです。
- 高齢者一人ひとりの状況に応じた自立支援に向けて適切なサービスが提供される体制の確保に努めます。
- また、適切なサービスを利用するためには、適切なケアプランが作成されることが重要であり、様々な方向からケアマネジャーに対しての支援を行い、質の向上に努めます。
- 介護予防訪問介護及び、介護予防通所介護については、地域支援事業に移行します。

「地域密着型通所介護の創設」（平成28年度）
小規模な通所介護事業所が、平成28年度から創設される地域密着型通所介護事業所になります。

ア 訪問介護（ホームヘルプサービス）

- 訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他調理・洗濯・掃除等の日常生活上の世話をします。

イ 訪問入浴介護

- 介護職員・看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

ウ 訪問看護

- 通所サービスの利用が困難な方を対象に看護師等が居宅を訪問して、主治医の指示に基づき療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

エ 訪問リハビリテーション

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が居宅を訪問し、主治医の指示に基づき、理学療法・作業療法・言語療法その他必要なりハビリテーションを行います。

オ 通所介護（デイサービス）

- デイサービス事業所等で通所により入浴・食事の提供等日常生活の世話、機能訓練を行います。

- 療養通所介護事業所においては、難病やがん末期のほか、医療的ケアの必要な要介護者などに対して、医療機関や訪問看護ステーションと連携しながら通所により入浴・食事の提供等日常生活の世話、機能訓練を行います。
横浜市では開設時の助成により事業所の整備を促進します。

カ 通所リハビリテーション（デイケア）

- 介護老人保健施設・病院・診療所で通所により理学療法・作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

キ 短期入所サービス

（ア）短期入所生活介護（ショートステイ）

- 特別養護老人ホームやショートステイセンターの短期入所により、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練を行います。
- 特別養護老人ホームにショートステイ用居室を整備し、短期入所生活介護の供給量確保を図ります。

（イ）短期入所療養介護（ショートステイ）

- 介護老人保健施設や介護療養型医療施設等の短期入所により、看護、医学的管理の下に介護・機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話をします。
- 介護老人保健施設等との連携により、短期入所療養介護の供給量の確保を図ります。

ク その他の介護保険在宅サービス

（ア）居宅療養管理指導

- 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、看護師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

（イ）特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等での介護）

- 有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要介護者について、介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び診療上の世話をします。

（ウ）福祉用具貸与・購入

- 車椅子、特殊寝台、床ずれ防止用具、歩行器、認知症老人徘徊感知機器（離床センサー等）、移動用リフト（階段移動用リフト等）などを貸与します（住宅改修を伴わないもの）。

第4章 施策の展開

- 貸与になじまない入浴（シャワーチェアー、すのこ、入浴用介助ベルト等）、排せつ（腰掛便座等）に必要な福祉用具については、日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合、購入費用の9割（一定以上所得者は8割）を支給します。

（エ）住宅改修

- 手すりの取付け、段差解消、滑りの防止等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替えなどの住宅改修を行った場合に、改修費用の9割（一定以上所得者は8割）を支給します。
- 利用者が住宅改修を利用しやすくなるよう、受領委任払いによる支払手続きを引き続き実施します。

ケ 居宅介護支援

- 要介護者の意向や心身の状況等に応じて、自立に資するケアプランを作成し、利用者とサービス提供事業者との連絡・調整を行います。
- ケアマネジャーが要介護者の意向や心身の状況等に応じて、適切なケアプランを作成できるよう、サービス担当者会議や事例検討会等の開催を支援します。
- ケアマネジメント技術の向上を図るため、新人・就労予定のケアマネジャーへの研修等の開催や区ケアマネジャー連絡会の活動を支援します。
- ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう医療に関する情報の提供や、研修を実施します。
- ケアマネジメントの質が向上するよう地域包括支援センターエリア内のケアマネジャーとの定期的な連絡会や研修会を開催するとともに、区単位、近隣区、市単位での情報交換や関係機関との連携が推進されるよう支援します。
- 居宅介護支援事業者等連絡会などを通して、事業の適正な運営を支援します。
- 区ケアマネジャー連絡会や、区居宅介護支援事業者等連絡会などの場を活用した自主的な研修を支援します。

コ 介護予防支援（介護予防サービス計画）

- 地域包括支援センターの職員が中心となって、要介護認定で要支援1・2と判定された高齢者等に対し、心身機能や生活機能等の状況に関するアセスメントを実施し、自立を促す介護予防サービス計画を作成します。

(2) 介護保険給付以外のサービスの提供

- 要介護認定を受け、介護が必要となっている高齢者が在宅生活を継続すること、あるいは要介護認定非該当の高齢者が自立した生活を送ることを支援するため、介護保険給付サービスとは別に、市独自に必要なサービスを提供します。

ア ねたきり高齢者等日常生活用具給付・貸与

(ア) 紙おむつ給付事業（地域支援事業）

- 寝たきり又は認知症の状態にある市民税非課税世帯の在宅の要介護高齢者を対象に、介護保険の給付対象外である紙おむつを給付します。

(イ) あんしん電話貸与事業

- 一人暮らし高齢者等を対象に、緊急事態が発生した場合に近隣の方へすぐ連絡が取れるよう、あんしん電話（緊急通報装置）を設置します。

イ 訪問理美容サービス

- 加齢に伴う心身機能の低下や傷病等の理由により、理容所・美容所へ出向くことが困難な在宅の重度要介護高齢者に対し、理容師・美容師が自宅を訪問して理美容サービス（カットのみ）を提供します。

ウ 外出支援サービス事業

- 加齢に伴う心身機能の低下や傷病などによって、公共交通機関を利用しての外出が困難な在宅の要支援・要介護高齢者等に対し、車いす昇降用リフト車などの専用車両で、自宅と医療機関、福祉施設、行政機関等との間を送迎するサービスを提供します。

エ 民間活力による高齢者見守り推進事業

(ア) 食事サービス事業（地域支援事業）

- 食事の用意が困難な一人暮らしの中・重度要介護高齢者等を対象に、自立した生活を送ることができるよう、食に関わるサービスの利用調整を図った上で、訪問による食事の提供と日常の安否確認を行います。

(イ) 生活あんしんサポート事業

- 日常の買物への支援や、その他の生活支援について事業を実施している民間事業者と提携することにより、高齢者に生活支援情報を提供するとともに、民間事業者による見守り事業を実施します。

オ 高齢者等住環境整備事業

- 要支援・要介護高齢者等に対し、日常生活で困難な動作を補うための住宅改造工事費用の助成及び効果的な工事の助言等を行うことにより、できる限り自立した、健康的な在宅生活を継続できるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。
- 介護保険住宅改修を優先適用します。

カ 訪問指導事業

- 生活習慣病予防、介護予防・自立支援の観点から、保健指導が必要な人やその家族などを対象に、保健師や訪問看護師が訪問し、療養・介護方法、健康管理の助言、保健・医療・福祉サービスの活用に関する相談や調整を行います。
- 在宅での生活を継続する上で、様々な療養生活や介護上の問題を抱えている認知症や寝たきり状態の要援護者本人及びその家族を対象に、必要な相談・支援を行います。

キ 中途障害者支援事業

- おおむね40歳から64歳までの脳血管疾患の後遺症等により心身の機能が低下している人を対象に、閉じこもりや寝たきりを予防し、地域での社会参加や日常生活の自立を支援するために、中途障害者地域活動センターにおいて、次の事業を実施します。
 - ・地域での社会参加及び日常生活の自立を目的とした活動センター事業
 - ・退院後間もない方を対象にしたリハビリ教室
- 市民に対する中途障害者やその支援に対する理解を深めるための普及啓発（連絡会・研修会等）や、自主グループへの支援を行います。

ク 緊急ショートステイ

- 介護者の急病等の理由により緊急にショートステイを利用したい人のために、引き続き、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に緊急受入れ枠を確保します。
- 医療的ケアの可能な緊急時ショートステイベッドを引き続き確保します。

ケ 生活支援ショートステイ

- 介護者の不在や日常生活に支障がある等、一人暮らしが困難であったり、居宅生活を継続すると本人の生命又は身体に危険が生じるおそれがあり、生活支援を必要とする要介護に認定されていない高齢者を対象に、養護老人ホーム等での短期入所サービスを提供し、必要な指導、支援を行います。

コ その他の支援事業

- 横浜市総合リハビリテーションセンター・福祉機器支援センターで、利用者の身体状況及び介護状況等に合わせた生活環境づくりへの専門的な支援として、福祉用具や住宅改修に関する相談・普及啓発、介護者及び介護支援関係者への情報提供や研修などを実施し、障害者・高齢者の介護予防及び自立支援、介護者への負担の軽減を図ります。

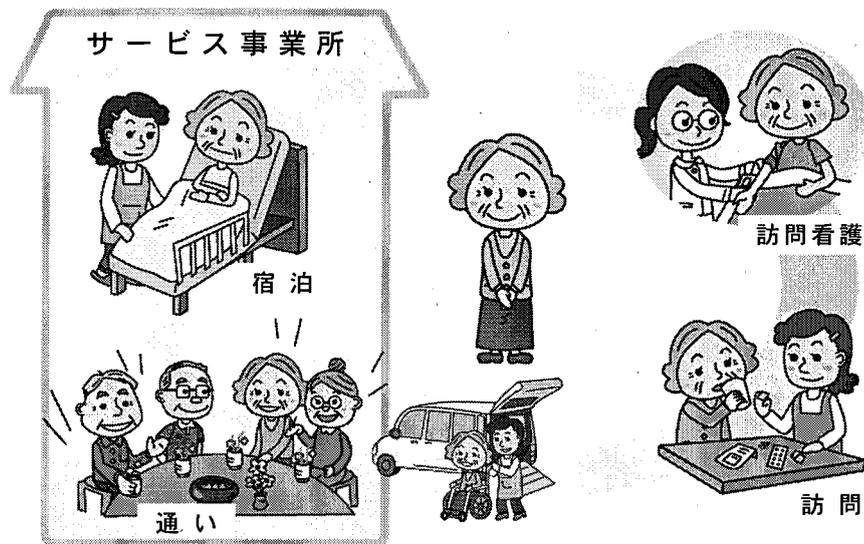
- 入院中の精神障害者の地域生活への移行の推進に取り組んでいきます。長期入院者の実態や退院に向けた課題の把握も行いつつ、必要に応じて新たな施策も検討するとともに、現在行われている精神障害者地域移行・地域生活支援事業や、退院支援に携わる医療従事者及び地域援助事業者等を対象とした研修などを、着実に推進していきます。

3 医療ニーズ対応や24時間対応可能な地域密着型サービスの推進

(1) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（旧サービス名：複合型サービス）

- 「通い」、「訪問」、「宿泊」サービスを柔軟に組み合わせて提供する「小規模多機能型居宅介護」の整備を進め、在宅生活を支援します。また、医療ニーズが高くなっても在宅生活が継続できるよう、小規模多機能型居宅介護と「訪問看護」を組み合わせた「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を進めます。

〔看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用イメージ〕

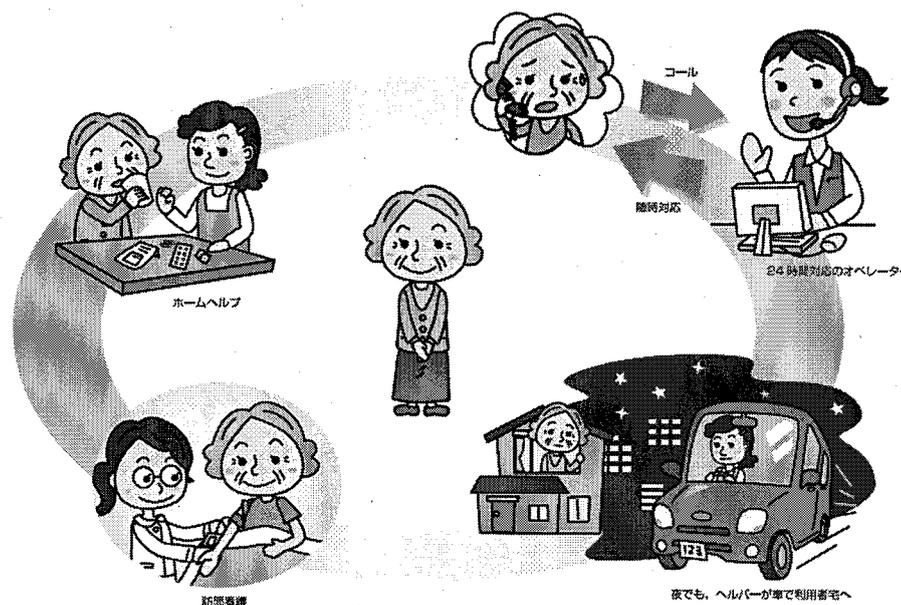


- 平成29年度までに、おおむね日常生活圏域に1か所以上で提供できるよう整備します（全市で180か所）。このうち、看護小規模多機能型居宅介護については、各区1か所以上で提供できるよう整備を進めます。
- 小規模多機能型居宅介護から看護小規模多機能型居宅介護への転換を支援するため、開設に係る経費の補助を行います。〈新規〉
- 事業者向けセミナーを開催するなど既存事業者のスキルアップを図ることにより、サービスの質の向上に努めます。

(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- 日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に、又は密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応・訪問を行うことで、24時間の在宅生活を支援します。

〔 定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用イメージ 〕



- 平成24年度に各区1か所の事業所を整備し、全市でサービス展開を開始し、平成26年度までに各区2か所の整備を行いました（全市で36か所）。今後も事業所の整備を進めるとともに、サービスを必要としている方に必要なサービスを提供できるよう、更なる周知の徹底やサービスの利用普及に努めます。

(3) 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

- 認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、家庭的な雰囲気の中で共同生活（5～9人）を送りながら、入浴、排せつ、食事等の日常生活の世話や機能訓練を行います。
- 引き続き未整備圏域での整備を進めるほか、区や日常生活圏域ごとの整備量や充足率等を勘案した上で、計画的に整備を進めます。
- 事業者間での職員交換研修のほか既存事業者のスキルアップを図ることにより、サービスの質の向上に努めます。
- 事業所内での事故の予防につながるような研修を実施します。

(4) その他の地域密着型サービス

ア 夜間対応型訪問介護

- 夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、利用者からの通報に応じて随時対応する訪問介護を組み合わせ、夜間の安心した生活を支援します。
- 全市においてサービス展開しており、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスと併せ利用者の拡大を図ります。

イ 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

- 認知症の方を対象に、事業所への通所により入浴・食事の提供等日常生活の世話、機能訓練を行います。
- 概ね6か月に1回の運営推進会議を実施し、地域との連携や運営の透明性を確保します。（平成28年度から実施）
- 事業者向けの研修を実施し、サービスの質の向上につながるよう支援します。

ウ 地域密着型特定施設入居者生活介護

- 特定施設（有料老人ホーム等）のうち、定員規模が29人以下の小規模な介護専用型特定施設（要介護1以上の利用者等を対象とするもの）については、小規模での経営の困難さから、事業者参入を計画的に見込めない状況です。このため、全体の整備量の中で必要が生じた場合に整備します。

エ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のうち、定員規模が29人以下の小規模なものは、サテライト型以外での経営が困難なことや、サテライト型は本体施設の近くで用地確保が難しいことから、事業者参入が進んでいない状況です。
- このため、特別養護老人ホーム全体の整備量の中で必要が生じた場合に整備します。

地域密着型通所介護

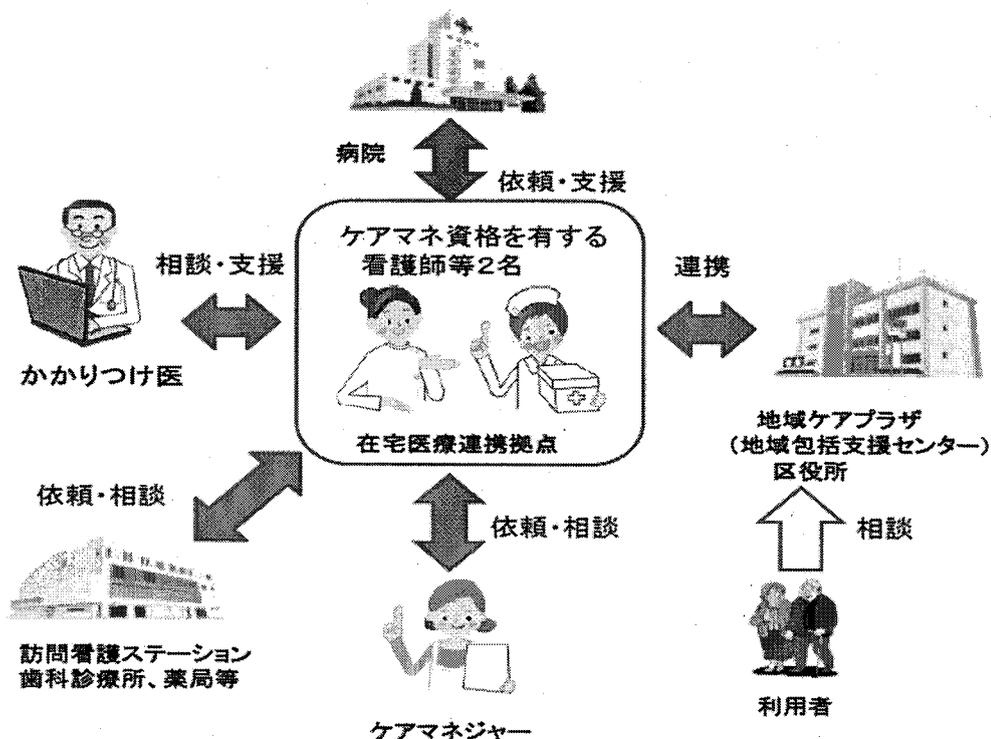
平成28年度に地域密着型通所介護という新しいサービスが創設されます。それに伴い、小規模型の通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護のサテライト型事業所等に移行します。

4 在宅医療を担う医療機関の確保や医療と介護の連携強化

(1) 在宅医療連携拠点

- 市民が、病気を抱えても住み慣れた家等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、医師会等と協力して在宅医療連携拠点を全区に整備します。
- 医療依存度の高い方の退院時支援のほか、在宅医療を行うかかりつけ医の紹介や地域の在宅医療・介護資源の情報提供等、在宅医療と介護の相談支援を行います。
- 医師向けの在宅医療研修を実施するなど、在宅医療を担う医師の確保に努め、かかりつけ医のバックアップの仕組みを整備します。
- 在宅で療養する患者の急変時に備え、円滑に緊急一時入院ができるよう地域の病院との連携を進めます。
- 事例検討や多職種連携会議等を通じて、地域の在宅医療・介護従事者間の顔の見える関係を構築します。
- 在宅医療・介護に関する知識・理解を深めるため、市民に対する在宅医療・介護研修会を実施します。

〔在宅医療連携拠点のイメージ〕



第4章 施策の展開

(2) 在宅療養連携の推進

- 住み慣れた地域において、在宅療養を望む高齢者と介護者を支えるため、ケアマネジャー等介護従事者と、かかりつけ医を中心とした在宅医療を担う医療関係者間の「顔の見える関係づくり」を全市レベル及び区レベルで推進します。
- 区は地域包括支援センター運営協議会や地域ケア会議などを活用し、在宅療養に関する区域の課題の解決に努めます。
- 診療所や病院の医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー、地域包括支援センター専門職等関係機関の代表で構成する「横浜市在宅療養連携推進協議会」を開催し、在宅療養支援や、相互の連携強化、ネットワーク化を図ります。
- 在宅療養の実際についての知識・理解を深めるため、研修会の開催や地域ケア会議を活用するなどにより、在宅療養に携わる関係者間の有機的な連携が図られるよう、環境整備を進めます。
- 在宅療養におけるサービスの質を確保するため、ホームヘルパーや訪問看護師を対象として、介護・看護技術の向上のための研修を実施するほか、多職種間の連携協働を支援します。
- 病院での死亡が7割を超え、在宅で亡くなる方が1割強という現状ですが、本人や家族が希望した場合には在宅でのみとりが可能となるよう、市民や関係者の理解促進と意識啓発を進めます。

〔死亡場所別死亡数〕

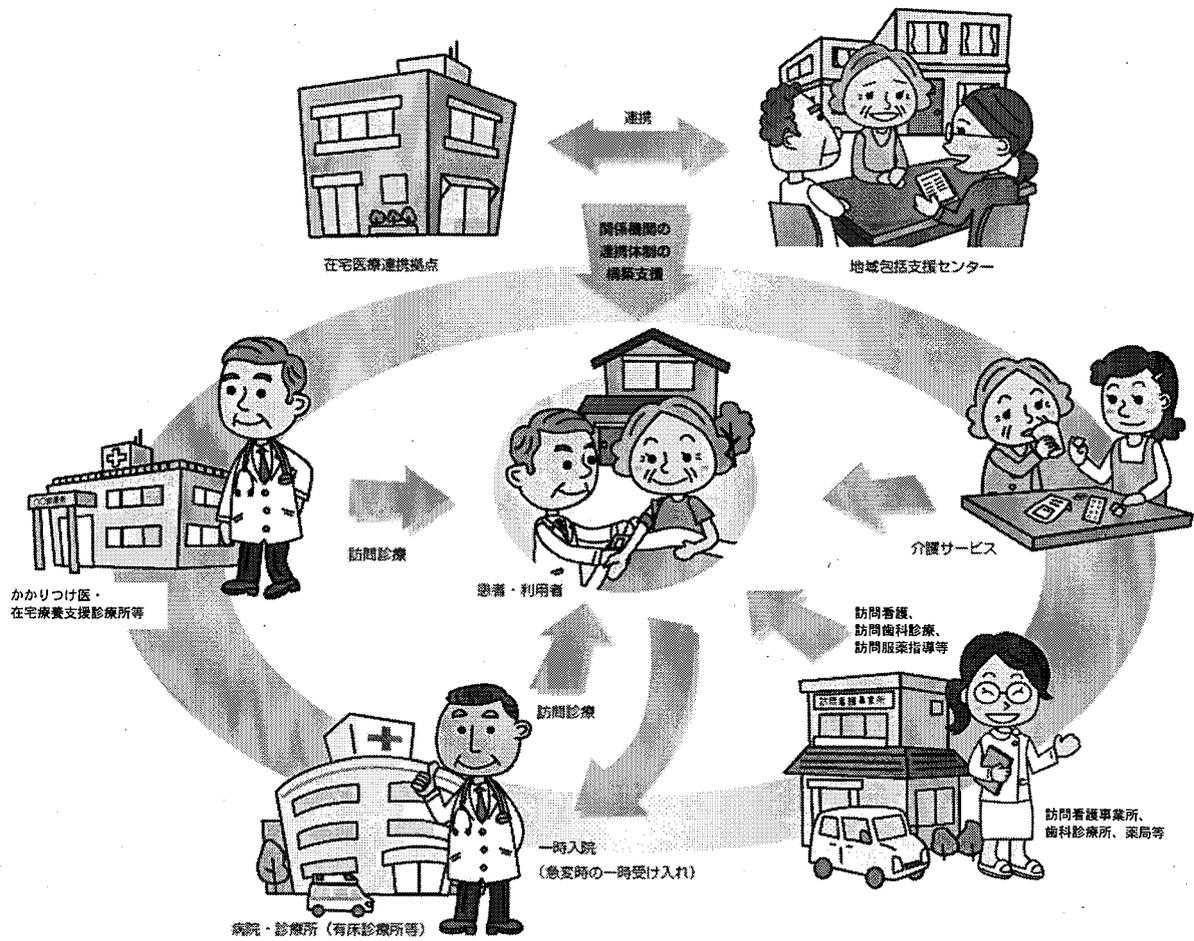
(単位:人)

	総数	病院	診療所	介護老人 保健施設	老人ホーム	自宅	その他
全 国	1,268,436	958,755	27,942	24,069	66,919	163,049	27,702
		75.6%	2.2%	1.9%	5.3%	12.9%	2.2%
横 浜	28,959	20,878	371	441	1,898	4,710	661
		72.1%	1.3%	1.5%	6.6%	16.3%	2.3%

平成25年人口動態調査

注:全国には住所地外国・不詳を含む。

〔在宅医療・介護連携のイメージ図〕



(3) 医療的ケアが必要な人へのサービス

ア ショートステイにおける受入れ促進

- ショートステイにおける医療的ケアの必要な要介護高齢者の受け入れを促進し、本人やその介護者の生活の質の向上を図ります。（再掲）
- 介護者の急病時など、医療的ケアの可能な緊急時ショートステイ用のベッドを引き続き確保します。（再掲）

イ 通所サービスにおける受け入れ促進

- 医療的ケアが必要な中重度の要介護者が通所できる「療養通所介護」の整備を促進し、要介護者や介護者の生活の質の向上を図ります。（再掲）

ウ 診療所による在宅療養支援

- 在宅医療を実施している医療機関の情報提供を行います。

※横浜市 在宅療養支援診療所 331 か所(平成 26 年 2 月現在 関東信越厚生局届出数)

エ かかりつけ医の普及

- 本人の身体特性や生活習慣・家庭環境をよく理解した上で、治療や健康に関する指導に当たるかかりつけの医師等を持つことが重要です。このため、関係団体と連携しながら、かかりつけ医の普及を促進します。
- かかりつけ医については、横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近なかかりつけ医を紹介するなど、普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。
- 長年かかりつけの患者が高齢や病気で通院できなくなった場合には、かかりつけ医が患者の希望に応じて在宅医療の提供や在宅での看取りに対応できるよう、在宅医療の充実を図ります。

【医療的ケアの必要な高齢者を支えるサービス】



○ 認知症施策の推進

◆ 目標

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限りより良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目指します。

本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、連携を推進するとともに、地域の見守りやインフォーマルサービス等も含めた切れ目のない支援体制の構築を目指します。

◆ 施策の展開

1 認知症高齢者の早期診断・早期対応に向けた体制整備

- 早期診断、早期対応のため、支援体制の充実を図ります。
- 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関などを分かりやすく市民や医療・介護関係者に周知します。
- 介護予防の取組の一環として、認知症予防の啓発や認知症予防活動に取り組みます。
- 認知症に対応した介護サービスの適切な提供を図ります。

2 認知症疾患医療センターを中心とした認知症医療体制の充実

- 認知症疾患医療センターを中心として、認知症医療体制の充実を図るとともに医療・介護連携を強化します。
- 認知症の人への適切なケアの提供のため、医療従事者や介護従事者等の認知症対応力向上を図ります。

3 認知症の人と家族が共に安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実

- 認知症の人と介護者が共に安心して過ごせる居場所づくりや家族の集いなど家族者支援の充実を図ります。
- 区や地域包括支援センターでの相談や認知症コールセンターの運営などにより、相談体制の充実を図ります。
- 権利擁護の取組を推進します。

4 地域で見守り、支え合う体制の構築

- 認知症の普及啓発は、認知症に関する理解を深め、支え合う意識向上の基盤づくりに欠かせないことから、取組を一層推進します。
- 認知症サポーターやキャラバン・メイト等とともに、認知症の人や家族を見守り、支援できる市民を増やし、支え合うまちづくりを推進します。

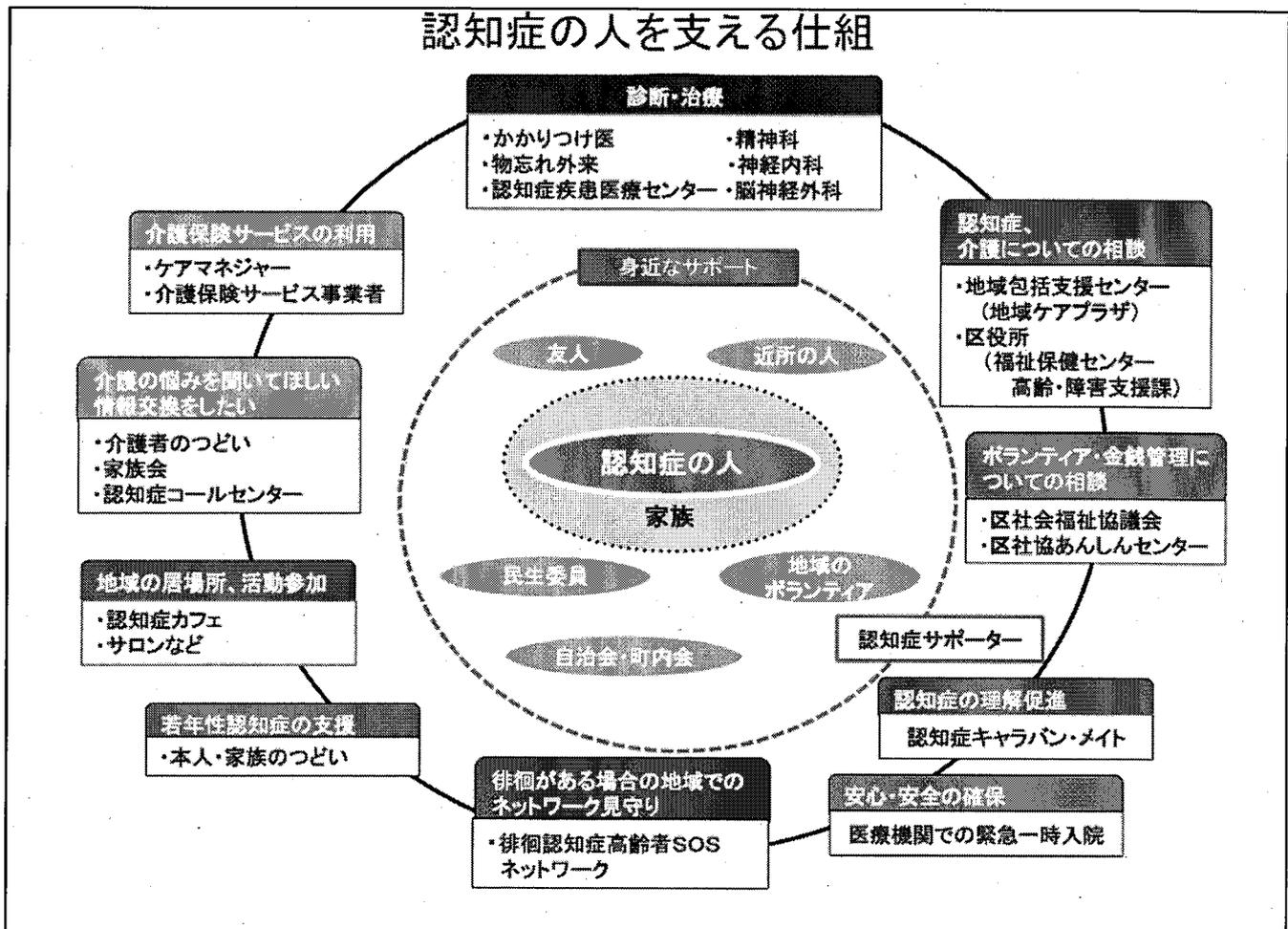
5 若年性認知症の支援

- 若年性認知症の本人・家族に対する情報提供や相談体制の充実を図ります。

◆ 想定事業量

		第5期の実績			第6期計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認知症サポーター(認知症キャラバン・メイトを含む)	人数(人)	86,002	112,985	133,985	154,985	175,985	196,985

注:平成26年度は実績見込み



➤ 主な取組

1 認知症高齢者の早期診断・早期対応に向けた体制整備

(1) 認知症初期集中支援チームの設置<新規>

- 認知症の人や家族の支援に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化します。
- 医療や介護等の複数の専門職から構成されるチームが、認知症の人や家族に対する初期の支援を包括的、集中的に行い自立生活へのサポートを行います。

(2) 認知症ケアパスの作成・普及<新規>

- 認知症の状態に応じて受けられるサービスや相談機関など、適切なケアの流れを明らかにした認知症ケアパス（冊子）を作成し、市民や医療・介護関係者へ普及を図ります。

(3) 早期診断・早期対応についての普及啓発

- 認知症の早期診断・早期対応の重要性について、様々な機会をとおり、普及啓発を行います。
- 介護予防の取組の一環として、認知症予防の啓発や認知症予防活動に取り組みます。

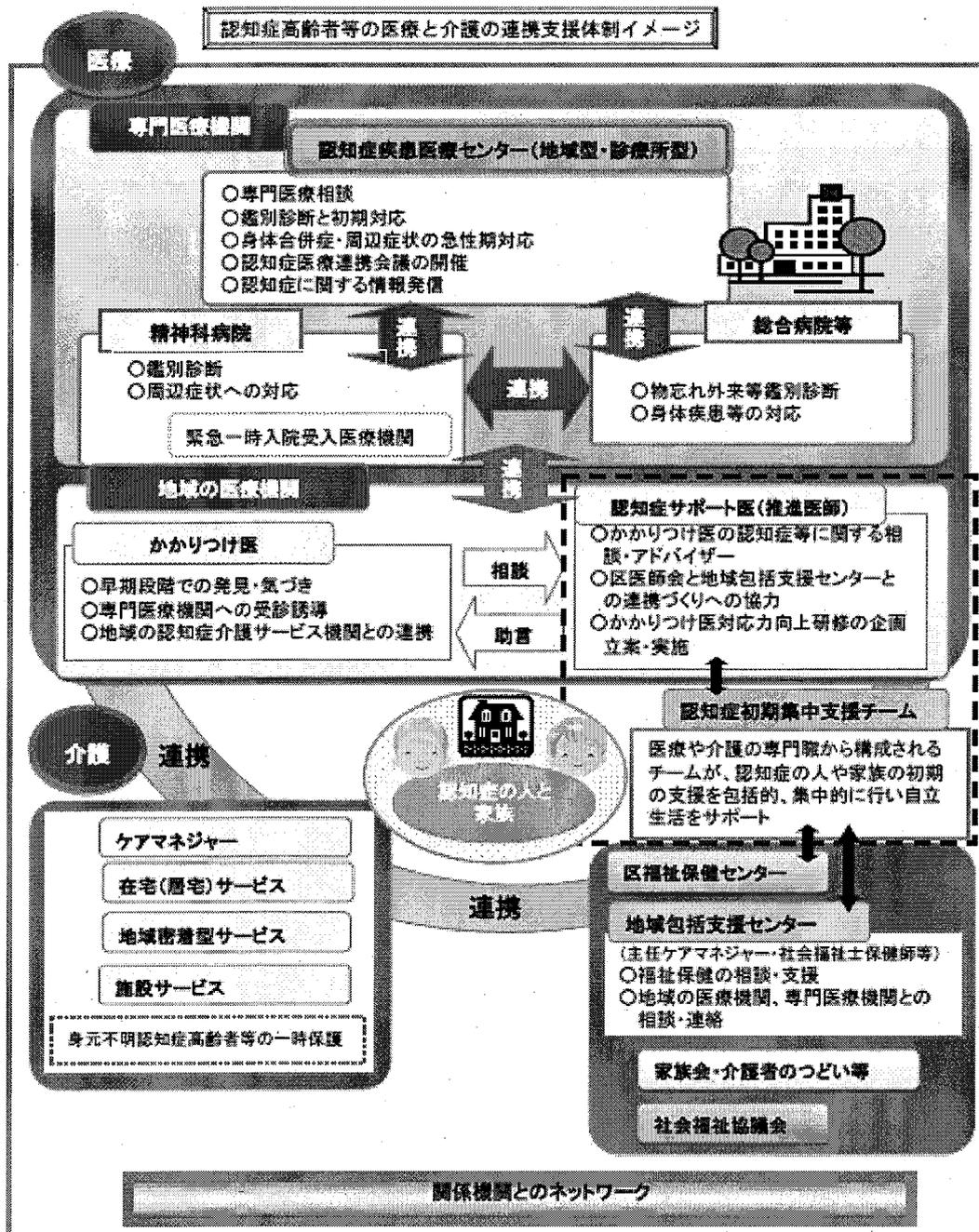
2 認知症疾患医療センターを中心とした認知症医療体制の充実

(1) 認知症疾患医療センター

- 認知症疾患医療センターを中心として、二次医療圏域の専門医療機関、地域医療機関の連携を促進し、切れ目のない医療体制の構築を図ります。
- 各認知症疾患医療センターにおいて、二次医療圏内の医療機関との連携や医療と介護の連携強化のため、認知症疾患医療連携協議会を開催します。
- 認知症の人と家族への適切や医療とケアの提供のため、地域の医療・介護関係者に認知症対応力向上を図るための研修を開催します。
- 認知症に関する理解を広めるため、市民に対し認知症の正しい知識の普及啓発を図ります。
- 認知症の早期診断・早期対応のため、専門医療相談を行います。認知症の人と家族が安心して生活できるよう、医療だけでなく、サービスや相談機関等との調整や情報提供なども行います。
- 認知症の進行ステージに応じて切れ目のない医療対応等ができるよう、認知症初期集中支援チームや認知症サポート医、地域のかかりつけ医等と連携し、医療連携体制を強化します。

(2) 地域医療機関

- かかりつけ医への助言等を行う認知症サポート医を養成するとともに、認知症サポート医が専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となるよう、医療機関や地域包括支援センター等との連携体制の推進を図ります。
- 認知症の早期発見・早期対応のため、かかりつけ医を対象として、認知症の早期発見や対応力の向上を図るための研修を実施します。
- 認知症の早期診断・早期治療のため、看護師、薬剤師、歯科衛生士等、医療機関の従事者に、認知症の早期発見や対応力の向上を図るための研修を実施します。



3 認知症の人と家族が共に安心して過ごせる居場所づくりや介護者支援の充実

(1) 地域の居場所づくり

- 認知症の人や家族、地域住民、専門職など、誰もが気軽に立ち寄ることができる集いの場として、認知症カフェの設置を進めていきます。

認知症の人にとっては、自ら活動し楽しむことができ、家族にとっては、介護家族との交流や支援者への相談を通じ、介護負担の軽減が図られる場としていきます。さらに、地域住民にとっても、認知症への理解を深める場となることから、認知症カフェの取組を通じ、住民同士の支え合いを推進していきます。

- 認知症になっても、これまでの地域とのつながりが保たれ、地域活動やサロン等の場に参加できる地域づくりを進めていきます。

(2) 介護者の集い

- 家族を対象とした介護セミナーや介護者の集い等を開催し、認知症の人や家族の支援に取り組みます。

(3) 相談体制の充実

- 区福祉保健センターや地域包括支援センターは、認知症に関する高齢者や家族の相談を受けて、適切な支援・調整を行います。
- 介護経験者や認知症ケアの専門家等が対応する「よこはま認知症コールセンター」を運営し、介護の悩みに対応し、介護方法や医療情報の提供など身近な立場で支援できるよう相談体制の充実を図ります。

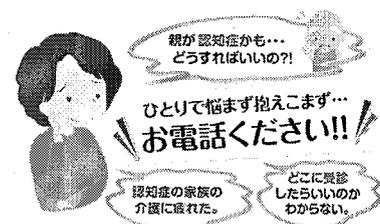
(4) 安心・安全の確保

- 認知症状の急激な悪化などにより、在宅での生活が困難となった場合に対応できる医療機関での緊急一時受入を実施します。
- 徘徊^{はいかい}などにより身元不明の認知症高齢者等に対し、介護保険施設の協力を得て一時的な入所による保護を実施します。

よこはま認知症コールセンター

認知症の人や家族からの相談に、認知症介護の経験者や専門家などが、適切な情報提供や支援を電話相談により行います。

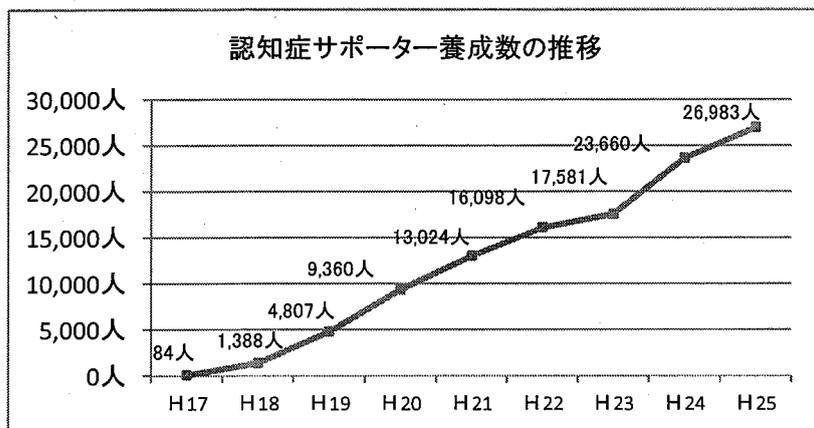
なやみさよなら
電話：662-7833
火・木・金（10：00～16：00）
祝日も実施 年末年始除く



4 地域で見守り、支え合う体制の構築

(1) 認知症キャラバン・メイト、認知症サポーターの養成

- 地域における認知症高齢者等のよき理解者・支援者となる「認知症サポーター」の養成講座を実施するとともに、その講師役となる「認知症キャラバン・メイト」を養成し、活動支援を行います。
- 養成講座を受講した認知症サポーターが、地域で認知症の人や家族を見守り支える具体的な活動ができるよう、身近で実践できる取組や地域で実施されている見守り活動等への参加につなげていきます。
- 認知症の普及啓発については、認知症サポーター養成講座を中心に、幅広い世代に普及できるよう実施していくとともに、講演会や研修会、広報などにより、認知症に関する正しい知識や理解を深め、支え合う意識の向上を図ります。



認知症サポーターは
着実に増えています。



(2) ネットワークを生かした体制づくり

- 福祉関係施設、医療機関、警察署、交通機関、銀行・郵便局、商店、学校等の地域の関係機関が連携して、認知症の人や家族を見守り支えるためのネットワーク体制の構築を図ります。
- 地域包括支援センターにおいて、医療・介護関係者や地域福祉関係者等が参加し、高齢者の支援を検討する地域ケア会議を開催し、関係機関のネットワークづくりを進めます。
- 認知症の人や家族を見守り支えるための身近なボランティアを養成し、地域の支援体制の充実を図ります。
- 地域にある様々なネットワークを生かして、認知症の人や家族が安心して生活することができるよう、地域の中の気づきの目を育てるとともに、緩やかな見守りや支え合いの体制をつくり、その人らしく生活できる地域づくりを進めます。

5 若年性認知症の支援

- 若年性認知症の本人や家族が、心と身体を健康に保ち、安定した生活が送れるよう、気軽に相談できる交流の場や専門相談が受けられる体制を整えます。
- 若年性認知症の人が利用できるサービス等を集約し、分かりやすく情報提供を行います。
- 支援体制の充実に向け、支援者向けの研修を実施します。
- 若年性認知症に対する理解を地域に広めるため、普及啓発の取組を推進します。

ロゴマーク

認知症により、生活に支障が出てきても、周囲のちょっとした気配りや見守りがあれば、住み慣れた地域で暮らし続けることが可能です。

横浜市では、認知症の正しい理解を広め、地域の中で支え合う風土づくりのために、「認知症 やさしいまなざし あったかハート」をキャッチフレーズにして、認知症になっても、安心して暮らせるまちづくりを進めています。



○ 生活支援サービスの充実

◆ 目標

介護事業所によるサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援する体制を整えます。

平成27年度中に「介護予防・日常生活支援総合事業」を開始し、モデル実施するなどして段階的に多様なサービスを充実させ、平成29年度から本格実施します。

◆ 施策の展開

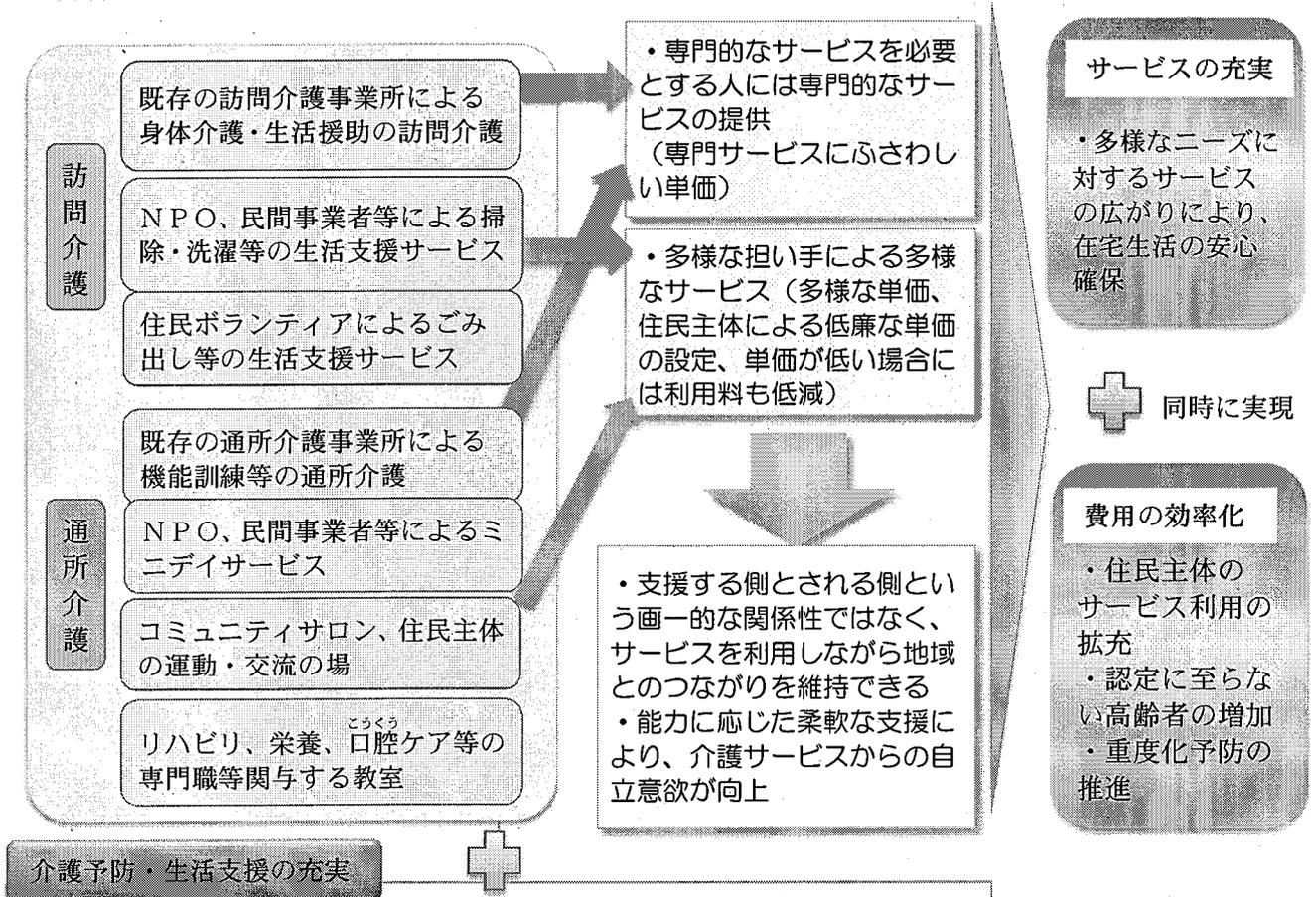
1 予防給付（訪問介護・通所介護）の円滑な地域支援事業への移行

- 多様な生活支援ニーズに対応し、身近な地域資源を活用しながら心身の健康状態を維持できるよう、総合事業を実施します。

2 地域の資源を生かした多様なサービスの充実

- NPO、ボランティア団体、地縁組織など多様な主体が多様な生活支援サービスを提供する体制づくりや、住民が担い手となる環境づくりを行います。

予防給付の見直しと生活支援サービスの充実



➤ 主な取組

1 予防給付（訪問介護・通所介護）の円滑な地域支援事業への移行＜新規＞

(1) サービスの類型化

- 訪問型サービス及び通所型サービスについて類型化し、基準や単価等を定めます。

(2) サービスの利用の流れの構築

- 総合事業について十分に周知を行い、①窓口での相談、②サービス区分の振り分けを行う基本チェックリストの活用・実施、③効果的な介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始の流れを構築します。

2 地域の資源を生かした多様なサービスの充実＜新規＞

(1) 生活支援コーディネーターの配置

- 生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、地域において資源開発（地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成等）やネットワーク構築等（関係者間の情報共有・連携体制づくり等）に取り組む「生活支援コーディネーター」を配置します。
- 各地域ケアプラザには、子どもから高齢者・障害者までを対象に、資源開発やネットワーク構築に取り組む地域活動交流コーディネーターが既に配置されていることから、役割の整理を行います。

(2) 協議体の設置

- 各地域における生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画する「協議体」を設置し、ネットワークの中核と位置付け、定期的な情報共有及び連携強化の場として運営します。

Ⅲ 安定した生活の場を確保するために

◆ 目標

様々なサービスを利用しても在宅生活が困難な高齢者のために、特別養護老人ホームなど、要介護高齢者の状態に対応した高齢者の施設を整備します。
 高齢者の施設・住まいに関する様々なニーズに応じた相談体制を構築します。

◆ 施策の展開

1 状況に応じた施設や住まいの整備

- 高齢者人口や要介護認定者数の増加を見据え、特別養護老人ホームは地域バランスや医療的ケアへの対応等に配慮しつつ、要介護3以上の方がおおむね12か月以内に入所できる整備水準を維持します。
- その他、介護保険施設と居住系サービスについても、それぞれの施設・サービス特性に応じて、利用者のニーズに対応していきます。

2 高齢者施設や住まいに関する相談体制の充実と情報提供

- 多様化する高齢者の施設や住まいに関する相談窓口を設置します。
- 複数の専門窓口と連携することにより、相談者のニーズに応じたきめ細やかな相談対応を行います。

◆ 指標

指標	直近の現状値	目標値 (29年度末)
特別養護老人ホームに要介護3以上で入所した方の平均待ち月数	12月 (25年度)	12月

◆ 想定事業量

[介護保険施設の整備目標]

(床)

		第5期の実績			第6期計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
特別養護老人ホーム	年度末整備数	13,997	14,170	14,520	14,819	15,039	15,409
	増床数	400	173	350	299	220	370
介護老人保健施設	年度末整備数	9,565	9,565	9,565	9,565	9,565	9,565
	増加数	0	0	0	0	0	0
介護療養型医療施設	年度末整備数	593	593	538	538	538	538
	増加数	0	0	▲55	0	0	0
介護保険施設計	年度末整備数	24,155	24,328	24,623	24,922	25,142	25,512

注：平成26年度は実績見込み

定員29人以下の小規模特別養護老人ホームは、全体整備数の中で必要に応じて整備します。

〔 居住系サービスの整備目標 〕

(床)

		第5期の実績			第6期計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
認知症高齢者 グループホーム	年度末整備数	4,840	4,840	4,951	5,059	5,167	5,275
	増床数	91	0	111	108	108	108
特定施設 (有料老人ホーム等)	年度末整備数	10,728	11,209	11,524	12,124	12,724	13,324
	増床数	412	481	315	600	600	600
介護専用型	年度末整備数	950	1,437	1,752	2,352	2,952	3,552
	増床数	412	487	315	600	600	600
地域密着型 (定員29床以下)	年度末整備数	12	12	12	12	12	12
	増床数	0	0	0	0	0	0
混合型	年度末整備数	9,766	9,760	9,760	9,760	9,760	9,760
	増床数	0	▲6	0	0	0	0

〔 ショートステイ(短期入所生活介護施設)の整備目標の内訳 〕

(床)

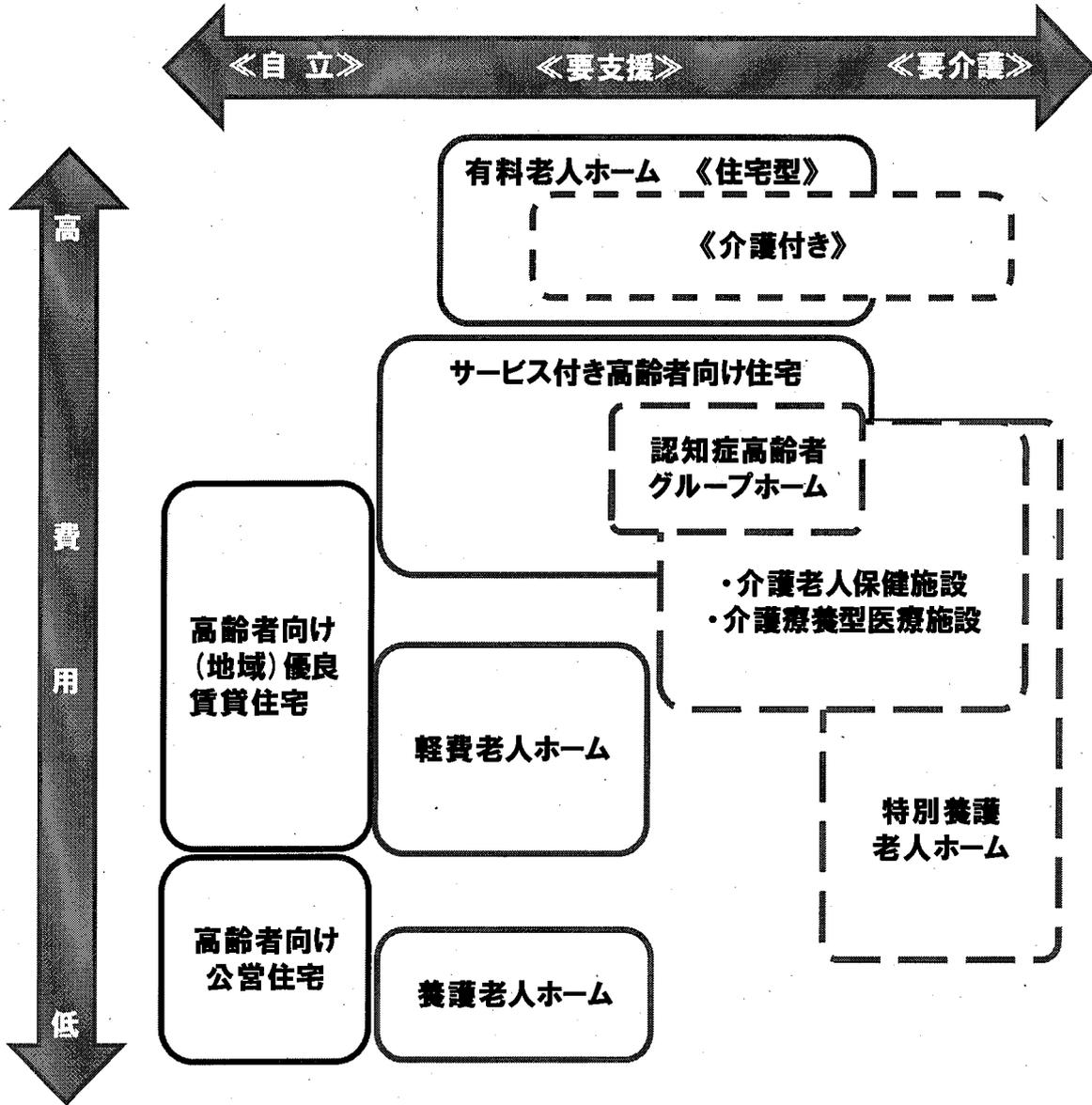
		第5期の実績			第6期計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ショートステイ (短期入所生活介護 施設)	年度末定員数	2,227	2,337	2,431	2,471	2,511	2,541
	増加数	70	110	94	40	40	40

注：特別養護老人ホーム、ショートステイセンター等のショートステイ定員数
平成26年度は実績見込み

〔 要援護高齢者の生活を支える施設見込量(定員) 〕

事業名	平成26年度 実績	平成29年度 目標
養護老人ホーム	628人	498人
軽費老人ホームA型	250人	250人
軽費老人ホームケアハウス	396人	396人

高齢者の住まい・施設のイメージ



表示例

実線 : 介護保険サービスを利用する場合は外部の事業者がサービスを提供します。

破線 : 介護保険サービスを利用する場合は施設がサービスを提供します。

- この図は費用や身体状況の条件から、住宅・施設の傾向を大まかなイメージとして示したものです。
そのため、必ずしもこの図に当てはまらない場合があるのでご注意ください。
- 同じ種類の住宅・施設でも、実際の費用や対応できる介護の内容等は異なる場合があります。
また、負担軽減等の制度がある住宅・施設もありますので、利用を検討される際には事前に個々の住宅・施設にご確認ください。

➤ 主な取組

1 状況に応じた施設や住まいの整備

(1) 特別養護老人ホーム

ア 特別養護老人ホームの整備

- 要介護3以上の方がおおむね12か月以内に入所できる整備水準を維持するため、年間300床（27～32年度）の整備を進めます。
- 定員確保の一環として特別養護老人ホームに併設されたショートステイの本入所への転換や、定員数の減少を抑えるための老朽化した施設の長寿命化対策を検討します。
- 市有地活用等による施設の地域偏在への対応を図ります。
- 医療的ケアの充実を図るため、医療的ケアへの対応状況や取組を重視し、整備法人の選定を行います。
- 居住環境に配慮した個室・ユニット型による整備を基本とします。

イ 特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み

- 「特別養護老人ホーム入所申込受付センター」で市内特別養護老人ホームの申込を一括して受け付けることで、「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」を適切に運用し、公平性・透明性の高い入所制度を維持します。
- 新たに高齢者施設等に関する相談窓口を整備し、利用者が状況にあったサービスを選択できるよう、特別養護老人ホームの入所相談及び入所可能施設の情報提供をはじめ、施設・居住系サービスを中心とした情報提供を行います。
- 入所希望者からの多様な相談内容を蓄積し、情報提供に活用するとともに、引き続き入所待ち者のきめ細かい実態調査と状況把握に努め、施設整備や入退所の仕組みの改善に役立てていきます。
- 質の高いサービス提供に向けて必要となる諸経費について、施設に対する助成を引き続き行うことにより、医療的ケアや認知症ケアを必要とする方の受入促進を図ります。
- 新規入所は、原則、要介護3以上の方に限定されますが、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる要介護1・2の方については入所が可能となるよう、制度を適切に運用します。

(2) その他の施設・居住系サービス

ア 介護老人保健施設

- 介護老人保健施設は一定の整備水準に達していることから、第6期計画期間においては、新たな整備は行いません。
- 介護老人保健施設が本来有する、在宅生活への復帰を目指すりハビリ支援や認知症高齢者への対応などのノウハウを生かした機能分担を充実させ、在宅復帰するための中間施設としての役割を強化します。また、多様な専門職種を有する介護老人保健施設が、地域包括ケアにおける拠点としての役割を担います。

イ 介護療養型医療施設

- 介護療養型医療施設については、医療ニーズの高い中重度要介護者の受け入れを強化し、利用者の状態に応じて継続的なサービスが提供できるよう、環境整備に努めます。

ウ 認知症高齢者グループホーム

- 未整備圏域での整備を進めるほか、区や日常生活圏域ごとの整備量や充足率等を勘案した上で、計画的に整備を進めます(平成27～29年度に年間6か所程度)。

エ 特定施設(介護付有料老人ホーム等)

- 特定施設(介護付有料老人ホーム等)については、引き続き、介護専用型特定施設(有料老人ホーム)の整備を推進します。(平成27～32年度に年間600床整備)
- 特定施設は医療ニーズへの対応や、低料金、立地状況など、横浜市が期待する役割やニーズに対応した特定施設の整備の誘導を進めます。

オ ショートステイ(短期入所生活介護施設)の整備

- 在宅生活の継続を支援し、家族の負担を軽減する観点から、ショートステイサービスを適切に利用できるよう、必要なサービス量を確保します。
- 介護者の急病時など、医療的ケアの可能な緊急時ショートステイ用のベッドを引き続き確保します(再掲)。

カ 要援護高齢者の生活を支える施設への支援

- 養護老人ホームの運営を行っている施設に対し、措置費を支弁します。
- 養護老人ホームについては、施設機能を生かし、生活支援ショートステイの受入れも行います。
- 老朽化している公立養護老人ホームについては、民間運営主体による代替施設の整備を着実に進めます。

- 要援護高齢者の受入れと居住環境の向上を図るため、養護老人ホームの個室化を進めます。
- 自立した生活を支える軽費老人ホームの運営に対し、引き続き助成します。

養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な65歳以上の方を対象とした入所施設

軽費老人ホーム

60歳以上の方で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方で、家族による援助が困難な方のための入居施設

(3) 高齢者向け住まいの整備・供給の促進

ア 高齢者向け（地域）優良賃貸住宅等の供給

- バリアフリー（室内の段差解消や手すり設置）仕様で整備された民間の賃貸住宅を横浜市が認定し、緊急通報システム、安否確認サービス等の提供や、家賃の補助が受けられる高齢者向けの公的賃貸住宅として供給します。

イ 高齢者向け市営住宅の供給等

- 段差の解消や手すりの設置など、住居内を高齢者向けに配慮するとともに、緊急通報システムの設置と生活援助員の派遣により、生活相談や安否の確認など在宅生活の支援を行う市営住宅（シルバーハウジング、シニア・りぶいん※）を提供します。

このほか、市営住宅の一部について、床段差の解消、手すりの設置など、高齢者等に配慮した仕様の住戸についても高齢者向け住宅として提供します。

※本市が建設し、所有している住宅を「シルバーハウジング」、本市が市営住宅として借り上げた住宅を「シニア・りぶいん」と呼んでいます。

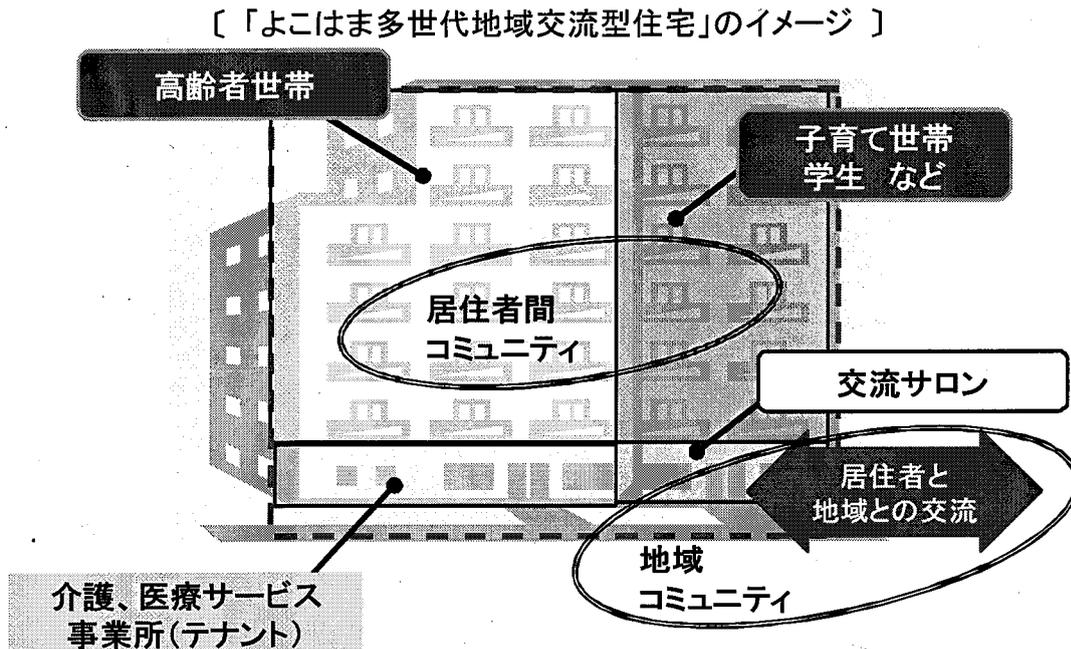
- また、既設市営住宅の一部において、高齢化に対応するため、エレベーターの設置を行うほか、手すりの設置など、高齢者等に配慮した仕様への改修を進めます。

ウ サービス付き高齢者向け住宅の供給支援

- ケアの専門家が常駐し、生活相談や安否確認サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅は、国の補助制度を活用した民間事業者による整備が進んでいますが、引き続き、住宅の登録や事業者に対する指導・監督を行うとともに、国による制度検討の動向等を踏まえ、適切に供給されるよう支援します。

エ 多世代が居住する高齢者向け住まいの供給促進

- 高齢者の方が、介護が必要になっても子育て世帯などと共に地域の中で安心して住み続けられるよう、生活支援や地域交流などの必要な機能を備えた賃貸住宅である「よこはま多世代地域交流型住宅」について、市有地の活用や民間住宅の認定などにより供給を進めます。



(4) 安心して住み続けられる環境の整備

ア 民間住宅への支援・誘導

- 民間分譲マンションの管理組合に、共用部分のバリアフリー化等整備費の一部を補助し、マンションのバリアフリー化を支援します。

イ 生活援助員派遣事業

- 住戸内の設備を高齢者向けに配慮し、緊急通報システムを備えた高齢者用市営住宅や、平成20年4月までに管理を開始した高齢者向け優良賃貸住宅に対し、生活援助員を週2回程度派遣し、生活相談、助言や安否確認、緊急時の対応を行います。
※平成20年5月以降に管理を開始した高齢者向け（地域）優良賃貸住宅については事業者による緊急通報システム・安否確認サービスを実施するほか、事業提案による任意のサービスとして生活相談等の生活支援サービスを行っています。

ウ 既存の公的賃貸住宅団地における生活支援策の検討

- 高齢化率が著しく高いなどにより、支援が必要な方が多く居住し、担い手不足のため地域の支え合い活動などの共助の取組が困難になってきている公的賃貸住宅団地を対象に、身近な相談機能の充実など、効果的な支援策を検討・実施していきます。

エ 住環境の整備 (再掲)

- 要介護・要支援と認定された高齢者等に対し、日常生活で困難な動作を補うための住宅改造工事費用の助成及び効果的な工事の助言等を行うことにより、できる限り自立した、健康的な在宅生活が継続できるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。

※介護保険住宅改修を優先適用します。

オ 質の高い有料老人ホーム等の確保

- 有料老人ホームの設置に必要な老人福祉法の届出の促進や指導を図るとともに、質の高い施設運営が図られるよう指導・監督を進めることで、入居者が安心して生活することができる適切なサービスの提供を確保します。
- 市内でも急速に整備が進むサービス付き高齢者向け住宅については、適切な運営や質の向上のため、引き続き、高齢者住まい法に基づき定期的な報告の徴収を行うとともに、指導指針等の検討を行います。

有料老人ホーム

契約に応じ、食事や介護、生活支援などのサービスを受けることができます。介護保険のサービスは、施設が一体的に提供する「介護付き有料老人ホーム」と外部の事業者と契約する「住宅型有料老人ホーム」があります。

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者にふさわしいバリアフリーや設備を備え、安否確認・生活相談のサービスが提供されます。食事や介護、生活支援などのサービスは住宅により様々で、介護保険のサービスは、通常、外部の事業者と契約します。

(5) 高齢者の賃貸住宅への入居支援

ア 市営住宅への入居支援

- 市営住宅の入居者募集に当たり、高齢者世帯の当選率の優遇を行うとともに、単身入居を認め、入居時に高齢者等世帯の収入基準を緩和するなど、高齢者の市営住宅への入居を支援します。

イ 民間住宅あんしん入居事業による支援

- 保証人が確保できずに民間賃貸住宅への入居に困窮している高齢者等に対して、協力不動産店による物件の紹介と民間保証会社の家賃保証による入居支援を行います。また、入居後の安心確保に向けて、福祉サービスと連携した居住支援を行うとともに、家主や入居者の不安を軽減するため、支援メニューの拡充を図ります。

ウ 終身建物賃貸借制度

- 高齢者が終身にわたって、賃貸住宅に住み続けることのできる「終身建物賃貸借制度（※）」の普及を図ります。

※住戸のバリアフリーなど一定の基準を満たした賃貸住宅について、高齢者が賃借人となる場合に、賃借人の生存中存続し、死亡時に終了する賃貸借契約を結ぶことができる制度

(6) 住まいづくりの総合的な推進

- 高齢社会を豊かな気持ちで生きがいを感じながら暮らせるものとするため、できるだけ在宅で暮らし続けたいという高齢者の意思を尊重するとともに、身体や所得などの状況に応じた住まいや保健・医療・福祉サービスが提供されるよう、住宅施策と福祉施策が一体となって、高齢者の居住の安定確保に向けた総合的な施策に取り組めます。

2 高齢者施設や住まいに関する相談体制の充実と情報提供

(1) 高齢者施設・住まいの相談センターの整備〈新規〉

- 高齢者の施設・住まいに関する総合相談窓口として、「高齢者施設・住まいの相談センター」を設置し、専門の相談員による個別・具体的な相談・情報提供に対応します。また、高齢者施設等に関する様々な情報を集約し、区役所や地域包括支援センターと共有することで、市民が身近な場所で情報を得られるようにします。

(2) 住宅相談体制・情報提供の充実

- 住宅相談窓口・情報拠点である「住まいの相談カウンター（ハウスクエア横浜）」（NPO法人横浜市住宅リフォーム促進協議会）、「住まいるイン」（横浜市住宅供給公社）や民間住宅事業者の実施する相談拠点との連携、地域ケアプラザなどの市民利用施設を活用など、総合的な住宅相談や情報提供を高齢者等の身近な場所で行えるような仕組みづくりを行います。

(3) 高齢者の住み替えや住宅資産有効活用の支援

- 高齢者の住み替えに関する相談窓口「住まいるイン」（横浜市住宅供給公社）において、家族構成や身体状況の変化などに応じて、適切な住み替えができるよう、ニーズに合った高齢者向けの住宅の情報提供を行います。また、高齢者が住み替える際に、持家を子育て世帯へ賃貸するなど、高齢者の資産活用を含めた様々な住み替えに関する相談を行います。

(4) 相談窓口の連携強化

- 上記の相談窓口が相互に連携することにより、それぞれの窓口における情報提供や相談体制の充実を図ります。

IV 地域包括ケア実現のために

1 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくり

◆ 目標

地域福祉保健推進のための基盤整備や、地域で見守り支え合う仕組みづくりを市民・事業者・公的機関の連携により推進し、誰もがいつまでも安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域づくりを進めます。

◆ 施策の展開

- 地域福祉保健計画の推進や援護が必要な高齢者等への支援を通じ、地域住民や幅広い関係団体・機関とともに、見守り・支え合いの取組を進めます。
- 権利擁護事業や成年後見制度について、広く普及啓発を進め、円滑な利用促進や関係機関の支援体制の充実を図ります。

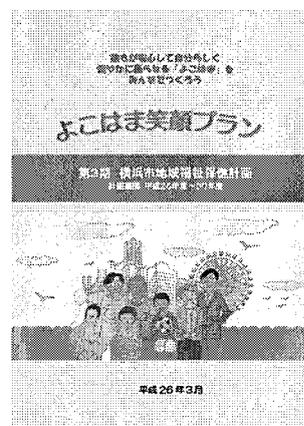
(1) 地域福祉保健計画の推進

- 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよう、地域で支援を必要とする人を早期発見する仕組みや、見守りの仕組み等を連動させ、的確に支援に結び付けていく取組を推進します。同時に、高齢者等が自分らしく地域で生活していくことを支えていける地域づくりを進めます。
- 地域ケア会議等の地域包括ケア実践の具体的な仕組みと、住民が主体的に地域の課題を解決する地区別計画の取組等をつなげ、地域生活を支える受け皿となる地域づくりを進めていきます。

よこはま笑顔プラン(第3期横浜市地域福祉保健計画)

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等)が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めることを目的として計画を策定・推進しています。

本計画(計画期間:平成26年度~30年度)では、(社福)横浜市社会福祉協議会が策定・推進してきた「横浜市地域福祉活動計画」と一体的に策定・推進を行い、地域福祉保健をさらに充実させていくことを目指しています。



(2) 一人暮らし・日中独居高齢者等への支援

○ ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業の推進

75歳以上の一人暮らし高齢者について、横浜市が保有する個人情報をもとに民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、両者が支援を必要とする人を効果的に把握できるよう支援し、状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動などにつなげる取組を、両者と区役所が連携して実施します。

○ 高齢化や世帯の小規模化が進み、支援が必要な人が増加している中、地域の共助による見守り体制を構築できるよう、地域主体の見守り活動を支援します。

○ 緊急連絡網が必要な一人暮らし高齢者等の自宅に、あんしん電話を設置します。

○ 災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支えあいの取組を支援していきます。

(3) 高齢者の権利擁護の取組

ア 成年後見制度の利用促進

○ 家族・親族以外の第三者後見人が必要な高齢者や障害者で、きめ細かい見守りや支援が必要な方の成年後見制度の利用を円滑に進めるため、市民や関係機関と連携して、市民後見人の養成と活動支援を推進します。

○ 自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るため、成年後見制度の普及・啓発を進めるとともに、弁護士会等の専門職団体や地域ケアプラザなどの関係機関とも連携を図りながら、身寄りのない認知症高齢者等が、速やかに後見人の援助を受けられるよう、成年後見制度の利用を促進します。

○ 後見開始の申立てをする親族がなく、本人の保護のため必要がある場合は、区長が適切に申立てを行うとともに、その際の申立てに要する費用や後見人などへの報酬を収入等に応じて助成します。なお、報酬の助成については、区長申立て以外も対象とします。

イ 高齢者虐待防止

○ 市民を対象に講演会や研修会を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護支援事業所や医療機関等に協力を依頼し、早期発見と未然防止を目指します。

○ 民生委員児童委員協議会や自治会町内会等の地域における組織、介護保険事業所や医療機関、警察等の関係機関による連絡会を区ごとに実施し、相互に相談しやすい体制をつくります。

第4章 施策の展開

- 区福祉保健センター及び地域包括支援センターは、養護者に対して、医療や介護等高齢者が利用できるサービスの情報を提供し、必要な時にすぐに利用できるよう支援します。
- 養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士の集いの活動の充実を図ります。
- 個別の事例に当たっては、随時の弁護士相談や関係機関との方針検討会議を実施し、迅速かつ適切に対応します。
- 地域の見守りや関係機関の協力により、高齢者が虐待の状態から早期に脱却し、安心して生活できるよう継続的に支援します。
- 施設における不適切なケアは虐待の一種であるという認識のもと、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、適切な運営指導を行います。
- 高齢者の尊厳を傷つけ、身体的機能の低下を引き起こすことにつながる身体拘束について、啓発等による防止に向けた取組を進めます。

ウ 老人福祉法の措置

- 区福祉保健センターでは、高齢者が虐待や認知症等により、契約による介護保険サービスの利用が困難であると判断した場合には、老人福祉法の措置により、介護保険サービスの提供を行います。

(4) 市民による福祉保健活動の支援

- 地域福祉の推進役として、社会福祉協議会は、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域社会づくりを目指し、ボランティア、地区社会福祉協議会などの活動を支援します。併せて、区域での活動支援を進めていくために、地域ケアプラザ等関係機関を支援します。
- 地域の福祉保健活動の拠点として、中学校区程度に1か所地域ケアプラザを整備するとともに、福祉保健活動拠点を各区に1か所設置しています。地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点では、活動の場所を提供するだけでなく、活動についての相談・支援を行うほか、ボランティアの育成や支援を行います。
- 区社会福祉協議会あんしんセンターでは、自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある高齢者等の日常生活を支援するため、権利擁護に関わる相談や、契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」及び「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」を行います。

- 横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関わる相談のほか、弁護士による専門相談、広報・啓発、成年後見事業として法人後見業務及び市内の社会福祉法人などへの法人後見に向けた支援のため、法人後見支援事業を行います。

(5) 高齢者にやさしい・安心のまちづくりの推進

ア 福祉のまちづくりの普及・推進

- 本市職員や市内設計士を対象に、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的とした「福祉のまちづくり研修」を実施し、条例の趣旨について周知するとともに、バリアフリーに対する啓発を促進しています。
- 次世代を担う子どもたちの福祉に対する理解や関心を高めるため、小学生向けのリーフレットを作成し、授業や家庭学習で活用するなど、福祉教育への理解を進めます。
- 全ての人々が安全で快適に利用できるユニバーサルデザイン(始めから高齢者・障害者などの区別なく、誰でも使える機能を想定又は選択ができるよう設計をすること)の考え方を取り入れた社会環境づくりを推進します。

イ 施設等のバリアフリー化

- 横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路、公園、駅舎等の公共交通機関の施設などについて、高齢者を含む全ての人にやさしい施設整備を進めます。また、「福祉のまちづくり推進会議」において、市民や事業者等から幅広く意見を聞きながら、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりを総合的に推進します。
- 高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう、建築物や道路、公園、公共交通機関の施設などのまちの中のバリアフリー化を進めます。
- 鉄道駅舎におけるエレベーター等の設置やノンステップバスの導入を促進します。
- 多目的トイレの設置や視覚障害者誘導用ブロックの敷設等を進めながら、正しい使用方法等マナー啓発を進めます。

ウ 消費者被害等の防止

- 振り込め詐欺被害を未然に防止するため、神奈川県警察等関連団体と連携した啓発イベントを実施する他、ポスターや広報誌等での呼びかけ、介護保険料額通知など高齢者へ個別送付する封筒等に注意喚起文を印字するなどの啓発を実施します。
- 高齢者の消費者被害を未然に防止するため、地域での見守り活動との連携を強化していきます。

第4章 施策の展開

- 横浜市消費生活総合センターにおいては、高齢者の消費者被害の適切かつ早期の解決に努めるとともに、地域ケアプラザ等での出前講座への講師派遣や、高齢福祉関係団体等との連携により消費者被害の未然防止に関する講座を実施します。

(6) 社会福祉法人の地域貢献の推進

- 国の制度改正の動向を見ながら、社会福祉法人が行う地域の福祉サービス向上や高齢者の生活支援等の取組に対し、地域における必要な連携を検討します。

週刊 消費生活情報「はまのタスケ・メール」

消費生活情報に関する携帯メールマガジンです。横浜市消費生活総合センターから、最新の悪質情報の手口や暮らしに役立つ情報を毎週配信しています。登録料は無料です。

【登録方法】

1. yokohama@star7.jp まで空メールを送信します。
2. 登録案内メールが届いたら、そのメールに書かれているリンク先URLにアクセスし、登録ボタンを押します。
3. 「登録完了」のメールが届いたら、手続完了です。

※QRコードも利用できます。

カメラで右のQRコードの写真を撮り、読み込みが完了したら、「空メール」を選択して送信してください。



「消費生活ハマメール」

パソコン向けメールマガジンで月2回配信しています。横浜市消費生活総合センターに寄せられた相談事例や、教室・イベント情報等をお届けしています。登録料は無料です。

【登録方法】

1. yokohama@cm03.asp.cuenote.jp まで空メールを送信します。
2. 登録案内メールが届いたら、そのメールに書かれているリンク先URLにアクセスし、登録ボタンを押します。
3. 「登録完了」のメールが届いたら、手続完了です。

2 介護人材の確保及び資質の向上

◆ 目標

今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、多様な人材の参入促進や事業者支援を充実させ、介護人材確保及び資質の向上に向けた取組を推進します。

◆ 施策の展開

- 中高年齢者や潜在的有資格者など多様な人材が介護現場で活躍できるような環境づくりに取り組みます。
- 関係機関と連携し介護職員や事業者向けの支援を充実させ、人材の定着促進や資質の向上を図ります。

(1) 介護職場への就業支援

- 中高年齢者の市内介護事業所等への就労を支援し、多様な人材の介護現場での活躍に取り組みます。
- 潜在的有資格者（介護福祉士や介護職員初任者研修資格（旧ヘルパー2級）など介護の資格を有している方で現在介護職場で働いていない方）の介護の現場への就労を支援します。
- 「横浜市介護人材求人情報提供システム」の改良や介護職場での就労体験など、福祉人材のマッチングに取り組みます。
- E P A（経済連携協定）などに基づく海外からの介護人材の就労支援を継続して行っていきます。
- 介護の日（11月11日）などにおいて、市民が介護保険制度に対する理解を一層深めることで、介護保険サービスや介護の仕事の全般についてより身近に感じてもらえるようにするための周知を行います。

(2) 将来の介護人材育成

- 介護の魅力を伝え、将来の進路選択につなげるため、高校生を対象に施設等介護の現場での職場体験（インターンシップ）を実施します。
- 施設等の介護職員を介護出前講座として中学校・高校に派遣し、介護の仕事の魅力、やりがいをPRします。
- 学生の進路選択資料の作成など、介護職場情報の的確な提供を通じた介護の仕事のイメージアップを図ります。

(3) 介護職員定着支援

- 従事者・経営者等への研修、従事者からの相談体制の充実、認知症ケア等専門的知識や技術の向上を目的とした研修を実施や、介護従事者のキャリアパスの確立に向けた取組を促進し、人材の育成や定着促進を図ります。
- 継続的な就労を支援するため、医療対応促進助成を実施します。
- 従事者の負担を軽減するため、有資格者が専門業務に専念できる環境の整備や、介護ロボット等の先進的な技術の導入促進に向けたPRを実施します。

(4) 資質の向上**ア 訪問介護事業者支援**

- 訪問介護事業者が自ら質の向上を目指すことができるよう、事業者団体を支援します。

イ 訪問看護支援研修

- 訪問看護師の人材確保を図るため、関係団体と協力し、訪問看護体験研修を行います。
- また現に訪問看護に従事している訪問看護師の離職防止、質の向上を図るため、看護管理者や中堅・新任看護師等を対象とした研修に取り組みます。

ウ 認知症対応型通所介護に対する運営支援

- 市内の認知症対応型通所介護事業所相互に、介護職員の交流研修等を実施し、質の向上を図ります。

エ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護（旧サービス名：複合型サービスに対する運営支援）

- 事業者向けセミナーの開催や、事業者連絡会への支援を行います。

オ 高齢者グループホームに対する運営支援活動

- 市内の高齢者グループホーム相互に、介護職員の交流研修等を実施し、質の向上を図ります。

カ 介護サービスの質の向上支援

- 事業者連絡会等と連携を取りながら、実習を通して質の確保、向上を図ります。

3 介護者に対する支援の充実

◆ 目標

介護者の身体的・精神的な負担を軽減できるよう、介護者に対する相談・支援体制の充実や、医療・介護サービスの情報の提供を進めます。

◆ 施策の展開

- 高齢者や家族が適切なサービスを選択できるよう、相談・支援体制の充実や各種サービス情報の周知・広報を進めます。
- 介護セミナーや介護者の集い等、介護者支援に取り組みます。

(1) 相談・支援体制の充実

- 地域包括支援センターを中心とした高齢者に分かりやすい相談・支援体制の充実を図るとともに、高齢者や家族が適切なサービスを選択・利用するための情報提供の充実に取り組みます。

(2) 介護者の集い

- 区福祉保健センターや地域包括支援センター等で家族を対象とした介護セミナーや介護者の集い等を開催し、家族の支援に取り組みます。

(3) 高齢者虐待防止（再掲）

- 市民を対象に講演会や研修会を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護支援事業所や医療機関等に協力を依頼し、早期発見と未然防止を目指します。
- 民生委員児童委員協議会や自治会町内会等の地域における組織、介護保険事業所や医療機関、警察等の関係機関による連絡会を区ごとに実施し、相互に相談しやすい体制をつくります。
- 区福祉保健センター及び地域包括支援センターは、養護者に対して、医療や介護等高齢者が利用できるサービスの情報を提供し、必要な時にすぐに利用できるような支援します。
- 養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士の集いの活動の充実を図ります。
- 個別の事例に当たっては、随時の弁護士相談や関係機関との方針検討会議を実施し、迅速かつ適切に対応します。

- 地域の見守りや関係機関の協力により、高齢者が虐待の状態から早期に脱却し、安心して生活できるよう継続的に支援します。

(4) 事業者選択のための介護サービス情報の充実と周知（再掲）

- 利用者や家族が適切にサービス事業者を選択できるよう、介護サービス情報の制度の利用促進と普及に向け、市民や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などへ周知、広報を積極的に行い、制度の定着に取り組みます。
- 市ホームページを通じて、施設サービスや在宅サービス等、様々な介護サービスの情報を公表し、利用者のサービス選択に役立つよう取り組みます。

4 市民に分かりやすい情報の公表と発信

◆ 目標

利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、サービス内容や事業者情報の提供の充実を図るとともに、事業者自身の自己評価や外部評価の取組を促進します。

◆ 施策の展開

- 利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。
- 介護保険サービスの質の向上を図るため、外部評価機関による評価の受審を進め、結果を公表します。

(1) 介護サービス情報の公表

ア 事業者選択のための介護サービス情報の充実と周知

- 利用者や家族が適切にサービス事業者を選択できるよう、介護サービス情報の制度の利用促進と普及に向け、市民や地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などへ周知、広報を積極的に行い、制度の定着に取り組みます。
- 市ホームページを通じて、施設サービスや在宅サービス等、様々な介護サービスの情報を公表し、利用者のサービス選択に役立つよう取り組みます。

イ バリアフリーに関する情報の受発信

- 市内鉄道駅及び公共施設のバリアフリー情報や、福祉のまちづくりに関する情報は、ホームページの「ヨコハマ・ふくまち.net」において提供します。
- 高齢者等への理解を深め、カラーユニバーサルデザインについて学び、情報発信の際に配慮します。

(2) 介護サービス等の評価

ア 認知症高齢者グループホーム等のサービス評価の促進

- 認知症高齢者グループホームは、毎年、都道府県知事が指定する調査機関による調査を受け、その結果を公表しなければなりません。
調査を受けていない場合は、期間を定めて、報告を求めたり、調査を受けるよう指導するなど、指定調査機関による調査及び結果の公表（外部評価）の徹底を図ります。

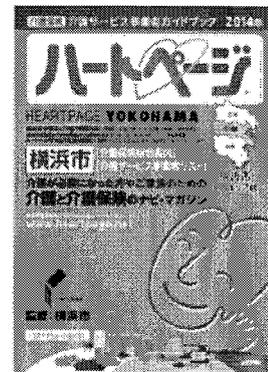
イ 「かながわ福祉サービス振興会」による在宅サービス評価の実施

- 在宅サービス事業者の自主的な質の向上のための取組を支援するため、「かながわ福祉サービス振興会」によるサービス評価の受審を進めます。
- 評価結果は、利用者や家族が適切な介護サービス事業者の選択に活用できるよう、インターネット等を通じて公表していきます。

介護保険総合案内パンフレット「ハートページ」

横浜市では平成 21 年度から介護保険総合案内パンフレットとして「ハートページ」を民間企業と協働で発行し、区福祉保健センター及び地域包括支援センターで配布しています。

また、横浜市ホームページでも、各々の閲覧ができます。



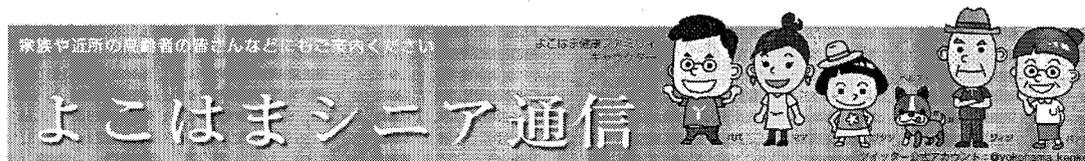
【横浜市健康福祉局 高齢者福祉の案内】

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/riyousya/aramashi/>

よこはまシニア通信

高齢者のための制度や情報を、高齢者本人だけでなく、支える家族や地域の方にも知っていただくため、平成 22 年度から発行している広報紙です。

平成 25 年度からは、広報よこはま市版と一体で発行し、不定期で記事を掲載しています。



5 介護サービスの適正な量の提供及び質の確保

◆ 目標

研修の充実等により要介護認定の一層の平準化を図るとともに、効率的な事務の執行について検討していきます。

事業者数が増加している中、効果的・効率的に事業所指導や報酬返還業務が行えるよう取り組みます。

施設長等を対象とした研修の実施により介護スタッフの人材育成に取り組み、サービスの質の確保を促進するとともに、利用者の生活の場である施設への介護相談員の派遣により、サービスの質の向上を図ります。

◆ 施策の展開

- 要介護認定や介護給付費の適正化を進め、適正かつ効率的な事務執行に努めます。
- 利用者に対して適切にサービスが提供されるよう、事業者に対する指導・監査体制を強化します。
- サービスの質の向上と事業者の透明性を高めるため、第三者評価の受審や、介護相談員の派遣を実施します。

◆ 想定事業量

		第5期の実績			第6期計画		
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
介護相談員数	人数(人)	192	203	220	240	250	260
派遣施設数	箇所数	169	177	200	220	230	240

注：平成26年度は実績見込み

(1) 要介護認定の適正化

- 要介護認定調査の平準化を図るために、認定調査員に研修を行うとともに、各区の保健師・社会福祉職が調査内容を点検します。また、審査会の平準化を図るために、審査会委員を対象に研修を行います。

(2) 介護給付費適正化の推進

ア 報酬請求適正化のための事業者指導

- 事業所数が漸増している中でも、より多くの事業者に確実な指導を行っていくため、委託化等を含めた効率的な実地指導の手法について検討します。同時に集団指導講習会を活用し、報酬請求に係る法令や仕組みの周知を徹底します。

イ 介護報酬請求の適正化

- 従来から行っている医療情報との突合・縦覧点検の他、国民健康保険団体連合会の給付費適正化支援システム等を活用し、不適正な請求が発生しやすい項目について集中的に点検・指導を行います。

ウ 未収債権の確保

- 未返還の事業所に対し、取立訴訟や滞納処分も視野に、個別に対応方針を決定し実行していきます。

エ ケアプランの点検

- 適切なケアプランにより被保険者個々の身体等の状況に応じたサービス利用が図られるよう、専門職の関わり方の検討や点検の基準やマニュアルの作成などを行い、ケアプラン点検を推進するための環境を整備します。

オ 適正な価格による福祉用具貸与の推進

- 福祉用具貸与サービスでは自由価格のため、提供価格が事業者ごとに異なりますが、平均を大きく上回る価格で貸与されている場合の点検や、サービスを利用する際に比較検討して選択できるように支援することで費用の適正化を推進します。

カ 住宅改修の質の向上

- 利用者やケアマネジャー、工事施工業者等の関係者における制度への理解を深め、住宅改修の適正な利用方法等の周知を徹底することで、全体的な質の向上を図ります。

キ 介護給付費通知の送付

- 請求誤りや不適切なサービス提供の発見と抑止のために、在宅サービス利用者に対し、利用したサービス内容とその負担額等を通知します。

(3) 介護保険事業者に対する指導・監査

- 介護保険事業所の指定期間内に運営状況の確認を行い、実地による運営指導等が行えるように指導・監査体制の強化に取り組みます。
- 利用者に対して適切なサービスが提供されるように関係部署との連携強化を図り、利用者の尊厳の保持及び安全確保の徹底に取り組みます。
- 本市に寄せられた介護保険事業所に対する苦情に対して、その緊急性及び重大性を適切に把握し、効果的に監査等を実施します。
- 法令遵守の徹底を図るため、介護事業者に対して業務管理体制の整備に係る指導の強化に取り組むとともに、問題点を確認した場合は必要に応じて検査を実施します。
- 集団指導講習会等を通じて介護事業者に対する定期的な運営指導を実施し、運営基準等の遵守及び介護サービスの質の向上を図ります。

(4) 質の確保、向上

ア 施設の第三者評価の実施

- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等が提供するサービスの質の向上に向けた自主的な取組等を支援するため、本市独自の評価基準による第三者評価を行います。
- サービスの質の向上に結びつく、より効果的な評価の仕組みとするため、評価を行う機関及び当該機関に所属する評価調査員のための研修を実施します。また、必要に応じて適宜、評価基準の見直しなどを行います。
- 評価結果は、利用者や家族が適切な施設選択に活用できるよう、市ホームページ等を通じて公表していきます。

イ 介護相談員派遣事業の推進

- 利用者の生活の場である認知症高齢者グループホームや特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に介護相談員を派遣し、サービスの質の向上を図ります。また、既に派遣を行っている施設等に加え、更なる派遣先の拡大に取り組みます。
- 介護相談員の安定的な確保及びスキルアップを図るため、養成研修や現任研修を実施し、活動内容の充実に取り組みます。

6 苦情相談体制の充実

◆ 目標

利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場所で苦情相談ができる体制を引き続き確保します。

苦情相談の内容に対して、事業者や区役所などの関連機関の連携により、的確かつ迅速な対応が行えるような連絡体制や、過去の苦情報告に関する情報を、その後の対応に活用する仕組みの確立を目指します。

◆ 施策の展開

- 利用者に身近な場所で苦情相談できる体制を確保するとともに、苦情内容に対して関係機関で連携の上、迅速かつ的確な対応を行います。
- 横浜市福祉調整委員会を適正に運営し、サービス提供者の質の向上を図ります。

(1) 苦情相談対応の充実

- 利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）の窓口等、引き続き利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。

〔介護保険制度における苦情相談件数〕

	24年度	25年度	26年度（4～9月）
介護保険制度における苦情相談（件）	226件	259件	134件

注：保険料に関する相談件数を除く

- 本市に寄せられた介護保険事業所に対する苦情に対して、その緊急性及び重大性を適切に把握し、効果的に監査等を実施します。（再掲）

(2) 苦情相談スキルの向上

- 苦情相談に対して、全ての職員が適切に対応できるよう、苦情対応研修への参加や苦情相談事例の活用などにより、職員のスキル向上を図っていきます。

(3) 横浜市福祉調整委員会事業

- 横浜市福祉調整委員会は、サービスに関する苦情相談に応じ、中立的な立場から事業者に対する調査・調整を行い、苦情解決を図る第三者機関として、年間約700件余りの苦情相談等に対応しています。このうち、委員が対応した苦情申立てについては、サービス提供者（市、区、事業者）に調査・調整を行った上で、改善が必要な場合に、是正・改善の申入れを行っています。

〔 横浜市福祉調整委員会の相談実績 〕

	24年度	25年度	26年度(4～11月)
相談実績(件数) (うち高齢・介護) (件)	732件 (250件)	685件 (197件)	512件 (169件)

- 横浜市福祉調整委員会の運営を引き続き適切に実施し、福祉保健サービスの質の向上をより一層図っていきます。

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

Tel : 045-671-3412 Fax : 045-681-7789

E-mail : kf-keikaku@city.yokohama.jp

平成 27 年 2 月発行

